

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年6月30日
【計算期間】	第3期（自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日）
【ファンド名】	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラ ストー米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703 （Red Arc Global Investments (Cayman) Trust—USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703）
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・ マネジメント・リミテッド （Citigroup First Investment Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ソン・リ （Song Li, Director）
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、 チャンピオン・タワー50／F （50／F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong）
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	辯護士 三 浦 健 同 飯 村 尚 久
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注1）米ドルの円換算額は、便宜上、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）による。以下同じ。

（注2）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、1月1日に始まり翌年の12月31日に終了する1年をいう。ただし、第1会計年度は、2017年1月26日から2017年12月31日までの期間をいう。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、2017年3月22日である。

（注5）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2020年4月末日現在、トラストは、ファンドを含む21本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

a. ファンドの目的、信託金の限度額

トラストは、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（以下「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

サブ・ファンドの機能通貨は、米ドルとする。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに関係する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

（a）満期日において、発行価格の100パーセントである目標リターン（以下「目標償還水準」という。）を達成することを目指すポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）。

（b）本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）。

安定運用部分に対するエクスポージャーは、本債券に対する投資によって得られる。その詳細は、後述する。

管理会社は、積極運用部分スワップ取引を締結することによって、積極運用部分に対するエクスポージャーを得ることを目指す。その詳細は、後述する。

目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定した。2019年12月30日現在、純資産価額に対する積極運用部分の投資比率は18.26パーセント、安定運用部分の投資比率は81.48パーセントであった。

サブ・ファンドについて、ファンドの信託金の限度額は定められていない。申込可能な受益証券の価額の最大総額は、10億米ドル相当額とする。

b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2017年1月26日付追補信託証書（以下「追補信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含む（ただし、これらに限られない。）。）を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。

後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、（i）受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社がその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または（ii）償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が（i）ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または（ii）サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合（本インデックスおよび／もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む（ただし、これらに限られない。）。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法（2020年改正）（以下「信託法」という。）に基づき保有するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるために付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび／またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

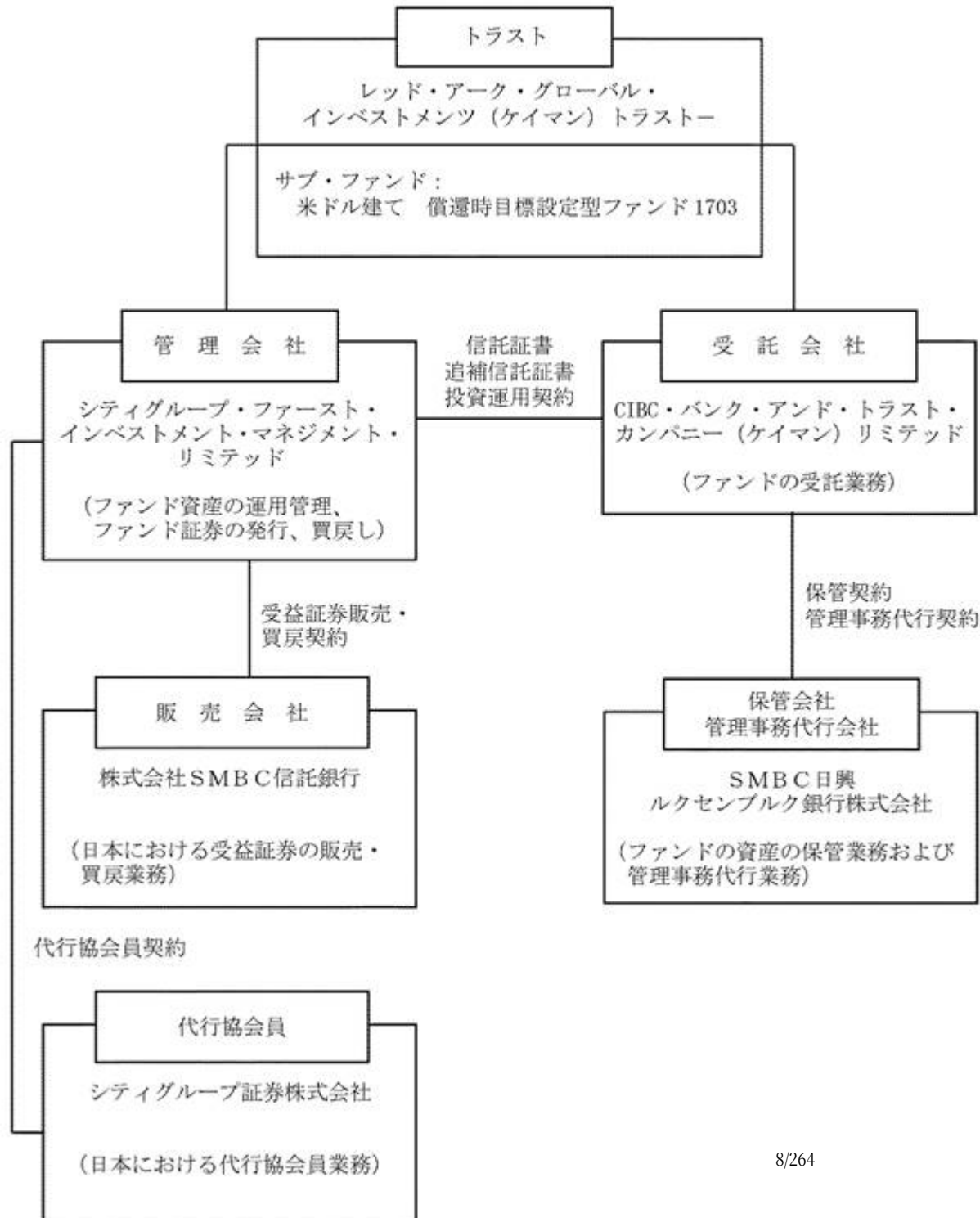
- （a）資産、債務、経費および費用を当該クラスおよび／またはシリーズ間で割り当てる方法
- （b）当該クラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- （c）受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬（管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。）を当該各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- （d）為替ヘッジに起因する費用および損益を当該各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- （e）かかるサブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務を当該各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

（２）【ファンドの沿革】

1971年 1 月15日	管理会社設立
2008年10月21日	信託証書締結
2015年 3 月10日	修正・再録信託証書締結
2015年 5 月12日	修正・再録信託証書効力発生
2017年 1 月26日	追補信託証書締結
2017年 2 月24日	サブ・ファンドの申込開始
2017年 3 月22日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



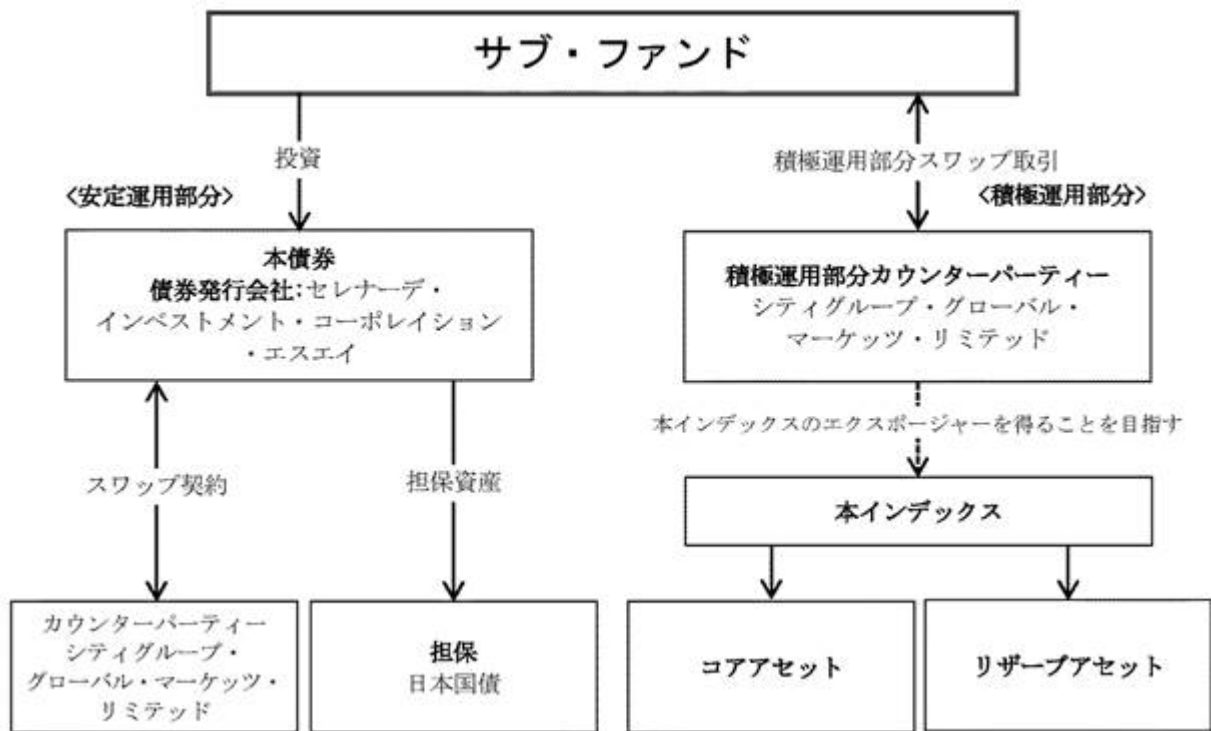
② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を行う。
CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2008年11月19日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2008年11月19日付で受託会社との間で管理事務代行契約（注3）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
シティグループ証券株式会社	代行協会員	2017年2月6日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。日本において代行協会員業務を行う。
株式会社SMBC信託銀行	販売会社	2017年2月6日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

- （注２）保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- （注３）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。
- （注４）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券１口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売会社への送付等を行うことを約する契約である。
- （注５）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ ファンドの投資の仕組み



④ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

(ii) 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

(iii) 株式資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル（約2,758万円）で、2020年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,379円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2020年4月末日現在2億5,842万4,800香港ドル（約36億円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.79円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

（iv）会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

(v) 大株主の状況

(2020年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・ マーケット・ホンコン・ホール ディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、 チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

② 準拠法の内容

(i) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどの採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ii) ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

(iii) 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「同等の法域」とは、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（2020年改正）（以下「ケイマン諸島犯罪収益に関する法律」という。）に基づきケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。

- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2020年改正）、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年6月30日までには前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ii）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような

運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。サブ・ファンドの第一期の会計年度は、2017年12月31日に終了した期間であった。監査済年次計算書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、通常、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付される。最初の報告書は、2017年6月30日に終了した中間期間に関する半期報告書であった。

また、管理事務代行会社は、各月の末日時点の受益者に保有されている受益証券の残高を記載した月次報告書を受益者に提供し、さらに、受益証券の申込みまたは買戻しのいずれかを行った受益者のそれぞれに対しては、当該申込みまたは買戻しの後に追加の残高証明書を提供する。

② 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、

さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元、申込者の実質的所有者及び支配者の身元（適用ある場合）ならびに資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元、申込者または譲受人の実質的所有者及び支配者の身元（適用ある場合）ならびに資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先による適用ある法律もしくは規

制の遵守を確保するのに必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島における者が、他の者が犯罪行為に従事しまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該者は、上記の確信または疑惑を、（i）その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または（ii）その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法（2018年改正）に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して報告する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

- （a）満期日において、発行価格の100パーセントである目標リターン（以下「目標償還水準」という。）を達成することを目指すポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）。
- （b）本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）。

安定運用部分に対するエクスポージャーは、本債券に対する投資によって得られる。その詳細は、後述する。

管理会社は、積極運用部分スワップ取引を締結することによって、積極運用部分に対するエクスポージャーを得ることを目指す。その詳細は、後述する。

目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定した。2019年12月30日現在、純資産価額に対する積極運用部分の投資比率は18.26パーセント、安定運用部分の投資比率は81.48パーセントであった。

安定運用部分

安定運用部分は、本債券に対するエクスポージャーを提供することにより、満期日において目標償還水準を達成することを目指す。本債券は、債券発行会社によって発行された。本債券は、満期日以前に満期の日を迎え、その満期の時に目標償還水準を達成するように設計された。

本債券が満期日より前に終了される場合、後記「別紙B 本債券、E. リスク要因、早期払戻リスク」および「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、安定運用部分に関するリスク、本債券の売却による実現金額が目標償還水準を達成できないことがある」の項に記載するとおり、目標償還水準が達成されないことがある。よって、後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、サブ・ファンドに関連するリスク、無保証」の項において詳述するとおり、サブ・ファンドは、保証が付されておらず、または元本を確保されていない。

受益証券は、満期日において、強制的に買い戻される。受益証券が満期日まで保有された場合にのみ安定運用部分が目標償還水準を達成することが見込まれ得る。したがって、受益者が予定された満期日より前にその受益証券の買戻しを請求する場合、目標償還水準を達成することができないことがある。疑義を避けるために付言すると、サブ・ファンドは、元本確保の恩恵に与ることはなく、ならびにサブ・ファンドには、保険および保証のいずれも付されていない。サブ・ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

本債券に関する詳細については、本書別紙B「本債券」を参照のこと。

積極運用部分

積極運用部分は、投資者に対して、本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供する。その内容は、後述する。

本インデックス

本インデックスは、複数資産から成るポートフォリオのパフォーマンスを得ることを目指し、また、指数および先物バスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、指数および先物のバスケットの下降トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指すボラティリティを目標とした指数である。本インデックスの方式は、株式、商品および債券から成る広く分散化された想定バスケット（以下「コアアセット」という。）ならびに債券（以下「リザーブアセット」という。）（これらそれぞれは、以下において詳述される。）に対するエクスポージャーを提供するように設計された動的エクスポージャー戦略を用いる。

コアアセットおよびリザーブアセット

コアアセットは、以下の表に定める構成銘柄から構成される。

	コアアセット構成銘柄	構成比率
1	EミニS&P500 期近限月	12パーセント
2	日経平均株価 期近限月	12パーセント
3	ストックス欧州600指数 期近限月	12パーセント
4	ASX SPI 200 期近限月	12パーセント
5	ミニMSCIエマージングマーケット指数 期近限月	12パーセント
6	S&P GSCI ゴールドエクセスリターン指数	5パーセント
7	S&P GSCI 原油エクセスリターン指数	5パーセント
8	ユーロ建ドイツ国債 期近限月	7.5パーセント
9	10年物日本国債 期近限月	7.5パーセント
10	10年物オーストラリア国債 期近限月	7.5パーセント
11	10年物米国財務省中期証券 期近限月	7.5パーセント

本インデックスは、定期的に（通常月次で）、コアアセットを構成する株式および商品の資産に関して、一定の範囲において、米ドルに対するヘッジを提供するよう設計されているが、本インデックスは、コアアセットを構成する債券に関して、米ドルに対するヘッジを提供するようには設計されていない。

リザーブアセットは、以下の表に定める構成銘柄から構成される。

リザーブアセット構成銘柄	構成比率
--------------	------

ユーロ建ドイツ国債 期近限月	25パーセント
10年物日本国債 期近限月	25パーセント
10年物オーストラリア国債 期近限月	25パーセント
10年物米国財務省中期証券 期近限月	25パーセント

本インデックスは、定期的に（通常月次で）、リザーブアセットを構成する債券に関して、一定の範囲において、米ドルに対するヘッジを提供するよう設計されている。

本インデックスは、ルール・ベースによる配分方式（以下「リスク・オンオフ水準」という。）に従い、コアアセットとリザーブアセットとの間の想定配分を定め、またこれにより、投資者に対して、そのエクスポージャーを提供する。

リスク・オンオフ水準は、以下の二つの特定の市場指標の週次の観測（以下、当該観測のそれぞれを、「シグナル日」という。）を適用することにより算定される。

- （a）シグナル日までの（ただし、当該シグナル日を含む。）20インデックス営業日から120インデックス営業日の間の回顧期間において、コアアセットの時間加重平均水準をその単純平均水準と比較することとして理解することができる指標により測定される、コアアセットのトレンド（以下「トレンド指標」という。）。
- （b）5インデックス営業日の期間を通じて、シティ・グローバル・マクロ・リスク指標（以下「シティGMRIインデックス」という。）の平均水準により測定される、6つの選定された金融市場において反映されるリスクの市場認識（以下「マクロ指標」という。）。シティGMRIインデックスは、一般的な市場リスク回避の水準の予想を代表するように機能する特定の指標のパフォーマンスを追跡するインデックス・スポンサー固有の指数である。当該指標に含まれるのは、新興国市場の国債スプレッド、米国の信用スプレッド、企業の債務不履行に対する信用補完費用ならびに外国為替相場、株式および金利のインプライド・ボラティリティである。

トレンド指標およびマクロ指標は、組み合わせさせてシグナル（以下「シグナル」という。）を提供し、以下のとおり、リスク・オンオフ水準によって本インデックスにコアアセットもしくはリザーブアセットまたはそれぞれの組合せに対するエクスポージャーを提供する判定となるかを決定する。

- （a）シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して高いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーをリザーブアセットに配分する。
- （b）シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して低いリスクの市場認識を

示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーの半分をコアアセットに配分し、半分をリザーブアセットに配分する。

- (c) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して非常に低いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーの75パーセントをコアアセットに配分し、25パーセントをリザーブアセットに配分する。
- (d) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが上昇トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して低いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーをコアアセットに配分する。
- (e) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが上昇トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して高いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーの25パーセントをコアアセットに配分し、75パーセントをリザーブアセットに配分する。

シグナルに変更がない場合、当該週の期間に関して、比率の調整は行われない。インデックス要項において詳述されるとおり、関連する本インデックスの構成銘柄に係る予定取引日ではないことにより、または一定の指定された取引所がその通常の立会取引を行うことが予定されている日ではないことにより、一つまたは複数の本インデックスの構成銘柄の取引を行うことができない場合、当該週の期間に関して、比率の調整は行われない。しかしながら、（インデックス要項において記載されるとおり）一定の混乱事由により、一つまたは複数の本インデックスの構成銘柄の取引を行うことができない場合、比率の調整は、インデックス要項において定める手続に従い、本インデックスの構成銘柄に関して行われる。

目標ボラティリティを得ることを追求する際のリスク・オンオフ水準に対する可変エクスポージャー

本インデックスの方式は、本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する静的に増加または減少された想定エクスポージャー（以下「本エクスポージャー」という。）を提供するように設計されたボラティリティ目標の動的エクスポージャーの仕組みを利用する。本エクスポージャーは、100パーセントという既定の最大制限に従い、インデックス水準に係る特定された年率換算後のボラティリティの水準全体が5パーセント（以下「ボラティリティ目標」という。）以下を維持することを追求する計算式に従い、潜在的には日次で、調整される。例として、リスク・オンオフ水準に係る年率換算後のボラティリティがボラティリティ目標を下回る場合、本インデックスの方式により、ボラティリティ目標を達成す

るとの目的をもって、既定の上限に至るまで本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーが引き上げられる。本エクスポージャーは、リスク・オンオフ水準の直近のボラティリティを参照して決定される。リスク・オンオフ水準および本インデックスの本エクスポージャーのリスク・オンオフ水準に対するボラティリティは、潜在的には、日々決定および調整されるが、本インデックスの実際のボラティリティは、ボラティリティ目標を上回り、または下回ることがあり、さらに、ボラティリティ目標の適用は、本インデックスの本エクスポージャーへの調整前のリスク・オンオフ水準の過去21インデックス営業日のボラティリティ履歴と5パーセントのボラティリティ・バッファ（以下「ボラティリティ・バッファ」という。）に基づく。ボラティリティ・バッファの効果は、大まかにいうと、本インデックスの方式によって算定される理論的なエクスポージャーと現実のエクスポージャーとの絶対的な差分が5パーセントを上回らない限り、本インデックスのリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーが変わらないということである。ボラティリティ・バッファの目的は、エクスポージャーの過度に頻繁な変化およびそれに伴う費用を避けることである。この意味するところは、本インデックスがボラティリティの変化を反映させるように本エクスポージャーを増加または減少させる前に相当の期間を要することがあることである。この結果、本エクスポージャーがより短期に調整されると仮定した場合に比べて、インデックス水準が低くなる可能性がある。

インデックス想定費用

インデックス水準は、本インデックスの個別の構成銘柄の比率および水準ならびにリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーの変化に伴う想定取引および複製の費用（すなわち、インデックス要項に詳述されるとおり、シグナルの変化の結果によるコアアセットとリザーブアセットとの間のエクスポージャーの再配分に伴う想定費用）を控除したものである。インデックス水準は、先物である本インデックスの構成銘柄の入れ替えならびにコアアセットおよびリザーブアセットにおける固定比率への構成銘柄の月次再設定に伴う費用も反映する。

本インデックスは、インデックス・スポンサーによって公表される。

本項は、本インデックスの完全な記述ではなく、本項は、本インデックスの主要な性質の部分的な概要を内容とするに過ぎない。英文によるインデックス要項は、インデックス要項に付随する「本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）」および「リスク要因の平易な英文による説明（Plain English Description of the Risk Factors）」と題する文書と共に、次に掲げるアドレスにおいて入手できる。

(a)

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_Index_Index_Conditions.pdf

(b)

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_Index_Plain_English_Index_Description.pdf

(c)

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_Index_Plain_English_Risk_Factors.pdf

インデックス要項は、本インデックスが準拠する規則および本インデックスの主要な性質のより詳細な記述を内容とする。とりわけ、本インデックスの方式は、本インデックスがインデックス計算代理人によって計算される方法に係る記述および本インデックスに対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、インデックス要項の全部を読むべきである。本項とインデックス要項との間に不一致がある場合、インデックス要項が優先するものとする。

積極運用部分スワップ取引

管理会社は、受託会社の代理人として、積極運用部分スワップ・カウンターパーティーとの間で、店頭スワップ取引またはこれに相当する取引（以下、総称して、「積極運用部分スワップ取引」という。）を締結することによって、サブ・ファンドの計算において、本インデックスに対するエクスポージャーを得ることを目指す。

積極運用部分スワップ取引は、インデックス水準に対するレバレッジ後のエクスポージャー（以下「レバレッジ後エクスポージャー」という。）を提供するように設計されている。レバレッジ後エクスポージャーは、次に掲げる（a）に対して（b）を乗じた積として計算される。

（a）積極運用部分に対して配分される純資産価額の部分。

（b）後述する方法により計算されるレバレッジ水準（以下「レバレッジ水準」という。）。

払込日の翌日頃、レバレッジ水準は、8.00倍に設定された。

レバレッジ水準は、満期日まで同一であり続けるものとする。

管理会社は、レバレッジ後エクスポージャーがサブ・ファンドの純資産価額の200パーセントを超えないことを確保するという観点で、レバレッジ後エクスポージャーを日々監視する。

レバレッジ後エクスポージャーがサブ・ファンドの純資産価額の200パーセントを超えた場合、管理会社は、レバレッジ後エクスポージャーをサブ・ファンドの純資産価額の200パーセントまたは200パーセ

ント近くまで減らすため、可能な限り速やかに関連する積極運用部分スワップ取引を解消する。当該積極運用部分スワップ取引の解消による関連する手取金は、現金の留保として保有される。

積極運用部分スワップ取引は、手数料ならびにレバレッジ後エクスポージャーに伴う想定取引および複製の費用に係る控除部分を反映する。これらには、インデックス水準から控除される年率2.37パーセントの手数料（以下「スワップ手数料」という。）が含まれ、これは、レバレッジ水準によって増加する。かかる手数料は、後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（4）その他の手数料等、② 積極運用部分スワップ取引に適用される手数料」の項において記載するとおり、払込日の後速やかに決定される。後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金」の項において記載するとおり、スワップ手数料の一部は、管理会社、販売会社、代行協会員ならびに管理事務代行会社および保管会社に対して支払われる報酬に充てるよう適用される。積極運用部分スワップ取引は、（レバレッジによって増加したスワップ手数料を控除した後の）インデックス水準の変動のみならず、短期フェデラル・ファンド金利による仮想的な利息の発生も反映する。

サブ・ファンドは、毎月支払われる目標償還金額の年率0.77パーセントの利息を受領し、これは、（後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、現金方針」の項に記載するとおり、現金留保から補填される固定の経費および費用を除く）サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられる。

サブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証は一切ない。

現金方針

サブ・ファンドの当座の現金の必要性をそれが生ずる都度斟酌して、サブ・ファンドの資産の一定比率は、現金で保有されることがある。管理会社は、サブ・ファンドが常にその支払債務を充足する状態にあることを確保するため、現金または現金同等の有価証券へのサブ・ファンドの配分を管理することについて責任を負う。したがって、受益証券の発行手取金の一部が本債券または積極運用部分スワップ取引に対して投資されず、またこれに代わり、かつ、管理会社の裁量において、保管会社に開設した銀行預金口座に留め置かれる（以下「現金留保」という。）ことがある。現金留保は、サブ・ファンドの設立費用、固定経費および継続的費用に用いられる。

サブ・ファンドの通常の支払債務は、積極運用部分スワップ取引に関する担保の設定、買戻代金ならびに管理会社およびサブ・ファンドの他のサービス提供者に対して支払われるべき他の通常のサブ・ファンドの報酬および費用を含む（ただし、これらに限られない。）。

管理会社の運用上の原則は、サブ・ファンドがその支払債務の履行期が到来するときは常にその支払債務を充足する状態にあることを確保する一方、サブ・ファンドの現金保有を最低限に維持することで

ある。通常の状況の下、管理会社は、純資産価額の5パーセント超を現金留保で保有することを想定していない。いかなる状況においても、現金留保が純資産価額の10パーセントを超えることはない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

（３）【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・イ

ンベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて25年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドが相当の分配可能な利益を有することは想定されていない。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- （a）取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- （b）サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。）。
- （c）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。

- （d）管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られない。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- （e）空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- （f）後記「借入れ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- （g）一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行体の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該株式または受益証券を保存すること。
- （h）一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行体に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができる。）。
- （i）一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、（i）有価証券（上記（g）に定める株式または受益証券を除く。）、（ii）金銭債権（上記（h）に定めるデリバティブを除く。）および（iii）匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該（i）有価証券、（ii）金銭債権および（iii）匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができる。）
- （j）一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20パーセントを超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、デリバティブ取引から生じるリスクを十分に把握する過程において管理会社により実施されるリスク管理手続きである、規制を受けている金融商品取引業者の自己資本比率規制において定められる標準的方式の「市場リスク相当額」の算出方法を参考に用いた未決済のデリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク量が純資産価額の80パーセント以内となるように確保する。以上の規定の目的において、「標準的方式」および「自己資本比率規制」とは、それぞれ日本の金融庁の規則に定める意味を有する。

前記（g）から（j）までの投資制限に基づく発行体集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、サブ・ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行体および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行体および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行体および／またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するサブ・ファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができる。

管理会社は、上記の投資制限に関係する適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとする（ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の通知を行うものとする。）。

管理会社は、（i）受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、（ii）サブ・ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに／または（iii）投資方針およびガイドラインからの逸脱が（a）サブ・ファンドを終了する準備を行うためもしくは（b）サブ・ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要な場合、前記の投資方針およびガイドライン（ただし、（a）ないし（j）の投資制限を除く。）から一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指す。

借入れ

管理会社および／またはその委託先は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができる。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、これらに限られない。）特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りでない。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび／独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および／または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

サブ・ファンドに関連するリスク

投資対象および取引リスク

サブ・ファンドの投資対象が、一定期間（特に短期）において、達成される保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。したがって、受益者は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻し方法によってのみしかその受益証券を処分することができないことがある。関連する買戻し通知の日付から関連する買戻しまでの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。さらに、受益者が自らの受益証券を買い戻しをさせることができないこともある。

実績

サブ・ファンドおよび管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条件に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに／または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができる。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照のこと。

無保証

サブ・ファンドは、保証が付されておらず、または元本の確保はされていない。そのため、受益者が当初投資の総額を取り戻すことができるという保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

早期買戻し

受益証券の早期買戻しの結果、受益者の受領する金額が発行価格を下回ることがある。受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの存続期間中に発行価格を下回ることがあり、したがって、満期日前に買い戻される受益証券の買戻価格は、発行価格を下回る可能性がある。

為替リスクおよび為替管理

受益証券に関して為替ヘッジが行われず、したがって、投資者は、米ドルと米ドル以外の通貨建て資産に対する投資の間の為替変動の影響を受けることがある。

サブ・ファンドおよび受益証券は、米ドル建てである。そのため、投資者の金融活動が主に米ドル以外の通貨または通貨単位（日本円を含む。）（以下「投資者通貨」という。）建てである場合、通貨の転換に関する一定のリスクが生じる。これらのリスクには、為替相場が著しく変動するリスク（米ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。）および米ドルもしくは投資者通貨（いずれか該当する方）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれる。米ドルに対する投資者通貨の価値が上昇した場合、（a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額ならびに（b）支払われるべき分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額が減少する。

政府および通貨当局は、適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性がある為替管理を（一部の政府および通貨当局が過去にそうしてきたように）実施することがある。その結果、投資者は、想定よりも少ない買戻代金もしくは分配金を受領するか、または買戻代金もしくは分配金を一切受領できないことがある。さらに、米ドルが、非流動的であり、譲渡不能であり、および／もしくは通貨制限（米ドルを管轄する当局により課せられる転換制限および為替管理を含む。）の対象であり、またはこれらの対象となるリスクがある。当該場合において、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載されたとおり、買戻代金の支払いが停止されることがあり、また、投資者は、当該支払いを受領することができない状況のため不利に利益および損失を被ることがある。

当該通貨リスクは、管理会社の支配の及ばない要因（経済的および政治的事象、関連する通貨の需給関係など）に左右される。近年、一定の通貨の為替相場が非常に変動性が高くなっており、当該変動性

は将来も継続することが見込まれている。ただし、過去に生じた特定の為替相場の変動は、常にサブ・ファンドの期間中に日本円との間の米ドルに関連する為替相場の変動を示唆するものではない。

買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券の買戻しに関して大量の請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にサブ・ファンドの投資対象の清算が必要となる可能性がある。

分配

サブ・ファンドの分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタルゲインのすべてを再投資することである。したがって、サブ・ファンドへの投資は、現時点のリターンを求める投資者には適合していないことがある。

早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（3）信託期間」および「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されたとおり、予定の償還日の前に償還することがある。

安定運用部分に関するリスク

本債券に関する信用リスク

発行体が適時に元利金の支払いを行うことができない（または行うことができないと認識される）場合、有価証券の価値は、当該有価証券に設定される評価額にのみ近似することがある。一定の有価証券の流動性のある取引市場が存在しない場合、当該有価証券の公正価値を設定することができないことがある。

債券発行会社は、本債券に基づく同社の債務を補完するための実質的な同社の固有資産を保有していない特別目的証券化会社である。サブ・ファンドに対して支払われるべき金額は、いずれかの担保契約に基づき債券発行会社に対して支払われる資金およびいずれかの担保資産をもつてのみ、支払われる。したがって、サブ・ファンドは、債券発行会社、いずれかのカウンターパーティー（安定運用部分スワップ・カウンターパーティーを含む。）およびいずれかの担保資産の債務者の信用リスクの全部を引き受ける。

本債券の売却による実現金額が目標償還水準を達成できないことがある

受益証券の任意買戻しの資金を調達することを目的として、管理会社が満期日前に本債券の売却を必要とする場合、当該売却により受領される金額は、目標償還水準の達成に必要な金額を下回ることがある。また、管理会社は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、強制買戻し」の項に記載されるとおり、特定の状況において受益証券の強制買戻しを行うこともある。当該強制買戻しが受益証券に係る関連する満期日前に行われる場合、同様に、目標償還水準は、達成されないことがある。

満期日における目標償還水準の達成は、債券発行会社の信用リスクにも左右され、ひいては債券発行会社が影響を受ける原資産である債券の信用リスクによって影響を受けることがある。前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、安定運用部分に関するリスク、本債券に関連する信用リスク」のリスク要因を参照のこと。

ソブリン債

サブ・ファンドは、本債券を通じて、ソブリン債に対するエクスポージャーを有することがある。

政府発行体の商品に対するエクスポージャーは、多大な経済リスクおよび政治リスクを伴うことがある。政府機関の債務に対するエクスポージャーにより、サブ・ファンドは、関連する国における政治的、社会的および経済的変化の直接的または間接的な影響を受けることになる。政治的变化は、政府がその債務を適時に支払い、またはその用意を行う意欲に影響を及ぼすことがある。とりわけインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映される国家の経済的状況もまた、当該政府の債務履行能力に影響を与える。

一定のソブリン証券の保有者は、これらの債務の再編および返済期限の繰延べに参加し、これらの債務の発行体へのさらなる貸付けを求められることがある。ソブリン証券の保有者の利益は、再編の取決めの過程で悪影響を受ける可能性がある。サブ・ファンドが影響を受けることがあるソブリン債務証券の発行体は、対外的な債務を返済することが極めて困難となることがある。これらの困難により、当該国々は、とりわけ、債務の元利金の支払期限を繰り延べ、一部の債務を再編することを強いられることがある。返済期限の繰延べおよび再編の取決めに、新規もしくは変更与信契約を交渉することによる元利金の支払いの減額および支払期限の繰延べ、または未払元利金の「ブレディ債」もしくは類似の商品への転換、ならびに利息の支払資金を調達するための新規与信の獲得が含まれることがある。サブ・ファンドの計算における管理会社および受託会社、ならびに／または債券発行会社は、一定のソブリン債務証券に関する不履行の場合に有する法的手段が限定されていることがある。例として、政府機関の一定の債務に関する不履行からの救済は、民間の債務の場合と異なり、場合によっては当該不履行を

行った当事者自身の裁判所で追求しなければならない。それゆえ、法的手段が著しく限定されることがある。

金利変動

債券の価値は、金利変動に応じて上下することがある。一般的に、金利が上昇すると、債券の価値は下落する傾向にある。反対に、金利が下落すると、債券の価値は上昇する傾向にある。債券の価値の変動幅は、債券の満期および発行条件を含む様々な要因に左右される。長期債券は、一般的に、金利変動に対して短期債券よりも感応度が高い傾向にある。金利変動は、管理会社がサブ・ファンドの計算において購入するデリバティブ商品の価値および価格にも影響を与える。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。相対的に流動性が低い有価証券に対してサブ・ファンドの資産を投資することにより、管理会社がサブ・ファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがある。ポートフォリオは、相対的に少ない投資対象に集中することがあり、これはサブ・ファンドの流動性に影響を及ぼすことがある。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。ある取引所が、特定の商品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のみのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生する。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性がある。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではない。

集中リスク

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオを特定の原投資対象または少数の原投資対象および／もしくはカウンターパーティーに集中することがある。その結果、サブ・ファンドのポートフォリオは、かかる特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、サブ・ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

積極運用部分および本インデックスに関するリスク

以下に定める留意点は、本インデックスの評価に関連するすべての留意点を包括したリストではなく、またそのように意図されたものでもない。インデックス要項には（同書に付随する文書と合わせて）、本インデックスの主な特徴についてより詳細な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、インデックス要項には、「本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）」および「リスク要因の平易な英文による説明（Plain English Description of the Risk Factors）」と題する文書と共に、インデックス計算代理人により計算される本インデックスの方法の説明および本インデックスへのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要点の考察が含まれる。

戦略リスク

積極運用部分の投資目的は、本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。積極運用部分の投資目的の性質上、管理会社は、市場環境の変化に順応するために限定的な裁量しか有さない。

本インデックスの方式は、（i）株式指数先物取引、商品指数先物取引および国債先物取引をもって構成される広範して分散化された想定バスケットに対するエクスポージャーを提供するコアアセットならびに（ii）国債先物取引の想定バスケットに対するエクスポージャーを提供するリザーブアセットから構成されるリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーを提供するように設計された動的エクスポージャー戦略を用いる。コアアセットおよびリザーブアセットに対する当該エクスポージャーは、後記のシグナルに関するリスク要因において詳細に論じる二つの特定の市場指標、すなわち、トレンド指標およびマクロ指標を週次で観測することにより決定される。

週次ベースによるリスク・オンオフ水準のコアアセットおよび／またはリザーブアセットに対するエクスポージャーの決定は、各週次のシグナル日において、シグナルがコアアセットの翌週のパフォーマンスの正確な指標を提供するという想定を前提とする。言い換えれば、この戦略では、週次のシグナル日の時点でいずれかの市場指標が有利な場合、すなわち、（i）最長で120インデックス営業日である直前の期間においてコアアセットが上昇トレンドを示した場合または（ii）マクロ指標により測定されたリスクの市場認識が前年に測定された水準と比較して低い場合、コアアセットが翌週において上昇すると想定する。反対に、この戦略では、週次のシグナル日の時点で両方の市場指標が不利な場合、すなわち、（i）最長で120インデックス営業日である直前の期間においてコアアセットが下落トレンドを示した場合および（ii）マクロ指標により測定されたリスクの市場認識が前年に測定された水準と比較して

高い場合、コアアセットが翌週において下落すると想定する。毎週のシグナル日に関するシグナルは、0.00、0.25、0.75、または1.00のいずれか一つである。

週次のシグナル日に関するシグナルが1.00に等しい場合、リスク・オンオフ水準は、コアアセットのみのパフォーマンスを反映し、かつ、リザーブアセットのパフォーマンスを反映せず、また週次のシグナル日に関するシグナルが0.00に等しい場合、リスク・オンオフ水準は、リザーブアセットのみのパフォーマンスを反映し、かつ、コアアセットのパフォーマンスを反映しない。週次のシグナル日においてシグナルがバイナリではない（すなわち、0.25、0.50または0.75に等しい）場合、この戦略では、市場指標の水準に応じて、コアアセットが翌週において上昇する見込みの蓋然性が高まると想定する。これらの想定は、将来を予測することは不可能であるという単純な理由に加え、下記において詳細に記載するその他の理由により、正確であると証明することができない。正確であると証明することができない場合、本インデックスの根拠となる戦略は成功せず、本インデックスは著しい下落を経験することがある。週次のシグナル日において、市場指標に基づき、この方式では、コアアセット、リザーブアセットまたはその両方の組合せのいずれかに対するエクスポージャーを提供する。それゆえ、本インデックスの方式は、コアアセットまたはリザーブアセットに対する限定的なエクスポージャーの結果に至ることがあり、それゆえ、それぞれコアアセットまたはリザーブアセットのいずれかのみに対するエクスポージャーを求める投資者には相応しくない。

本インデックスは、指数および先物のバスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、ならびに指数および先物のバスケットの下落トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指す。しかしながら、とりわけ市場指標がリスク回避度およびコアアセットの価格トレンドの実勢水準を正確に把握していない場合、このとおりになるという保証はない。

インデックス連動型商品に対する投資者は、投資判断を行う際に、かかる制約について留意すべきである。

レバレッジ

本インデックスに対するエクスポージャーは、レバレッジされる。したがって、本インデックスのパフォーマンスは、プラスまたはマイナスのいずれにしても、積極運用部分スワップ取引の段階において増幅される。本インデックスの価値が下落した場合、レバレッジを利用することにより、積極運用部分スワップ取引に対する悪影響が増幅する。レバレッジを利用するということは、インデックス水準がゼロまで下がっていない場合であっても、積極運用部分スワップ取引がゼロまで下がる可能性があるということを意味する。積極運用部分スワップ取引がゼロまで下がった場合、積極運用部分スワップ取引は、ゼロであり続け、その後プラスのパフォーマンスに復帰することはない。当該状況においては、積

極運用部分に対するサブ・ファンドのエクスポージャーの価値は完全に消滅し、その後価値が回復することはない。それゆえ、レバレッジは、積極運用部分の損失リスクを増加させることがある。

積極運用部分スワップ・カウンターパーティーに関連するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャー

サブ・ファンドは、（シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドである）積極運用部分スワップ・カウンターパーティーの信用リスク・エクスポージャーの対象であり、これには、積極運用部分スワップ取引の条件に関する紛争により、または積極運用部分スワップ・カウンターパーティーに対して適用ある信用もしくは流動性の問題を理由として、積極運用部分スワップ・カウンターパーティーが積極運用部分スワップ取引に適用ある条件に従って取引を決済しない場合がある。このことは、サブ・ファンドをして、損失を被らせることがある。詳細は、後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、一般リスク、カウンターパーティー・リスク」を参照のこと。

原資産および市場に対する間接的なエクスポージャー

積極運用部分がエクスポージャーをもたらすことを目指す本インデックスは、本インデックスの適格な構成銘柄の加重パフォーマンスを反映することが意図されており、それゆえ、サブ・ファンドは、間接的に適格な構成銘柄が追跡する資産および市場である、株式（新興市場の発行体により発行された株式を含む。）、商品および債券に対する投資のリスクの影響を受けることとなる。

- ・ 株式：株式証券または株式関連証券に対する投資に伴うリスクは、例えば、債務証券への投資よりも高いことがあるが、これは、株式証券または株式関連証券の投資パフォーマンスは予測することが困難な要因に依拠するためである。当該要因には、突然の長期的な市場の低迷の可能性および個別の会社に関連するリスクが含まれる。いずれの株式ポートフォリオにも関連する本質的なリスクは、その保有する投資対象の価値が下落するかもしれないというリスクである。
- ・ 新興市場発行体：新興市場諸国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨の下落、資産の再投資、資源自給率および支払状況の収支等の点において、良くも悪くも先進諸国の経済とは異なることがある。新興諸国の経済は、一般的に国際貿易への依存度が高く、したがって、取引相手国により実施または交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な貨幣価値の管理された調整およびその他の保護主義的措置による悪影響を受けてきており、また今後も受け続けることがある。これらの経済は、取引相手国の経済状況による悪影響もを受けてきており、また今後も受け続けることがある。これらの国々の一部の経済は、主として少数の産業を基礎とし、貿易状況の変化に対して脆弱であ

り、債務またはインフレーションの水準はより高いことがある。以上の要因は、新興市場諸国の経済、ひいては当該国内の発行体に対して、悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 商品：商品価格は、非常に変動しやすい。一般的な経済的要因および市場的要因に加え、商品市場は、需給の変化、市場の流動性の欠如、投機筋の参加ならびに政府による規制および介入（これらはいずれも価格のボラティリティのリスクを高めることがある。）を含む様々な要因による一時的な歪みまたはその他の混乱の対象となる。商品先物市場は、商品先物の取引所における流動性を制限することがある単一の営業日中に生じることがある先物取引価格の変動額を制限する規制に従う。また、商品先物の値動きは、とりわけ、可変的な需要動向および供給の相対的な非弾力性、貿易計画および貿易政策、全般的な経済活動および経済状況、天候その他の環境条件、天災、農業・財政・金融・外国為替政策、国内外の政治的、社会的および経済的事象ならびにインフレ率の変動または全体的な市場心理による影響も受け、これらは、時として変動的であり、かつ、その他の明確な要因とは無関係な可能性がある。当該活動は、商品価格の水準、当該価格および商品デリバティブ価格のボラティリティならびに直物商品市場およびデリバティブ商品市場の一般的な流動性に重大な影響を与えうる。
- ・ 債券：債券に対する投資は、金利リスクの対象となる。一般的に、債券の価値は、金利の変動と逆相関となることが予想される。金利が上昇すると、債券の市場価値が下落する傾向にある。長期債券は、一般的に、短期債券よりも金利変動による影響を受けやすい。債券に対する投資により、当該証券の保有者は、元本および／もしくは利息の適時の支払いが不可能または消極的となることがある発行体の信用リスクの影響を受ける。債券は、担保が付されない無担保ベースで提供され、関連する発行体のその他の無担保債務と同順位となる。その結果として、発行体が破産した場合、発行体の資産の清算からの手取金は、すべての有担保債権が完済された後にのみ、債券の保有者に支払われる。一般的に、低い信用格付または無格付の債務証券は、より高い信用リスクの影響を受ける。

コアアセットおよびリザーブアセットへの想定配分

シグナルによってコアアセットがリスク・オンオフ水準において構成銘柄となることが選定された場合いつでも、本インデックスは、少なくとも次の週次のシグナル日まで（場合によっては、次の週次のシグナル日に関して観測されるシグナルに応じて、これより長い期間）、インデックス要項において詳述されるとおり、株式、商品および債券の三つの異なる資産クラスに対するエクスポージャーを有することになる。したがって、本インデックスは、株式、商品指数および債券への投資に伴うすべてのリス

クの影響を受けることがある。サブ・ファンドへの投資を検討している投資者は、これらの資産クラスのそれぞれについて広く精通していなければならない。

過去に観測されたコアアセットの価格上昇トレンドが将来においても継続し、または低いリスク回避度が認識されている市場においてコアアセットが実際にプラスのパフォーマンスを示すようになるという保証はない。コアアセットが本インデックスの方式により予想されるとおりのパフォーマンスを示さない場合、インデックス水準は悪影響を受けることになる。

シグナルによってリザーブアセットがリスク・オンオフ水準において構成銘柄となることが選定された場合いつでも、本インデックスは、少なくとも次の週次のシグナル日まで（場合によっては、次の週次のシグナル日に関して観測されるシグナルに応じて、これより長い期間）、インデックス要項において詳述されるとおり、ドイツ国債、日本国債、オーストラリア国債および米国国債のそれぞれのみに対するエクスポージャーを有することになる。後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、積極運用部分および本インデックスに関するリスク、為替リスク」において詳述されるとおり、それぞれのパフォーマンスの外国為替部分はリザーブアセットとコアアセットとで別様に取り扱われるが、リザーブアセットの構成銘柄はコアアセットの構成銘柄でもある。

本インデックスの方式は、リザーブアセットのパフォーマンスがコアアセットの低リスクかつ低リターンの代替となるとの想定に基づいている。ただし、リザーブアセットの水準はコアアセットと同様に市場動向に左右されるため、リザーブアセットがコアアセットと同程度のリスクまたはそれよりも高いリスクを示すことはないという保証はない。リザーブアセットは、無リスクではないため、本インデックスがリザーブアセットにエクスポージャーを有する場合にリザーブアセットの水準が下落した場合、インデックス水準は、悪影響を受けることになる。

シグナルの方式が成功しない可能性

本インデックスにより随時追跡されるリスク・オンオフ水準の構成銘柄としてコアアセットまたはリザーブアセット（またはその二つの組合せ）のいずれかをアルゴリズム的に（または「ルール・ベースにより」）選定することが、本インデックスの方式に組み込まれており、かかる選定は、週次で観測されるシグナルの出力（「1.00」の評価は、コアアセットのみに対するエクスポージャーを提供してリザーブアセットのパフォーマンスを無視するのに対し、「0.00」の評価は、リザーブアセットのみに対するエクスポージャーを提供してコアアセットのパフォーマンスを無視する。ただし、「0.25」、「0.50」または「0.75」の評価は、コアアセットおよびリザーブアセットのそれぞれに対してエクスポージャーを按分して提供する。例えば、「0.25」の評価は、コアアセットに対して25パーセントのエ

クスポージャーを提供し、リザーブアセットに対して75パーセントのエクスポージャーを提供する。）に左右される。シグナルの出力は、それ自体が、マクロ指標およびトレンド指標の実勢価値によりアルゴリズム的に決定されている。

シグナルの目的は、リスク・オンオフ水準を随時決定するためにコアアセットおよび／またはリザーブアセットの間で行う選定に、一般的なマクロ経済リスクおよび市場リスクの評価を組み込むことである。

ただし、シグナルが意図されたとおりに機能するという保証はない。マクロ指標は、将来方向的指標または「先行」指標（その対語は「遅行」指標）となることを目指しているが、マクロ指標は、その時のマクロ経済および市場の環境および見込みに基づいて計算されるため、過去のパフォーマンスに影響を受けることがある。そのため、市場が、あるシグナル日において、コアアセットに関連して低いリスク水準を認識している場合であっても、翌週においてコアアセットが著しく下落することがある。

トレンド指標は、過去の情報（すなわち、コアアセットに関する最新の価格トレンド）に基づいて計算されることから、「遅行」指標である。ただし、過去に観測されたコアアセットの価格上昇トレンドが将来においても継続するという保証はなく、コアアセットが本インデックスの方式により予想されたとおりのパフォーマンスを示さない場合、インデックス水準は悪影響を受けることになる。これら二つの指標を入力として利用することによって、シグナルそれ自体が、マクロ経済リスクまたは市場リスクの将来の水準を正確に予測することができない回顧的な指標となる。

シグナルが成功しない場合、シグナルは、本インデックスがリザーブアセット（またはコアアセット）のみにエクスポージャーを有していた方がより良いパフォーマンスを生み出すような状況において、反対に本インデックスのエクスポージャーの全部または一部をコアアセット（またはリザーブアセット）に配分することがあり、本インデックスはその他の資産のパフォーマンスを下回り、価値が下落することがある。シグナルが意図されたとおりに機能しない場合、本インデックスの方式全体の効果が損なわれることがあり、その結果、インデックス水準が不十分なパフォーマンスを示すことになる。

シグナルは単純化された評価基準であること

シグナルは、一般的なマクロ経済リスクおよび市場リスクを斟酌し、その評価を「1.00」、「0.75」、「0.50」、「0.25」または「0.00」の限定的な出力に単純化する。シグナルは、マクロ経済リスクおよび市場リスクに対する微細な評価を提供し、またはこれに取って代わることを意図しておらず、また、コアアセットまたはリザーブアセットへの投資に伴う既知または未知のすべての潜在的リスクを斟酌しているわけではない。シグナルの出力は、本インデックスの方式のアルゴリズム・パラメー

タに過ぎず、その他の状況において取引または投資判断を行うことを目的として独立して利用されるべきではない。

シグナルは、マクロ経済リスクおよび市場リスクの単純化されたモデルを表し、本モデルの単純化されたリスク評価との関連において、リスク・オンオフ水準を決定するためにコアアセットまたはリザーブアセット（またはその二つの組合せ）のいずれかを選定するために利用される。したがって、シグナルがモメンタムの純粋な評価基準となるように設計されたものではないという点を理解することが重要である。必要に応じて、シグナルは、コアアセットがしばらく価格上昇トレンドを示している場合において、すべての状況において同様に価格上昇トレンドを示すという保証がないにもかかわらず、コアアセットを選定することがある。

シグナルが成功しない場合、本インデックスがリザーブアセット（またはコアアセット）にエクスポージャーを有していた方がより良いパフォーマンスを生み出すような状況において、反対にコアアセット（またはリザーブアセット）に対するエクスポージャーをもたらすことがあり、本インデックスはその他の資産のパフォーマンスを下回り、価格が下落することがある。

シティGMRIインデックスをマクロ・リスク指標として利用することに伴うリスク

本インデックスは、リザーブアセット、コアアセットまたはその両方の組合せに対する本インデックスのエクスポージャーの再配分を決定することを目的として、週次のシグナルとして（金融市場におけるリスク回避度上昇の期間を特定することを目指す）シティGMRIインデックスを利用する。

シティGMRIインデックスが市場のリスク回避度の水準を特定することに成功しなかった場合、本インデックスの有利な想定配分に影響を与える（および本インデックスが仮にリザーブアセット（またはコアアセットもしくはその両方の組合せ）にエクスポージャーを有している方がより良いパフォーマンスを生み出せるであろう状況において、本インデックスが反対にコアアセット（またはリザーブアセットもしくはその両方の組合せ）にエクスポージャーを有することを意味する。）ことがあり、ならびに本インデックスが他の資産のパフォーマンスを下回り、および価値が下落することがある。

コアアセット、リザーブアセットまたはこれらの構成銘柄に関するトレンドが頻繁に変化する環境においては、シティGMRIインデックスにとって、これらのトレンドを識別するには非常に短いゆえに、本インデックスは、コアアセット、リザーブアセットまたはこれらの構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。シティGMRIインデックスは、現在の環境が相対的に高いリスク回避度水準または相対的に低いリスク回避度水準のいずれかの特徴を有しているかを決定するために、1年の定期観測方式を用いることにより金融市場におけるリスク回避度の相対的水準を測定することを目指す。その性質上、シティGMRIインデックスは、回顧的であり、将来の市場リターンのある有用な指標になる

とは限らず、マクロ経済または市場リスクの将来の水準を正確に予測することはできないことがある。シティGMRIインデックスは、一般的な参照ツールとして設計されたものであり、資産配分のシグナルとしてより大きな成功をもたらすその他の指標が存在することがある。

シティGMRIインデックスは、新興市場の国債スプレッド、米国の信用スプレッド、企業の債務不履行に対する信用補完費用ならびに外国為替相場、株式および金利のインプライド・ボラティリティを含む一定のマクロ経済指標および技術的指標に依拠している。これらの指標を観測することにより、（すべてではないものの）一定の種類の市場リスクの兆候が示されることが期待されている。当該指標が現時点で市場リスクの兆候を示す優れた代表であるという保証はない。同様に、将来における社会的、経済的および政治的な発展により、シティGMRIインデックス内に組み込まれたマクロ経済指標および技術的指標がリスクの兆候を示すには不適切な代表となることもある。これらの要因により、シティGMRIインデックスがその意図された目的にとって不適切なものとなることがある。

（英文で作成される）シティGMRIインデックスに関する詳細な情報（特定のリスクを含む。）は、管理会社に請求することにより無償で入手することができる。

トレンド指標をシグナルとして利用することに伴うリスク

本インデックスは、（コアアセットが上昇トレンドまたは下降トレンドのいずれにあるかを特定することを目指す）トレンド指標を利用した月次のシグナルにより決定されるコアアセットの「トレンド」に従い、リスク・オンオフ水準のコアアセットおよび／またはリザーブアセットに対するエクスポージャーを配分する。これらのトレンドのシグナルが資産トレンドを識別することに成功しない場合、本インデックスは他の資産のパフォーマンスを下回ることになり、また価値が下落することがある。（マクロ・リスク指標と組み合わせられた場合における）トレンド指標によるトレンド分析は、1から0までの5段階の出力に単純化されている。トレンド分析は、リスク・オンオフ水準のコアアセットおよび／またはリザーブアセットに対するエクスポージャーの配分の微細な分析を提供し、またはこれに代替することを意図していない。

本インデックスの方式におけるトレンド指標は、コアアセットのパフォーマンスが「トレンドを持つ」振る舞いを示すことがあることを前提として、コアアセットの価格変動におけるプラスまたはマイナスのモメンタムを識別するために、可変の観察期間を設けた線形回帰アルゴリズム（線形回帰は、統計的技法である。）を利用する。すべての市場条件において、この手法が機能するとの保証はない。例として、コアアセットが大幅な価格変動を経験し、もしくはコアアセットが平均回帰傾向を示し（平均回帰理論によれば、資産価格は、時間の経過に伴い特定の水準（すなわち「平均」）の周囲で変動し、これに回帰する傾向がある。）、または明確に認識されるトレンドのない価格変動のあるような、それ

それ変動性の高い市場条件における場合である。コアアセットのパフォーマンスが高頻度で方向性を変化させ、または上昇トレンドを示した後に長期的平均に急速に回帰する場合、トレンド指標（ひいてはシグナル）は、意図されたとおりに機能しないことがある。これらの事由のいずれかが生じた場合、本インデックスのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。トレンド指標がコアアセットに関するトレンドを識別することに成功しない場合、本インデックスは、他の資産のパフォーマンスを下回ることになり、また価値が下落することがある。

モメンタム投資は、必ずしも他の投資手法のパフォーマンスよりも優れているわけではない。これ以外にも、異なる期間を設けた移動平均線の比較等市場トレンドを特定するためのより一般的な方法は存在しており、後にトレンド指標よりも優れていることが判明することがある。トレンド指標は、トレンドを正確に識別することができず、コアアセットの将来の方向を正確に予測することができないことがある。コアアセットに関するトレンドが急激な方向の変化を示す場合、観察期間は最長で120インデックス営業日の長さであるため、トレンド指標が新たなトレンドを特定するまでに相当の時間差が生じることがある。

トレンド指標は、その性質上、回顧的であり、将来のパフォーマンスの有用な指標とならないことがある（例として、継続していない新たなトレンドを識別する場合など）。

ボラティリティ目標

本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーは、潜在的には日次ベースで、ボラティリティ目標以下のインデックス水準に関して全体として特定され年率換算されたボラティリティ水準を維持することを追求する公式に従い、調整される。本エクスポージャーは、リスク・オンオフ水準の直近のボラティリティを参照することにより決定される。リスク・オンオフ水準のボラティリティおよびリスク・オンオフ水準に対する本インデックスの本エクスポージャーは、潜在的には日次で決定および調整されるが、本インデックスの現実のボラティリティは、ボラティリティ目標より上回り、または下回ることがある。また、ボラティリティ目標の適用は、本インデックスの本エクスポージャーに対して調整を加える前に、ボラティリティ・バッファに従い、リスク・オンオフ水準の過去21インデックス営業日のボラティリティ履歴を基準とする。ボラティリティ・バッファの効果は、大まかにいうと、本インデックスの方式によって算定される理論的なエクスポージャーと現実のエクスポージャーとの絶対的な差分が5パーセントを上回らない限り、本インデックスのリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーが変わらないということである。このことは、本インデックスがボラティリティの増加を把握するために本エクスポージャーを増加または減少させるまでに相当の期間があることを意味し、これにより、仮に本エクスポージャーがより迅速に調整されていれば優位であるはずのイン

デックス水準よりも低いインデックス水準となる可能性がある。また、ボラティリティ・バッファは、インデックス水準のリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーの増加を妨げることがあり、またそれゆえ、リスク・オンオフ水準が増加している市況、とりわけボラティリティ・バッファに達しつつあるが、未だこれを超えていない市況において、インデックス水準の潜在的な増加を制限することがある。

本インデックスを構築するために利用されるボラティリティ目標機構が成功し、または本インデックスがリスク・オンオフ水準もしくは適格な構成銘柄を参照することにより構築される代替となるボラティリティ調整後の指数を上回るという保証はない。

限定的な分散化および相関のリスク

本インデックスは、多数の異なる構成銘柄および資産クラスの中で、ある程度の分散化を達成する可能性を提供する。しかしながら、本インデックスは、分散型投資ポートフォリオに対して投資または追跡するファンド、投資ポートフォリオまたは他の商品に対する投資よりも分散化の程度が低いことがあり、またそれゆえにより大きなボラティリティを経験する可能性があり、さらに当該他の投資商品またはより分散化されたインデックスのパフォーマンスを下回ることがある。

本インデックスに組み込まれた戦略は、特に市場ストレス時および／またはコアアセットの価格の下落時（すなわち、本インデックスがリザーブアセットに対してより大きなエクスポージャーを有することが意図される期間）において、リザーブアセットおよびコアアセットが無相関または逆相関であることを前提とし、またリザーブアセット（およびその構成銘柄）がコアアセット（およびその構成銘柄）と異なるパフォーマンスを示すという前提に基づく。本インデックス戦略の根拠となる命題は、本インデックスがコアアセットが翌週／翌期において下落する見込みであると判断する場合、本インデックスは、コアアセットの代わりにリザーブアセットに対してより大きな想定エクスポージャーを配分することにより、かかる週／期間において損失を回避し、および潜在的にはプラスのリターンさえも生み出すこともあるというものである。しかしながら、これらの期待は、コアアセットのパフォーマンスが現実にはリザーブアセットと相関せず、または逆相関である場合においてのみ実現される。実際には、リザーブアセットもかかる翌週／翌期において下落した場合、本インデックスは、その想定エクスポージャーが完全にコアアセットまたはリザーブアセットに配分されているか否かを問わず、下落することになる。コアアセットおよびリザーブアセットが同時に下落する傾向にある場合（換言すれば、これらが正の相関関係にあると証明される場合）、本インデックスの戦略は効果を有さず、本インデックスは著しい下降を経験することがある。また、本インデックスの戦略は、長期間を経て初めてその恩恵が明らかになることがある。

リザーブアセットの4つの構成銘柄は、コアアセットの構成銘柄でもあることに留意すべきであり、またこのことは、コアアセットのパフォーマンスとリザーブアセットのパフォーマンスとの間の相関に貢献することがある。しかしながら、リザーブアセットの一部として当該構成銘柄が本インデックスにおいて存在する場合、これらそれぞれのパフォーマンスは、当該構成銘柄の表示通貨（米ドルではない場合）の米ドルに対する変動の影響を最小化するような方法により反映され、およびコアアセットの一部として当該構成銘柄が本インデックスにおいて存在する場合、インデックス水準は、当該外国為替の変動を（適用ある限度で）反映する。後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、積極運用部分および本インデックスに関するリスク、為替リスク」の項を参照のこと。

想定費用の効果

本インデックスは、一定のトリガーの発動により、リザーブアセットとコアアセットとの間で投資を切り替え、これらに対するエクスポージャーを調整する。先物の更改およびエクスポージャーの水準の変更をもって投資の重点を切り替えることは、戦略の有効性の正確な測定であるために、本インデックスの計算に計上される一定の想定取引費用および複製費用を必要とする。インデックス要項に定められる様々な想定費用は、そのすべてが最終的にはインデックス水準の引き下げ要因となり（ただし、本インデックスがこれらの想定費用の累積的影響額を上回る程度に十分成功する場合はこの限りではない。）、獲得可能なリターン（もしあれば）を制限することになるため、サブ・ファンドへの投資予定者は、インデックス要項に定められる様々な想定費用を精査および理解することが望ましい。これらの想定費用の累積的影響額は、相当なものとなることがあり、本インデックスのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

本インデックス内の構成および組入比率は変更することがある

本インデックスは、ルール・ベースによる方式を用いて本インデックス内の構成銘柄の組入比率を計算する。また、インデックス・スポンサーは、適格な構成銘柄を適格集団から除外する場合を含む（ただし、これらに限られない。）状況において、本インデックス内の構成銘柄の入れ替えを行うことがある。それゆえ、本インデックスの構成は、随時変更されることがあり、受益者が受益証券の申込みを行った時点において本インデックスを構成していた構成銘柄のバスケットが将来に渡ってに変更されずに維持されるという保証はない。

本インデックスの展開および計算

本インデックスは、サブ・ファンドのパフォーマンスにかかわらず、インデックス・スポンサーにより維持、計算および公表される。サブ・ファンドは、インデックス・スポンサーにより支援、承認、売

却、または促進されることはない。インデックス・スポンサーは、サブ・ファンドへの投資の適否につき、サブ・ファンドの投資予定者、受益者またはその他の者に対して、明示または黙示を問わず、いかなる保証の表明も行わない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に誠実かつ商業上合理的な方法により行為することならびにこれを行う際にはインデックス要項に記載される事項を斟酌することについてインデックス・スポンサーは同意しているものの、当該算定または計算を行うことにより本インデックスのパフォーマンス、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に影響を与えないという保証はない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に根拠とする基準は、インデックス要項に定められる。インデックス・スポンサーは、本インデックスを算定、構成または計算する際に管理会社、サブ・ファンドまたは受益者の要求を斟酌する義務を負わない。インデックス・スポンサーが本インデックスを正確に集計し、または本インデックスが正確に算定もしくは計算されるという保証はない。また、構成銘柄ならびに本インデックスおよびその関連する公式の計算および集計を行う手続および基準は、いかなる時点においてもインデックス・スポンサーにより通告なく変更または改定されることがある。したがって、インデックス・スポンサーの活動により、サブ・ファンドまたは受益者の利益が害されないという保証はない。

グローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスに関連して、インデックス・スポンサー（以下「インデックス・スポンサー」という。）および／またはインデックス計算代理人（以下「インデックス計算代理人」という。）としての資格において行為するシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはその関連会社（以下「シティグループ」という。）ならびにこれらそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託先または代理人（以下、個別に、「利害関係人」という。）のいずれも、（a）サブ・ファンドの受益証券（以下「本金融商品」という。）を買い付けることの推奨、（b）特定の日時におけるグローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスの水準、（c）本金融商品への投資者またはその他の者もしくは団体が理由の如何を問わず、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスまたはこれらに含まれるデータを利用することにより得られる成果、（d）グローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスの商品性または特定の目的に関する適合性または（e）その他の事項について、明示または黙示の表明または保証を行わない。各利害関係人は、適用法により認められる最大限の範囲において、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスに関する正確性、完全性、商品性または特定の目的に関する適合性に係る一切の保証を本書により明示的に放棄する。いずれの利害関係人も、損害賠償の可能性について通知されていた場合であっても、いかなる者に対しても（直接的もしくは間接的、特別の、懲罰的、派生的、またはその他の）責任を負わな

いものとする。インデックス・スポンサーまたはインデックス計算代理人のいずれも、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスのいずれかの計算、公表および配信を継続する義務を負わず、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスに関する過誤、欠落、解釈または遅滞につき責任を負わない。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、それぞれ本人として行為し、その他のいかなる者の代理人または受託者としても行為しないものとする。

その業務の通常の過程において、いずれの利害関係人も、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数、シティGMRIインデックスのいずれかおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄に連動した取引または投資対象（ただし、仕組商品であるか否かを問わない。）を約定もしくは促進、勧誘または売却することがある。また、いずれの利害関係人も、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数、シティGMRIインデックスおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄において、またはこれらに関して、自らロングもしくはショートのポジションをとることがあり、またはそのようなポジションを過去にとった可能性があり、ならびに／または自らの顧客への値付けを行うことによりポジションを積極的に取引することがあり、またはこれらの項目に関連して、その他の者との間で、もしくは当該他の者のために取引に投資もしくは従事することがある。また、利害関係人は、金融商品または取引の開始または終了に関連してヘッジ取引を引き受けることもあり、かかるヘッジ取引は、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数、シティGMRIインデックスおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄の基準となる市場価格、利率または他の市場要因に悪影響を及ぼすことがある。利害関係人は、構成銘柄の発行体との間で投資銀行業務または他の商業上の関係を有することがあり、かかる発行体からの情報に接することがある。当該行為は、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数および／またはシティGMRIインデックスのいずれかの水準に影響を与えることも与えないこともあるが、投資予定者は、ある者が複数の資格において行為する場合には利益相反が生じる可能性があることならびに当該利益相反がグローバル・マルチアセット米ドル建て指数および／またはシティGMRIインデックスの水準に（プラスまたはマイナスの）影響を及ぼすことがあることを認識すべきである。

グローバル・マルチアセット米ドル建て指数またはシティGMRIインデックスのいずれかは、請求することにより入手することができるインデックス要項において詳述される。グローバル・マルチアセット米ドル建て指数およびシティGMRIインデックスのそれぞれは、インデックス・スポンサーの所有に属し、かつ同社の秘密である。いかなる者も、インデックス・スポンサーの事前の書面による同意を得ることなく、方法の如何を問わずグローバル・マルチアセット米ドル建て指数またはシティGMRIインデックスのいずれかを使用することはできず、またはグローバル・マルチアセット米ドル建て指数またはシ

ティGMRIインデックスに関する情報を複製もしくは配信することもできない。グローバル・マルチアセット米ドル建て指数またはシティGMRIインデックスのいずれも、方法の如何を問わず、その構成銘柄の発行体またはスポンサー（該当する方）により支援、承認または促進されることはない。

インデックス要項および本インデックスに関する関連資料（「本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）」および「リスク要因の平易な英文による説明（Plain English Description of the Risk Factors）」と題する文書を含む。）は、投資者に対して、請求により、入手することができ、または、次に掲げるアドレスにおいて確認することができる。

(a)

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_Index_Index_Conditions.pdf

(b)

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_Index_Plain_English_Index_Description.pdf

(c)

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_Index_Plain_English_Risk_Factors.pdf

シティ（Citi）は、シティグループ・インクまたはその関連会社の登録された商標およびサービス・マークであり、世界中で使用および登録されている。本金融商品は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、当該本金融商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行わない。シティグループは、特定の目的または使用に関する商品性または適合性の保証を含む（ただし、これらに限られない。）一切の明示または黙示の保証を行わない。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関する直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負わないものとする。

パフォーマンス・リスク

本インデックスは、リスク・オンオフ水準を構成するコアアセットおよび／もしくはリザーブアセットを、または、同一の構成銘柄から成る他の指数が異なる加重方式またはボラティリティ管理方式を採用する場合における、これら他の指数のパフォーマンスを下回ることがある。本インデックスにより用いられる方式は、絶対的に他の株式ベンチマークのパフォーマンスを上回ることを追求するものではなく、および全く上回らないこともある。

本インデックスのパフォーマンスに基づく金融商品は、いかなる状況においても絶対的リターンを保証することはできず、また保証するものでもない。

リターンの保証がないこと

本インデックスは、リスク・オンオフ水準を追跡することの結果インデックス水準が長期に渡って上昇することを保証することはできない。シグナルによって、リスク・オンオフ水準の適用の結果としてコアアセットまたはリザーブアセットのいずれがアルゴリズム的に選定されるかにかかわらず、コアアセットおよび／またはリザーブアセットのそれぞれがマイナスのパフォーマンスとなる可能性があり、それにより本インデックスパフォーマンスが全体としてマイナスになることが確実になる。

本インデックスの限定的な運用実績

本インデックスは、2017年1月31日（以下「インデックス設定日」という。）にインデックス・スポンサーにより設定され、1997年2月13日（以下「インデックス開始日」という。）からの期間に関してインデックス計算代理人により計算されている。本インデックスに関していずれかの者により行われた事後検証または類似のパフォーマンス分析は、例示のみとして考慮されなければならない、インデックス計算代理人がインデックス水準を算定する際に利用していない見積りまたは前提に基づくことがある。本インデックスに関しては、一定の日より前には利用できなかった一部の適格な構成銘柄の代わりとなる代用データを利用して、インデックス開始日からの事後検証が行われている。それゆえ、本インデックスには、非常に限られた運用実績しかなく、本インデックスのパフォーマンスの追跡を可能とする実際の投資は、インデックス設定日前に行うことはできなかった。

リバランスの頻度の制限

本インデックスの方式は、（二つの市場指標であるマクロ指標およびトレンド指標の出力の混成である）シグナルを週次で観測するのみであり、このことは、本インデックスの構成が各週のシグナル日において観測されるシグナルに関して決定されることを意味し、その時点でコアアセットもしくはリザーブアセットまたは二つの組合せによる本インデックスの構成が（祝日および混乱日の発生に従い）翌週に関して確定される。コアアセットおよび／またはリザーブアセットの中に存在する本インデックスの構成銘柄の基本的な加重の割合は、各月次の構成銘柄の再設定日において、確定され、および（これらそれぞれの加重が市場の変動の結果変更している場合）同日において再設定される。コアアセットまたはリザーブアセット中の本インデックスの構成銘柄の加重の変化に関して、本インデックスの方式は、何らの機構も有してはいない。

これは、仮に市場指標が異なる期間において観測され、およびシグナルが異なる日（場合によっては、数日前後した日）において決定されているとすれば、本インデックスがリザーブアセットまたはコアアセットに対してのみエクスポージャーを有しているであろう状況において、反対に本インデックスがコアアセット、リザーブアセットまたは二つの組み合わせに対してエクスポージャーを有していると

いうことを意味しうる。したがって、本インデックスがコアアセットにエクスポージャーを有し、およびコアアセットがトレンドの急激な変化を被る場合、インデックス水準が著しく下落することがある。

トレンドが高頻度で変化する環境においては、シグナルに影響を与えている市場指標にとって、高頻度で変化するトレンドを発見するためには、これらが、あまりに短いため、またはより高い費用により高頻度かつ連続したリバランスという結果になることがあるため、本インデックスは、コアアセットの構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。

為替リスク

インデックス水準は米ドルであるが、本インデックスの構成銘柄の一部は米ドル以外の通貨建てで表示される。

本インデックスは、非米ドル建ての本インデックスの構成銘柄の一部に対して為替ヘッジ手法を適用するが（以下「為替ヘッジあり構成銘柄」という。）、その目的は、当該為替ヘッジあり構成銘柄の表示通貨の米ドルに対する変動の影響を最小限に抑えつつ、当該為替ヘッジあり構成銘柄のパフォーマンスの変化にインデックス水準を連動させることである。かかるヘッジ手法は、為替ヘッジあり構成銘柄に関する為替相場の変動の影響を低減することを目指す、かかる影響を完全に排除することはできず、為替相場の当該変動はインデックス水準の下落の一因となることがある。

また、為替ヘッジは、その他一定の非米ドル建て構成銘柄に対しては適用されず（以下「為替スポット構成銘柄」という。）、したがって、当該構成銘柄に関する為替相場の変動の影響はインデックス水準に反映されることになる。

投資者は、外国為替相場は変動が大きく、予期しない形で変動する場合があります、また、経済的および政治的要因に加えて、需要と供給を含む数多くの要因による影響（とりわけ、現行インフレ率および期待インフレ率、現行金利水準および期待金利水準、関連する諸国間の国際収支ならびに関連する諸国における政府収支による影響）を受けることに、特に留意すべきである。金融市場の混乱時においては、当該混乱によって不相応に影響を受けことになると認識された地域から急速に資本が移動するため、外国為替相場は、特に変動が大きくなる可能性がある。過去の為替相場は、将来の為替レートを示唆するものとみなされるべきでない。

したがって、サブ・ファンドは、外貨連動型の取引に伴う経済的、法的小およびその他のリスク（上記のリスクを含む（ただし、これらに限られない。）。）を理解し、これらを引き受ける意思があり、かつ財務的に引き受けることが可能な者にのみ適している。

為替ヘッジあり構成銘柄、為替スポット構成銘柄またはそのいずれにも該当しない本インデックスの構成銘柄（すなわち、本インデックスの米ドル建てで表示される構成銘柄）に関する詳細については、インデックス要項を参照のこと。

固定アルゴリズム・モデル・パラメータ

あらゆるアルゴリズム戦略と同様に、本インデックスは、固定パラメータを含むルール・ベースによる方式を用いる。例として、（i）コアアセットもしくはリザーブアセットまたはその組合せがリスク・オンオフ水準に含まれるか否かを決定するシグナルは、週次ベースで決定されること、（ii）本インデックスのリバランスは週次ベースで発生し、コアアセットおよびリザーブアセットの構成銘柄の比率は固定であること、（iii）シティGMRIインデックスの水準を決定するためのトレンドまたは平均期間を決定するために利用される期間は、120インデックス営業日を上限とするトレンド回顧期間であることならびに（iv）（本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーを決定する目的において）実現ボラティリティは、固定の日数（すなわち、21インデックス営業日）におけるリスク・オンオフ水準のボラティリティを参照して計算されることが挙げられる。本インデックスの方式は、これらのパラメータおよび本インデックスの計算に利用される他の固定パラメータが本インデックスとの関連において合理的であることを前提としている。しかしながら、代替的なパラメータ（例として、リバランスの頻度の増減、実現ボラティリティの計算期間の延長または短縮）により、本インデックスのパフォーマンスにプラスの効果がもたらされる可能性がある。

想定エクスポージャー

本インデックスは、本インデックスの構成銘柄に対する想定エクスポージャーを生み出し、当該想定エクスポージャーは、インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人の帳簿上においてのみ存在する。

インデックス計算代理人の決定

インデックス要項は、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーに対し、例えば、混乱および特別事由の発生に関して一定の決定および計算を行う際に、ある程度の裁量を付与している。インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーは、それぞれ誠実かつ商業上合理的な方法により行為するが、当該裁量の行使により、インデックス水準に悪影響が及ぶことがある。

本インデックスの計算および決定

- ・ **総論** インデックス計算代理人は、本インデックスに関する一切の計算、決定、リバランスおよび調整（以下、総称して、「計算等」という。）を行う。インデックス計算代理人およびインデック

ス・スポンサーのいずれも、計算等における善意による過誤もしくは不作為またはインデックス要項に記載される他の行為につき、一切責任を負わない。

インデックス計算代理人の計算等は、インデックス要項に従い、その単独、絶対的および自由な裁量により、ただし（それぞれの場合において、インデックス要項に規定される基準を考慮し、および関連がある場合には、関連する計算等を行う責任を有するインデックス計算代理人の従業員もしくは役員に対して提供され、またはこれらの者により取得された情報に基づき）誠実かつ商業上合理的な方法により、行われる。一切の計算等は、明白な過誤のない限り、最終的、確定的であり、かつ、受益者を含む本インデックスのいずれかの利用者を拘束するものとする。

インデックス要項は網羅的であることが意図されているが、一定の状況において多義性、過誤および欠落が生じることがある。インデックス・スポンサーは、専門的判断（以下に定義する）を用いて、当該多義性、過誤または欠落を解決し、本インデックスの商業上の目的に一致する方法により、当該多義性、過誤または欠落の解決を反映するためにインデックス要項を修正することがある。

- ・ **端数処理** インデックス要項に定める場合を除くほか、インデックス計算代理人によって計算される一切の金額、通貨額、水準、割合、価格、利率または価額（以下、総称して、「金額等」という。）は、商業上合理的な方法により行為するインデックス計算代理人が適切であると決定する小数位まで、および同様に決定する方法により、端数処理されるものとする。
- ・ **見積りの利用** インデックス計算代理人は、インデックス要項に記載される情報、データソースまたは要因および金額等（以下、総称して、「情報等」という。）を用いてインデックス要項に記載される計算等を履行し、ならびにインデックス要項に関して必要とされる行為をいずれかの順序で履行することがある。しかしながら、インデックス計算代理人が必要な情報を取得または利用することができない場合、（合理的努力を払った後、かつ、関連する計算等に関してインデックス要項に記載される予備規定を適用した後）インデックス計算代理人は、当該計算等を履行する際に、関連する情報等に関する（専門的判断を用いてなされる）自らの見積りを利用することができるが、その義務はないものとする（ただし、インデックス要項に基づく規定を実施し、またはインデックス要項に基づき必要な計算等を履行するために、当該見積りが合理的に必要であるとインデックス計算代理人が判断する場合に限る。）。
- ・ **情報等の検証がないこと** インデックス計算代理人は、本インデックスへの算入またはインデックス要項に基づく計算等を履行する際の利用のため、インデックス計算代理人が信頼に足ると判断する情報源（インデックス計算代理人またはその関連会社により維持されるデータベースならびにブ

ルームバークおよびロイター等の公開された情報源を含む。)から情報等を取得するが、インデックス計算代理人は、当該情報等を公表または独自に検証することはしない。

- ・ **訂正** 適用あるインデックス要項の定めおよび特定された訂正期間に従い、インデックス計算代理人がインデックス要項に基づく計算等に関連して同社が利用した情報等がその後に訂正または調整されていたことを認識した場合、インデックス計算代理人は、（１）訂正期間がリバランス日を含まない場合、当該訂正または調整された情報等を利用するものとし、その結果として、いずれかの通貨の後継の通貨への単位変更、交換または転換を含む（ただし、これらに限られない。）当該訂正または調整された情報等の効力発生または反映のために必要または有用であると同社が判断する追加の計算等を行うものとし、または（２）訂正期間がリバランス日を含む場合、当該訂正または調整された情報等を利用することができ（ただし、その義務を負わないものとする。）、および、当該裁量を行使するにあたっては、誠実かつ本インデックスの主要な目的と一致する商業上合理的な方法により行為する。
- ・ **依拠** インデックス要項に基づく計算等を履行する際、インデックス計算代理人は、適切な関連する専門的資格または経験があることを理由に、いずれかの種類の資産もしくは商品の評価し、または他の計算もしくは算定を行うのに適任と思われる者の意見に依拠することができる。
- ・ **受託者または代理人として行為しないこと** インデックス要項に関して計算等または他の行為を履行する際、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーのそれぞれは、本人として行為し、他のいずれの者の代理人としても行為しない。インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーのいずれも、サブ・ファンドまたは受益者に対して注意義務または受託者義務を負わない。インデックス要項に関してインデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーによって履行される各計算および他の行為は、かかる規定に依拠して履行され、およびかかる規定に従う。当該計算または他の行為を行うことを通じて、インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーが適用法に基づき他の者の代理人または受託者とされる場合、（インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサー（いずれか関連する方）の選択により）インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーの当該計算または他の行為を履行する権利義務は、本人としての、かつ、代理人もしくは受託者としてではないインデックス計算代理人もしくはインデックス・スポンサーのいずれかまたは当該計算もしくは他の行為を履行する意思および能力の双方がある適切な第三者により当該計算または他の行為が履行されることが可能になる時まで停止されることがある（または、すでに履行された場合にあっては、当該計算または他の行為の適用が停止されることがある。）。

- ・ **計算の日時** インデックス要項に基づく一定の計算が一定の日時「において」、または一定の日時「現在で」表示されることがあるにもかかわらず、インデックス計算代理人は、その裁量により、当該日時に関する当該計算を当該日時より後に履行することができる。
- ・ **専門的判断** インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人（該当する方）はそれぞれ、（１）誠実かつ商業上合理的な方法により行為すること、（２）実務上可能な限り、本インデックスの商業上の目的および市場慣行を反映すること、ならびに（３）実務上可能な限り、インデックス管理事務代行会社またはインデックス計算代理人（該当する方）としての自ら行為する本インデックスおよびその他の指数の両方に関して裁量を行使し、算定を行う際に一貫性の維持に努めることから成る判断基準（以下「専門的判断」という。）を用いて、本インデックスに関して裁量を行使し、算定を行う。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、インデックス・スポンサーは、インデックス・ガバナンス・コミッティー（その役割はインデックス要項に記載される。）の監督に服する。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、インデックス計算代理人は、インデックス・スポンサーの監督に服する。インデックス・ガバナンス・コミッティーは、特殊な状況において行われた専門的判断の当該利用について検査する。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人（該当する方）のそれぞれは、（１）専門的判断のそのような利用の記録を保持し、（２）専門的判断がそのように利用された範囲および根拠の簡潔な説明を公表する。
- ・ **計算等における過誤** 一定の状況において、計算等における過誤が生じる可能性がある。インデックス・スポンサーは、専門的判断を用いて、計算等における過誤の影響を受けた各日につきインデックス水準を修正再表示することを決定することがある。

以上に記載する留意点は、本インデックスの評価および／または本インデックスに関連するすべての留意点を包括した一覧ではなく、そのように意図されたものでもない。インデックス要項には、本インデックスの主な特徴についてより完全な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、インデックス要項には、インデックス計算代理人により行われる本インデックスが計算される方法の説明および本インデックスへのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要素の考察が含まれる。

本債券に関するリスク

本債券に対する投資に関連するリスクの詳細については、本書別紙B「本債券」を参照のこと。

一般リスク

カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約の条件に関する紛争（善意であるかを問わない。）を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題からカウンターパーティー（安定運用部分スワップ・カウンターパーティーおよび積極運用部分スワップ・カウンターパーティーを含むが、これらに限られない。）が取引の条件に従って取引を決済しないことの影響を受けることがあり、これにより、サブ・ファンドが損失を被ることになる。当該「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大する。受託会社または管理会社のいずれも、取引を特定のカウンターパーティーに限ることまたは取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを禁止されていない。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社および／または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行う能力ならびに当該カウンターパーティーの財政的能力について有意義および独立した評価の欠落は、サブ・ファンドが損失を被る可能性を増大させる。

サブ・ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与れないことによる。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がサブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社および／または管理会社は、サブ・ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性がある。近年、大手の金融市場参加者数社（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含む。）が履行期の到来時に同社の契約上の義務を履行することを怠り、または不履行となりかねない状況に陥り、このことにより、金融市場で観察される不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用収縮および流動性縮小、取引および資金調達取決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行に至った。当該混乱によって、支払能力のあるプライム・ブローカーおよび貸付人までが、新規投資への資金提供に消極的になり、もしくは以前よりも積極的に行わなくなり、または当時主流であった条件よりも著しく不利な条件でしか、資金提供を行わなくなった。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証は

なく、その結果、サブ・ファンドが取引による損失を被らないという保証もない。そのため、サブ・ファンドは、管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクの影響を受ける。

デリバティブの利用

管理会社は、投資目的のためにデリバティブを利用することにより、サブ・ファンドのため、様々なポートフォリオ戦略に従事することがある。管理会社は、その裁量により、サブ・ファンドの投資戦略の適用において、スワップを含む（ただし、これらに限られない。）広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがある。

デリバティブは、その価値が一または複数の対象となる有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数と連動する商品および契約を含む。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資に係るわずかな費用で、特定の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の値動きをヘッジし、またはこれらに投機することができる。デリバティブの価値は、原資産の値動きに依拠するところが多い。それゆえ、原資産の取引に適用されるリスクの多くがデリバティブ取引にも適用される。しかしながら、デリバティブ取引に伴う他の多くのリスクがある。例として、デリバティブの多くが取引の約定時に支払われ、または預託される金銭よりも著しく大きな市場エクスポージャーを提供するため、比較的小規模な不利な市場動向の結果、投資額全部の損失となるのみならず、サブ・ファンドをして、当初投資額を上回る損失の可能性の影響を受けさせることもある。管理会社および／またはその委託先がサブ・ファンドの計算において取得を希望するデリバティブを満足できる条件により特定の時期に入手することができるという保証はなく、またはこれ以外の条件または時期によっても入手することができるという保証はない。

デリバティブ商品に基づくサブ・ファンドの債務を担保するために差し入れられた有価証券の価値が下落した場合、サブ・ファンドに追加証拠金請求が発生する可能性があり、追加資金を担保提供者に預託する必要があるか、または当該担保として差し入れた有価証券が価値の下落分を補填するために強制的に清算されることがある。サブ・ファンドの資産の価値が急落した場合、管理会社は、当該証拠金債務を決済するのに十分な資産を迅速に換金できないことがある。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：前記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となる。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがサブ・ファンドの計算において保有されている場合を除き、サブ・ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的

となるか、または全く回収ができないことがある。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができる一または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じること努める。しかしながら、管理会社が成功するという保証はない。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、サブ・ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がサブ・ファンドの終了を選択することがある。

担保リスク：安定運用部分スワップ・カウンターパーティーおよび積極運用部分スワップ・カウンターパーティーから担保を取得し、また、担保管理システムが安定運用部分スワップ・カウンターパーティーまたは積極運用部分スワップ・カウンターパーティーの不履行または支払不能に対するサブ・ファンドの潜在的エクスポージャーを低減することに寄与することを意図しているが、当該リスクは完全には排除できない。提供された担保は、多数の理由により、安定運用部分スワップ・カウンターパーティーの債務または積極運用部分スワップ・カウンターパーティーの債務の充当に十分ではないことがある。また、安定運用部分スワップ・カウンターパーティーまたは積極運用部分スワップ・カウンターパーティーにより提供された担保が日次ベースで独立して評価される場合であっても、担保として提供された一定の債券および／または株式の価値が必ずしも有効な気配価格を有するとは限らない。

法的リスク：取引またはデリバティブ取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、デリバティブ契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性がある。

流動性リスク：デリバティブ取引および、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがある。したがって、ポジションがいずれかの時点においてまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格により建てられ、または解消されることができるといふ保証はない。

店頭取引：サブ・ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられるデリバティブ商品は、通常、取引所では取引されない。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることもあり、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではないことがある。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差分が生じることがある。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがある。

デリバティブ、技法および商品リスク

先物価格およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は、非常に変動しやすい。先渡取引、先物取引およびその他のデリバティブ取引の価格変動は、とりわけ金利、需給関係の変化ならびに貿易、財政、金融および為替管理に関する政府のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治的および経済的な事象および政策に影響される。また、政府は、特定の市場、とりわけ、通貨関連および金利関連の先物およびオプションの市場に直接および規制により、随時介入する。当該介入は、しばしば価格に直接影響することが意図されており、およびとりわけ金利変動のために、他の要因と併せて、当該市場すべてをして、急速に同一の方向へ動かすことがある。また、技法および商品の利用は、（i）ヘッジされる投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依拠、（ii）ヘッジ商品とヘッジされる投資対象またはヘッジされる市場セクターとの間の不完全な相関、（iii）これらの商品を利用するために必要とされる知見が投資対象の選択に必要とされる知見とは異なることならびに（iv）効率的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力を妨げる障害の可能性があることを含む一定の特別なリスクを伴う。

集中リスク

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオを特定の投資対象または少数の投資対象および／もしくはカウンターパーティーに集中することがある。その結果、サブ・ファンドのポートフォリオは、これら特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業状況から生じる価額の変動に対してより影響を受けることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、サブ・ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しい。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に関しては利用することができない。このことにより、サブ・ファンドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受ける。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。それゆえ、サブ・ファンドは、仮に管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受ける。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、サブ・ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含む。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものである。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服する。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていない。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づく、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、サブ・ファンドの費用全般の増加である。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、サブ・ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがある。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりに反映されることがある。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能性の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていない。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができる。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に、同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求される金額より、高い価格とすることもできる。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがある。顧客または取引のカウン

ターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得る。決済についての問題は、純資産価額およびサブ・ファンドの流動性に影響を与えることがある。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には、包括的な、規制および証拠金要件の対象となる。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置（例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含む。）を講じる権限を有する。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となる。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

政治的リスクおよび規制上のリスク

サブ・ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがある。同様に、サブ・ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがある。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻処理計画（リビング・ウィルとして一般的に知られる。）を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要がある。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定める。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権能を付与する。それゆえ、サブ・ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみならず、サブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および／または外国の法律または規制は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がサブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含む法律またはその解釈の変更によって悪影響を制限または防止するための措置（ただし、これらに限られない。）を講じる権利を留保する。

ボルカー・ルール

ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法第619条は、一定の適用除外のもと、一定の銀行事業体（シティグループおよびその関連会社を含む。）が自己勘定取引に参加すること、特定のプライベート・ファンド（以下「対象ファンド」という。）の所有権を取得もしくは保有すること、対象ファンドのスポンサーとなることまたは対象ファンドと特定の関係を持つことを原則として禁止する、いわゆる「ボルカー・ルール」を米国銀行法に追加した。ボルカー・ルールの対象である銀行事業体は、2015年7月21日（以下「適合期限」という。）までに、既存の活動および投資をボルカー・ルールに準拠させなければならない（当該銀行事業体の適切な米国連邦監督機関の裁量により、1年間の延長が2回まで認められる。）。米国連邦準備制度理事会が発した適合期間を2015年7月21日まで延長する命令により、銀行事業体は、適合期間が終了するまでに、禁止された活動を終了させ、容認されない投資を処分する遵守計画を作成し、実施する必要がある。銀行は、「実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても適合期間が終了するまでに」遵守計画を設定するよう期待される。

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように設計された、一定の変更（サブ・ファンドが設立された条件を含む。）を適合期限より前にトラストに対して行った。しかしながら、ボルカー・ルールは、比較的新しい法制度であり、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、対象ファンドの定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従いサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に実現可能ではない、または実現可能ではなくなると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項を参照のこと。当該終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の一定の取引を認められないことがある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

利益相反

シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの関連会社（以下、それぞれを、「シティ・カウンターパーティー」という。）は、サブ・ファンド、本債券および／または本インデックスに関して一定の職務を履行することがある。管理会社および各シティ・カウンターパーティーは、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自がサブ・ファンドに関して履行する職

務は、潜在的な利益相反を生じさせることがある。当該利益相反が生じる場合、受託会社および管理会社は、各自の債務および義務（受益者の最善の利益のために行う債務および義務を含む（ただし、これらに限られない。））を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努める。

シティ・カウンターパーティーは、各自の計算においておよび各自が運用を行うその他の計算において、通常の業務の過程において、本インデックスの構成銘柄の取引を行うことがある。当該取引行為は、潜在的には当該構成銘柄および／または本インデックスの水準に影響を与える可能性がある。シティ・カウンターパーティーは、本インデックス水準もしくはその構成銘柄の変動に連動または関連するリターンを伴う取引を約定することがあり、それに関連してヘッジ取引を約定することもある。当該取引は、インデックス水準に影響を与えることがあり、また、本インデックスの価値が下落する場合であっても、シティ・カウンターパーティーに利益を生じさせることがある。

サブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、またはその他の方法でこれらに関与するところに従い、管理会社および受託会社（ならびにこれらの関連会社）は、随時、受託者、管理事務代行者、登録機関、管理者、保管者、投資運用者もしくは投資顧問、代理人またはその他の者として行為することがある。それゆえ、これらのいずれの者も、業務の過程において、サブ・ファンドとの間で潜在的な利益相反を生じることがある。これらの者は、当該場合には常にサブ・ファンドに対する自己の義務を斟酌し、当該利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。いかなる場合も、管理会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確保することを追求する。

インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、管理会社の関連会社である。このことにより、管理会社の受益者に対する義務ならびにインデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人との関係の間に、潜在的な利益相反を生じさせることがある。

その業務の通常の過程において、いずれの利害関係人も、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数、シティGMRIインデックスおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄に連動した取引または投資対象（ただし、仕組商品であるか否かを問わない。）を約定もしくは促進し、提供し、または売却することがある。さらに、いずれの利害関係人も、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数、シティGMRIインデックスおよび／もしくはこれらそれぞれの構成銘柄において、もしくはこれらに関して、ロングもしくはショート的主要なポジションをとることがあり、もしくはそのようなポジションを過去にとった可能性があり、および／もしくは自らの顧客への値付けを行うことによりポジションを積極的に取引することがあり、またはこれらの項目に関して、その他の者との間で、もしくはその他の者に代わって取

引に投資もしくは従事することがある。また、利害関係人は、金融商品または取引の開始または終了に関してヘッジ取引を行うこともあり、かかるヘッジ取引は、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数、シティGMRIインデックスおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄の基準となる市場価格、金利またはその他の市場要因に悪影響を及ぼすことがある。利害関係人は、構成銘柄の発行体との間で投資銀行業務またはその他の商業上の関係を有することがあり、かかる発行体からの情報にアクセスすることがある。当該行為は、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数および／またはシティGMRIインデックスの水準に影響を与えることも与えないこともあるが、投資予定者は、ある者が複数の資格において行為する場合には利益相反が生じる可能性があること、また、当該利益相反がグローバル・マルチアセット米ドル建て指数および／またはシティGMRIインデックスの水準に（プラスまたはマイナスの）影響を及ぼすことがあることを認識すべきである。

運用リスク

サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、管理会社のサービスに実質的に左右される。管理会社の行為が、不正行為、何らかの規則もしくは規制の違反を理由として規制当局による調査を受けていること、管理会社の主要人物の死亡、無能力、離職、支払不能もしくは退任、または管理会社に影響を及ぼす企業再編を含む（ただし、これらに限られない。）特別な事由が発生した場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資パフォーマンスを保証しない。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資予定者は、サブ・ファンドに対する投資を行うか否かを決定する前に、本書を完全に読了すべきである。

関係者の免責

本インデックスに連動する商品（以下「本商品」という。）は、本インデックスの構成銘柄に出資し、これを管理し、もしくはこれを発行する第三者団体、その関連会社またはその第三者ライセンサー（以下、総称して、「第三者団体」という。）により支援、承認、販売または促進されていない。いずれの第三者団体も、本商品の所有者または公衆の構成員に対し、有価証券全般もしくはとりわけ本商品への投資の適否につき、または本インデックスが全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する能力につき、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行わない。第三者団体がシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドとの間に有する唯一の関係は、一定の商標、サービスマークおよび取引の許諾である。いずれの第三者団体も、本商品の価格および数量もしくは本商品の発行もしくは

販売のタイミングの決定につき、または本商品が現金に換算される際に用いられる方程式の決定もしくは計算につき、責任を負わず、かつ、これらに関与していない。いずれの第三者団体も、本商品の管理事務、マーケティングまたは取引に関連して、いかなる義務または責任も負わない。

いずれの第三者団体も、本インデックスもしくはそれに含まれるデータまたは本インデックスに関する口頭または書面による通信を含む（ただし、これらに限られない。）通信（電子的通信を含む。）の妥当性、正確性、適時性または完全性を保証しない。第三者団体は、本インデックスに含まれる過誤、欠落または遅滞につき、いかなる損害賠償または責任も負わない。第三者団体は、その商標、本インデックスもしくはそれに含まれるデータに関する商品性または特定の目的もしくは使用に関する適合性につき、明示または黙示の保証を行わず、かつ、一切の保証を明示的に放棄する。上記を制限することなく、第三者団体は、間接損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、または派生的損害（利益の喪失、営業損失、時間的損失またはのれんの損失を含む（ただし、これらに限られない。）。）につき、当該損害の可能性について通知されていた場合であっても、契約上、不法行為上、厳格責任その他根拠の如何を問わず、いかなる場合においても責任を負わない。

（２）リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるSMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社によって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

派生商品の利用

サブ・ファンドは、その投資目的の一環として、および／または効率的なポートフォリオ管理を目的として、派生商品（積極運用部分スワップ取引を含む。）に対する投資を行う。すなわち、サブ・ファンドは、ヘッジ目的以外の目的において派生商品を利用する。

派生商品の利用に付随し、または派生商品の利用から生じるリスクを正確かつ十分に測定、監視および管理するために、管理会社は、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（5）投資制限、投資制限」の項に記載するとおり、リスク管理手続として標準的手法を採用し、実施する。

担保取決め

本債券および積極運用部分スワップ取引に基づくカウンターパーティー・リスクのエクスポージャーは、安定運用部分スワップ・カウンターパーティーおよび積極運用部分スワップ・カウンターパーティーのそれぞれに対して、債券発行会社およびサブ・ファンドそれぞれの利益のために、担保の差入を要求することにより低減される。当該場合、各担保取決めの条件は、クレジット・サポート・アネックスに準拠する。各クレジット・サポート・アネックスに基づき、担保プールは、日次で時価評価および調整される。担保口座に保有される資産のポートフォリオは、関連するクレジット・サポート・アネックスに従い選定された資産のみから構成されるものとする。

積極運用部分スワップ取引について、カウンターパーティーがサブ・ファンドの口座に現金担保を差し入れた場合、現金担保は、保管会社の銀行口座に預託され、再投資を目的として使用されることはない。保管会社の銀行口座から生じる利子は、クレジット・サポート・アネックスに従い、必要に応じ、積極運用部分スワップ・カウンターパーティーにより必要とされる利子の支払いを填補するために十分ではないことがある。利子の差額は、純資産価額に影響を与える。受領された非現金担保は、売却、再投資または担保に供されることはない。

本債券の担保取決めの詳細については、本書別紙B「本債券」を参照のこと。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

該当事項なし。

② 日本国内における申込手数料

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、上限2.20パーセント（税抜2.00パーセント）の申込手数料が課される。購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻手数料

該当事項なし。

② 日本国内における買戻手数料

該当事項なし。

（３）【管理報酬等】

① 受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、年間15,000米ドルの受託報酬（以下「受託報酬」という。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中の上記受託会社報酬は、15,000.00米ドルであった。

② 管理事務代行会社および保管会社の報酬

管理事務代行会社および保管会社は、サブ・ファンドに対してサブ・ファンドの資産の管理事務代行業務、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務、サブ・ファンドの資産の保管業務ならびに他の管理事務代行会社および保管会社として履行する同社の職務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、目標償還金額の年率0.10パーセントの管理事務代行および保管に係る報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中の上記管理事務代行会社および保管会社の報酬は、93,759.40米ドルであった。

③ 管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対するサブ・ファンドの資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務の代価として、サブ・ファンドの信託財産から、目標償還金額の年率0.16パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中の上記管理会社の報酬は、150,020.65米ドルであった。

④ 販売会社の報酬

販売会社は、日本における受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、受託証券1口当たり目標償還金額の年率0.50パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。ただし、この目的において、目標償還金額は（発行済受益証券の口数ではなく）販売会社が登録受益者となっている受益証券の口数を参照して計算される。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中の上記販売会社の報酬は、468,809.20米ドルであった。

⑤ 代行協会の報酬

代行協会員は、目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、目標償還金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中の上記代行協会の報酬は、9,375.80米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

① 当初費用

サブ・ファンドの設定および受益証券の募集に関連する費用ならびに経費（以下「当初費用」という。）は276,000米ドルに相当し、2017年12月末日までに償却された。

② 積極運用部分スワップ取引に適用される手数料

インデックス水準は、以下を含む手数料ならびに本インデックスの多様な構成要素に伴う想定取引および複製の費用に係る控除部分を反映する。

（a）シグナルの変化の結果によるコアアセットとリザーブアセットとの間のエクスポージャーの再配分に伴う想定費用。

（b）インデックス要項に記載されるとおり、個別の構成銘柄の比率および水準に伴う想定取引および複製の費用。

実務上可能である場合は常に、想定取引および複製の費用の予定される変更が効力を生ずる前に、受益者は、事前の書面による通知を受ける。

積極運用部分スワップ取引も、レバレッジ後エクスポージャーに関する手数料ならびに想定取引および複製の費用の控除を反映する。これらは、払込日に決定された積極運用部分に帰属する純資産価額の年率2.37パーセントの手数料（以下「スワップ手数料」という。）を含み、これは、積極運用部分スワップ取引の計算に組み込まれており、積極運用部分スワップ取引の満期日まで一定である。

スワップ手数料の一部は、前述の管理会社、販売会社、代行協会員ならびに管理事務代行会社および保管会社に対して支払われる報酬を補填するために適用される。

積極運用部分スワップ取引が締結および解消されるとき、スワップの取引は、取引費用の対象となる。かかる取引費用は、0.25パーセントと見込まれる。

③ 本債券に適用される手数料

サブ・ファンドは、本債券を通じて、次に掲げるものから構成される一定の経費および費用を間接的に負担する。

（a）法務費用、受託者費用および担保管理費用に関して、約52,500米ドル。

（b）本債券に対して適用ある保管手数料として、安定運用部分に帰属する純資産価額の年率0.012パーセント。

これらの手数料は、本債券の価額から付加および控除され、サブ・ファンド外において別途課される別個の手数料ではない。

④ その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか（またはすべて）を含む（ただし、これらに限られない。）当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払を確保することができる。（a）当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、（b）すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、（c）受託会社および／または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用（当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。）ならびに受託会社および／または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、（d）当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、

（e）英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、（f）当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、（g）受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、（h）トラストもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、（i）当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、（j）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の

取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、（k）当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、

（l）当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、（m）宣伝または広告費用（もしあれば）、（n）郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、（o）当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者（管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。）に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、（p）当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して発生する債務、経費および費用（手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。）、（q）当該サブ・ファンドの通常業務および／または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、（r）関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、（s）受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

2019年12月31日に終了した会計年度中の上記②から④に記載された費用、経費、手数料、報酬の合計は78,324.80米ドルであった。

⑤ 現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券取引業者からいかなる現金手数料またはその他のリベートを受けないものとする。ただし、管理会社および／またはその関連会社は、管理会社および／またはその関連会社が、当事者が管理会社および／またはその関連会社に対して、物品、サービスまたはその他の便益（調査および助言サービス、専門的ソフトウェアまたは調査サービスが付随するコンピュータ・ハードウェアならびにパフォーマンス測定など）を随時提供しまたは調達する取決めに締結している他者である代理人によるかまたは代理人を通じて、取引を実行する権利を留保している。当該取決めの性質として、これら物品、サービスまたはその他の便益の提供がサブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および／もしくはその関連会社のパ

パフォーマンスを高めることに寄与することがある。また、かかる取決めに關して、直接支払いが生じることではないものの、その代わりに管理会社および／またはその関連会社は、かかる当事者に対して業務を委託することを約束する。当該当事者を通じて実行される取引は、最良執行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない、また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的委託取引業務サービスの手数料率を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、当該物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備もしくは物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

（５）【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果（税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。）に關して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果（適用可能性を含む。）および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

ケイマン諸島および香港の課税に關する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島および香港で有効な法律および慣行に關して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資者は、課税の水準および基準が変動する場合があります、また税金控除の金額が納税者の個人的な状況に依拠する旨を認識すべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法等別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

- III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。
- IV 税制等の変更により上記 I ないし III に記載されている取扱いは変更されることがある。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（B）ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGA、UK IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則（以下「AEOI規則」と総称する。）が発行されている。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびUK IGAならびにCRSの適用に関する手引書を公表している。UK IGA、関連する規則および手引書の関連する規定は廃止され、またCRSをもって置き換えられる予定である。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI規制に関して「非

報告金融機関」（関連するAEOI規則において定義される。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AEOIの目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、（i）（US IGAに服する場合のみ）GIIN／グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRS／米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ii）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（iii）トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、（iv）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施することおよび（v）当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例として、米国の報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「US FATCA」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのUS FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト／サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト／サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、US FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および／またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求さ

れた情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび／もしくは投資者の口座の閉鎖を含む（ただし、これらに限られない。）対応措置を講じ、ならびに／もしくはすべての救済措置を求める義務を負うことがあり、ならびに／またはこれを行う権利を留保している。ケイマン諸島税務情報局が公表した指針に従い、口座開設から90日以内に自己申告が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖する必要がある。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

（C）香港

現行の法律および慣行において、

（a）サブ・ファンドは、投資活動に関して香港の税金の対象になることは想定されていない。

（b）サブ・ファンドからの収益の分配または受益証券の販売、換金もしくはその他の処分により生じたキャピタル・ゲインに関して香港の受益者が支払うべき税金はない。ただし、当該取引が香港で行われる取引、専門的職業または事業の一部をなし、関連する収益が香港を源泉とする場合に発生する香港の所得税を除く。

（D）米国

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条（m）および同条に基づく米国財務省規則（以下、総称して、「第871条（m）」という。）は、米国の株式（または米国の株式を含む指数）に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30パーセントの源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されるところにより、一般的に、一または複数の米国の株式の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条（m）の適用がある。第871条（m）は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数を追跡する有価証券に係るものがある。

第871条（m）の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有するが、米国内国歳入庁は、2017年において、限定された種類の金融商品に対してのみその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドは、米国の株式に関連を有するオプション、スワップおよび／またはデリバティブ取引を取得することがある。これらの金融商品に対して、第871条（m）の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条（m）は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条（m）に基づくサブ・ファンドによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される配当、利子およびその他の所得、ならびに有価証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、当該所得の源泉となる法域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率は、各国に投資される資産の額およびかかる税金を軽減するサブ・ファンドの能力（もしあれば）が明らかではないため、予測することは不可能である。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2020年４月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券（ゼロ・クーポン債）	ルクセンブルグ	78,765,348.53	92.65
スワップ	アメリカ合衆国	5,991,015.92	7.05
現金・その他の資産（負債控除後）		258,469.47	0.30
合計 （純資産総額）		85,014,833.92 （約9,086百万円）	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年４月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（％）	償還日	簿価（米ドル）	額面金額（米ドル）	時価（米ドル）	投資比率（％）
1	SERENADE INVESTMENT CORP SA ZERO COUPON 03/25/2022 USD	ルクセンブルグ	債券 （ゼロ・クーポン債）	0.00	2022年 3月25日	71,111,561.89	79,932,361	78,765,348.53	92.65

②【投資不動産物件】（2020年４月末日現在）

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】（2020年4月末日現在）

積極運用部分を提供するスワップ取引は、CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（ファンドの受託会社）の代理人を務めるシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「CFIM」という。）とシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「CGML」という。）との間で締結される。

枚数	インデックス・ スワップ	通貨	インデックス・ ティッカー	取得価額	時価
108.1813	S32 USD Index Swap	米ドル	CB CIXBPFBS<Index>	8,925,290.29	5,991,015.92

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末および2020年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2017年12月末日)	150,843,882.43	16,120,686	10.881	1,163
第2会計年度末 (2018年12月末日)	119,576,141.46	12,779,102	11.076	1,184
第3会計年度末 (2019年12月末日)	98,670,197.22	10,544,884	11.748	1,256
2019年5月末日	106,224,117.91	11,352,171	11.446	1,223
6月末日	105,232,925.07	11,246,243	11.648	1,245
7月末日	103,618,589.06	11,073,719	11.651	1,245
8月末日	99,994,274.17	10,686,388	11.395	1,218
9月末日	98,468,927.45	10,523,374	11.305	1,208
10月末日	97,497,133.49	10,419,519	11.264	1,204
11月末日	97,824,388.75	10,454,492	11.470	1,226

12月末日	98,670,197.22	10,544,884	11.748	1,256
2020年1月末日	95,439,690.37	10,199,640	11.595	1,239
2月末日	93,478,992.90	9,990,100	11.499	1,229
3月末日	84,956,992.92	9,079,354	10.596	1,132
4月末日	85,014,833.92	9,085,535	10.636	1,137

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 ^(注)
第1会計年度	8.81%
第2会計年度	1.79%
第3会計年度	6.07%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（10.00米ドル））

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	14,950,467.229 (14,950,467.229)	1,087,651.836 (1,087,651.836)	13,862,815.393 (13,862,815.393)
第2会計年度	0 (0)	3,066,792.342 (3,066,792.342)	10,796,023.051 10,796,023.051
第3会計年度	0 (0)	2,397,346.995 (2,397,346.995)	8,398,676.056 (8,398,676.056)

(注) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の当初申込み後、追加募集は行われない。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

（2）日本における販売

日本においては、2017年2月8日付有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われた。その後、募集の取扱いが行われない。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し

下記に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または管理事務代行会社が随時決定することがあるその他の通知を、適用ある買戻日に関する買戻申込期限までに管理事務代行会社によって受領されるように送付しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または管理事務代行会社が別途合意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。ただし、以上にかかわらず、受益者は、純資産価額もしくは受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の発行および買戻しのいずれかの停止期間中においては、買戻通知を取り消すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、ある受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触もしくは違反する

結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、または当該支払いの拒絶が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、その絶対的な裁量において、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻価格

買戻しが行われる受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

決済

管理事務代行会社は、通常、受益者の指図に従って、関連する買戻日から3営業日以内に、買戻代金（送金費用の控除後）を米ドルにより電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続きに従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息が付されない。

買戻しの繰延べ

ある買戻日における買戻請求の総額が発行済受益証券の10パーセントを上回った場合、管理会社は、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該買戻日における発行済受益証券の10パーセントに制限することを選択することができる。その場合、買戻請求は按分によって減らされ、残余の部分は、翌買戻日において、当該買戻日に受領された買戻請求に優先して買い戻される（この権限に従い当該買戻日の買戻しが制限された場合、常にさらなる繰延べの対象となる。）。

強制買戻し

受益証券は、満期日において、その時点の受益証券1口当たり純資産価格により強制的に買い戻される。

一時停止

受託会社は、（管理会社と協議の上、）後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるす

すべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （a）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （i）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ii）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （iii）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （b）受益証券が、受益者に対して、後記「第一部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

（2）日本における買戻し

「買戻日」とは、各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、関連する買戻日から2営業日前の日の午後3時（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該申込日の取引期限までに名義書換代理人に申込まなければならない。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の後3営業日目（すなわち、買戻日に関連する申込日の原則5営業日目）の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日（または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日）（「日本における受渡日」）に、販売会社を通じて、米ドルで支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から5営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（イ）純資産価額の算定

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、機能通貨建てで、受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券1口当たり純資産価格は、（0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで切り上げられる。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続きに従う。

- （a）下記（b）および（c）の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付けされた当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバークもしくはインタラクティブ・データ・コーポレーションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評

価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。

- (b) 上記（a）の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記（a）または（b）に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記（a）または（b）の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は、管理事務代行会社が関係するプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず）で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引／商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。
- (g) 上記にかかわらず、管理会社は（受託会社と協議の上）、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、当該他の評価方法の利用を許可することができる。

受託会社または管理事務代行会社による純資産価額（受益証券1口当たり純資産価格を含む。）の算定は、すべて、悪意または明白な過誤がない限り、最終的、確定的かつ拘束力を有する。悪意および明白な過誤がない限り、受託会社および管理事務代行会社は、第三者が提供した評価に依拠して行った純資産価額（受益証券1口当たり純資産価格を含む。）の算定における誤りについて何ら責任を負わない。受託会社および管理事務代行会社は、認められた価格情報源、評価代理人またはその他の第三者が受託会社または管理事務代行会社（場合に応じる。）に提供した評価に依拠することができ、悪意または明白な誤りがない限り、かかる依拠について何ら責任を負わない。

（ロ）純資産価額の算定の一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができる。

- （a）当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間（通常の休日を除く。）または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- （b）緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- （c）当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- （d）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- （e）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- （f）管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- （g）管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、以上の一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。さらに、受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げるいずれかの場合において、ある期間の全部または一部に関して、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しの一時停止を宣言することができる。

- (a) サブ・ファンドが投資する市場および／またはサブ・ファンドが投資する投資対象の一部または全部が非常に激しく変動し、またはその流動性が著しく低下したため、合理的な期間にわたって、サブ・ファンドの投資対象の大部分を処分することが合理的に実行可能ではないと管理会社はその単独の裁量において判断した場合
- (b) 純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格を決定するのに通常使用している通信システムおよび／もしくは通信手段が故障している場合、またはその他の理由により、純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格が迅速もしくは正確な方法で確認することができない場合
- (c) サブ・ファンドの投資対象の換金もしくは支払い、または受益証券の発行もしくは買戻しに伴うまたはその可能性のある資金の送金または本国送金が、遅延しているか、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートで迅速に実行することが不可能である場合
- (d) 管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらの各委託先の業務が、疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、市民騒擾、暴動、ストライキもしくは天変地異の結果として、またはこれらに起因して、実質的に中断または終了した場合
- (e) 受益証券の発行、買戻しもしくは譲渡により適用ある法律に違反することとなるか、または管理会社の意見によれば、一時停止もしくは延長が適用ある法律もしくは適用ある法的手続により要求された場合
- (f) 管理会社の意見によれば、結果として、サブ・ファンドの投資対象の評価もしくは換金が合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益を著しく害することなくかかる評価もしくは換金を行うことが不可能な状況が存在する場合
- (g) 管理会社において、そのようにすることがサブ・ファンドまたは受益者の利益に適うと考える場合

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、（i）受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社はその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または（ii）償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が（i）ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または（ii）サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合（本インデックスおよび／もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む（ただし、これらに限られない。）。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

（4）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。

（5）【その他】

（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （a）当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- （b）上記「（3）信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
- （c）任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- （d）当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- （e）信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知（かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。）をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（i）受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損うことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または（ii）かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法律による強制を伴うものがどうかは問わない。）により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記（i）または（ii）の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより、または同契約に記載されるその他一定の状況において、終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（i）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

(iii) 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

(iv) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

(a) 信託証書の規定により要求される場合

(b) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

(c) （全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

(d) （いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （i）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- （ii）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

(1) 【貸借対照表】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

純資産計算書

2019年12月31日現在

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券－取得原価		74,718,649.60	7,985,182
投資有価証券－時価		80,392,239.62	8,591,519
スワップ契約－時価	9	18,019,650.54	1,925,760
銀行預金		338,888.23	36,217
スワップに係る未収利息	9	49,271.75	5,266
現金に係る未収利息		369.64	40
資産合計		98,800,419.78	10,558,801
負債			
未払弁護士報酬		35,618.21	3,807
未払販売会社報酬	8	34,791.50	3,718
未払専門家報酬		17,926.18	1,916
未払印刷・発行費用		15,605.92	1,668
未払管理会社報酬	6	11,133.75	1,190
未払受託報酬	3	7,500.00	802
未払管理事務代行会社報酬	4	6,261.00	669
未払代行協会員報酬	7	693.00	74
未払保管会社報酬	5	693.00	74
負債合計		130,222.56	13,917
純資産合計		98,670,197.22	10,544,884
発行済受益証券口数		8,398,676.056 口	
受益証券1口当たり純資産価格		11.748	1,256 円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

損益および純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

	注	米ドル	千円
収益			
スワップに係る受取利息	2.4	713,626.71	76,265
収益合計		<u>713,626.71</u>	<u>76,265</u>
費用			
販売会社報酬	8	468,809.20	50,102
管理会社報酬	6	150,020.65	16,033
管理事務代行会社報酬	4	84,383.60	9,018
弁護士報酬		26,887.00	2,873
専門家報酬		18,096.00	1,934
印刷・発行費用		17,594.00	1,880
受託会社報酬	3	15,000.00	1,603
銀行利息		10,501.36	1,122
代行協会員報酬	7	9,375.80	1,002
保管会社報酬	5	9,375.80	1,002
保護預り手数料		4,400.56	470
取引費用		204.89	22
その他費用		640.99	69
費用合計		<u>815,289.85</u>	<u>87,130</u>
投資純損失		<u>(101,663.14)</u>	<u>(10,865)</u>
スワップに係る実現純利益	2.2	2,429,674.21	259,659
投資有価証券に係る実現純利益	2.2	948,582.75	101,375
為替に係る実現純損失	2.3	(2,187.37)	(234)
当期投資純損失および当期実現純利益合計		<u>3,274,406.45</u>	<u>349,936</u>
投資有価証券に係る未実現純評価益	2.2	3,672,237.43	392,452
スワップに係る未実現純評価損	2.2	(403,031.47)	(43,072)
運用による純資産の純増加額		<u>6,543,612.41</u>	<u>699,316</u>
資本の変動：			
受益証券の買戻し		(27,449,556.65)	(2,933,534)
資本の純変動額		<u>(27,449,556.65)</u>	<u>(2,933,534)</u>
純資産、期首		<u>119,576,141.46</u>	<u>12,779,102</u>
純資産、期末		<u>98,670,197.22</u>	<u>10,544,884</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2017年12月31日	13,862,815.393 口
2018年12月31日	10,796,023.051 口
買戻受益証券口数	(2,397,346.995)口
2019年12月31日	8,398,676.056 口

純資産、期末：

	米ドル	千円
2017年12月31日	150,843,882.43	16,120,686
2018年12月31日	119,576,141.46	12,779,102
2019年12月31日	98,670,197.22	10,544,884

受益証券1口当たり純資産価格：

	米ドル	円
2017年12月31日	10.881	1,163
2018年12月31日	11.076	1,184
2019年12月31日	11.748	1,256

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

注1．活動

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で信託証書および2017年1月26日に締結された追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

（a）満期日（＊）において目標償還水準（すなわち発行価格の100パーセント）を達成することを目指すポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）

（b）本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）

（＊）：「満期日」とは、2022年3月30日または管理会社が決定するその他の日をいう。

目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定された。2019年12月30日現在、積極運用部分および安定運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の18.26パーセントおよび81.48パーセントであった。

サブ・ファンドは、満期日において10.00米ドルの100パーセントである目標リターンを達成するためにセレナーデ・インベストメント・コーポレーション・エスエイが発行した債券に投資しており、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数に対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドと店頭スワップ取引またはこれに相当する取引を締結している。

サブ・ファンドは、積極運用部分スワップ取引の条項に基づき、目標償還水準に発行済受益証券口数を乗じた金額（以下「目標償還金額」という。）の年率0.77パーセントの利息を月次で受領し、これは、サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられる。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資ファンドに対して適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して継続企業の前提により作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、機能通貨建てで受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券1口当たり純資産価格は、（0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで端数処理される。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 下記(b)および(c)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付された当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記(a)の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記(a)または(b)に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(a)または(b)の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は管理事務代行会社が、関連するプレミアムまたはディスカウントおよび外国為替取引費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。）で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引／商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。
- (g) 上記にかかわらず、管理会社は（受託会社と協議の上）、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、他の評価方法の利用を許可することができる。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドは米ドルで表示されている。

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、報告対象期間末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は取引の日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外貨換算に係る未実現損益および実現損益は、報告対象期間の実績を算定する際に損益および純資産変動計算書において認識されている。

時価で評価したポートフォリオの評価から生じる未実現為替損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の純為替損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上されている。

2.4 スワップに係る受取利息

受取利息は、毎日発生する。

注3．受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産より、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

注4．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.09パーセントの管理事務代行会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注5．保管会社報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.01パーセントの保管会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注6．管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.16パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注8．販売会社報酬

販売会社は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券1口当たり目標償還金額の年率0.50パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。ただし、この目的において目標償還金額は発行済受益証券口数ではなく販売会社がその登録保有者となっている受益証券口数を参照して計算される。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注9. スワップ契約

スワップ取引は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「CFIM」という。）とシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「CGML」という。）との間で締結され、積極運用部分を提供する。

スワップの満期日は2022年3月18日である。管理会社は、サブ・ファンドの償還までスワップを更改し続けることを意図している。

純資産計算書において、かかる未収利息は、49,271.75米ドルの「スワップに係る未収利息」の項に反映されている。

2019年12月31日現在、サブ・ファンドは、以下に掲げるスワップ契約を締結している。

枚数	インデックス・スワップ	通貨	インデックス・ティッカー	取得価額	時価
114.15	S32 USD Index Swap	米ドル	CB CIXBPF5<Index>	9,417,734.66	18,019,650.54

注10. 担保取決め

スワップ取引から生じるカウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを低減するため、受託会社は、サブ・ファンドの計算において、スワップ・カウンターパーティー（関連当事者）との間で担保取決めを締結している。同取決めは、業界標準のISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）マスター契約およびCSA（クレジット・サポート・アネックス）に基づく。同取決めでは、スワップ・カウンターパーティーは、現金（米ドル）の担保を、サブ・ファンドの計算において、保管会社に交付する。担保プールは、各評価日において、時価評価および調整される。

2019年12月31日現在、必要担保金額は13,062,862.25米ドルであり、受領担保金額および担保口座への預入れ金額は13,384,000.00米ドルである。

注11. 税金**11.1 ケイマン諸島**

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督からファンドの設立日である2008年10月21日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。

注12. 後発事象

本財務書類の作成にあたり、サブ・ファンドは、財務書類の公表日である監査報告書の日付までのすべての重要な後発事象を評価および開示している。

コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響を受けて管理会社は事業の継続の試験および実施に成功している。これには、関連する政府の指針に従って、管理会社の従業員の大多数が自宅で勤務をし、すべての海外渡航を一時停止し、公共交通機関を避けることおよび他の社会的距離の措置を導入することを含む。管理会社はまた、主要なサービス提供者の事業継続計画の効果を監視している。パンデミックは重大な金融市場および社会的な転位を引き起こしており、サブ・ファンドに及ぼす影響の最終的範囲は不確定である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

投資有価証券明細表

2019年12月31日現在

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
債券			米ドル	米ドル	%
83,986,878	SERENADE INVESTMENT CORP SA ZERO COUPON 03/25/2022 USD	米ドル	74,718,649.60	80,392,239.62	81.48
債券合計			74,718,649.60	80,392,239.62	81.48
投資有価証券合計			74,718,649.60	80,392,239.62	81.48

（*）百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

投資有価証券の国別および業種別分類

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	他に分類されないその他の金融サービス活動 （保険および年金を除く）	81.48
投資有価証券合計		81.48

（*）百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

[次へ](#)

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statement of net assets as at December 31, 2019**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

	Notes	USD
Assets		
Investments		
At cost		74,718,649.60
At market value		80,392,239.62
Swap contracts at market value	9	18,019,650.54
Cash at bank		338,888.23
Interest receivable on swaps	9	49,271.75
Interest receivable on cash		369.64
Total assets		98,800,419.78
Liabilities		
Legal fees payable		35,618.21
Distributor fees payable	8	34,791.50
Professional fees payable		17,926.18
Printing and publishing fees payable		15,605.92
Manager fees payable	6	11,133.75
Trustee fees payable	3	7,500.00
Administrator fees payable	4	6,261.00
Agent Company fees payable	7	693.00
Custodian fees payable	5	693.00
Total liabilities		130,222.56
Total net assets		98,670,197.22
Number of units outstanding		8,398,676.056
Net asset value per unit		11.748

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

	Notes	USD
Income		
Interest income on swaps	2.4	713,626.71
Total income		713,626.71
Expenses		
Distributor fees	8	468,809.20
Management fees	6	150,020.65
Administrator fees	4	84,383.60
Legal expenses		26,887.00
Professional expenses		18,096.00
Printing and publishing expenses		17,594.00
Trustee fees	3	15,000.00
Bank interests		10,501.36
Agent Company fees	7	9,375.80
Custodian fees	5	9,375.80
Safekeeping fees		4,400.56
Transaction fees		204.89
Other fees		640.99
Total expenses		815,289.85
Net investment loss		(101,663.14)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019
(continued)**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

	Notes	USD
Net investment loss		(101,663.14)
Net realised:		
Gain on swap contracts	2.2	2,429,674.21
Gain on investments	2.2	948,582.75
Loss on foreign exchange	2.3	(2,187.37)
Total net investment loss and realised gain for the year		3,274,406.45
Net unrealised:		
Appreciation on investments	2.2	3,672,237.43
Depreciation on swap contracts	2.2	(403,031.47)
Net increase in net assets resulting from operations		6,543,612.41
Movement in capital:		
Redemptions of units		(27,449,556.65)
Net movement in capital		(27,449,556.65)
Net assets at the beginning of the year		119,576,141.46
Net assets at the end of the year		98,670,197.22

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statistical information**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Number of units outstanding at the end of the year

December 31, 2017	13,862,815.393
December 31, 2018	10,796,023.051
number of units redeemed	(2,397,346.995)
December 31, 2019	8,398,676.056

Net assets at the end of the year

USD

December 31, 2017	150,843,882.43
December 31, 2018	119,576,141.46
December 31, 2019	98,670,197.22

Net assets per unit

USD

December 31, 2017	10.881
December 31, 2018	11.076
December 31, 2019	11.748

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2019)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 1 - Activity

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 (the "Series Trust"), a series trust of the Trust created and established pursuant to the Trust Deed and a supplemental trust deed made on January 26, 2017 between the Trustee and the Manager.

Investment objective and policies

The Series Trust's investment objectives are to provide investors with a return which is linked to:

(a) a portfolio which aims to achieve the Target Redemption Level i.e. 100% of the Issue Price at the Maturity Date (*) (the "Fixed Portion"); and

(b) a portfolio which provides a leveraged exposure to the Index (the "Active Portion").

(*): The "**Maturity Date**" means March 30, 2022 or such other date as the Manager may determine.

The allocation between the Active Portion and Fixed Portion was fixed shortly after the launch date of the Series Trust with the objective that the minimum amount that is necessary in order to achieve the Target Redemption Level would be allocated to the Fixed Portion, with the remaining balance being allocated to the Active Portion. As of December 30, 2019, the allocation to the Active Portion and Fixed Portion were 18.26% and 81.48% of the Net Asset Value respectively.

The Series Trust invests in the notes issued by Serenade Investment Corporation SA to achieve a target return of 100% of USD 10.00 at the Maturity Date and enters into over-the-counter swap transactions or equivalent instruments with Citigroup Global Markets Limited that provides a leveraged exposure to Global Multi Asset USD Index.

Under the Active Portion Swap Transactions, the Series Trust will receive a coupon of 0.77% of the Target Redemption Level multiplied by the number of Units in issue (the "**Target Redemption Amount**") per annum and payable on a monthly basis which will be used to settle certain operating costs and expenses in respect of the Series Trust.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared on a going concern basis in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

The Administrator will calculate and publish the Net Asset Value per Unit in the Functional Currency on the Closing Date and on each Valuation Day.

The Net Asset Value per Unit will be calculated by dividing the Net Asset Value by the number of Units in issue. The Net Asset Value per Unit will be rounded to 3 decimal places (according to natural rounding convention with 0.0005 being rounded up) or to such other number of decimal places as determined by the Manager, after consultation with the Trustee.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.2 - Valuation of the investments in securities (continued)**

In determining the Net Asset Value and the Net Asset Value per Unit, the Administrator will follow the following valuation policies and procedures:

(a) subject as provided in paragraphs (b) and (c) below, all calculations based on the value of Investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market will be made by the Administrator by reference to the last traded price or official closing price according to its local rules and customs on the principal exchange for such Investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made, if the Valuation Day is not a business day for such place, on the last business day for such place preceding the Valuation Day; and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular Investment, the value of such Investment will be calculated by reference to the latest available price of such Investment quoted by any person, firm or institution making a market in that Investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager, in consultation with the Trustee, may designate); provided always that if the Manager, in consultation with the Trustee, in its discretion considers that the prices on another exchange or prices provided by any independent data provider, including Bloomberg or Interactive Data Corporation provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such Investment, it may instruct the adoption of such prices;

(b) if no last traded price, official closing price and other price quotations are available as provided in paragraph (a) above, the value of the relevant Investment will be determined from time to time in such manner as the Manager (in consultation with the Trustee) shall determine;

(c) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any Investment pursuant to paragraph (a) or (b) above, the Administrator is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system will be deemed to be the last traded prices, official closing price, or the latest available price for the purpose of paragraph (a) or (b) above;

(d) short-term money market Investments and bank deposits will be valued at cost plus accrued interest;

(e) the value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than the Functional Currency shall be converted into the Functional Currency at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange;

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.2 - Valuation of the investments in securities (continued)**

(f) swap transactions and other over-the-counter derivative transactions/instruments will be valued based on the net present value of their expected cash flows. Where the calculation agent for such swap transactions or other over-the-counter derivative transactions/instruments is also the counterparty, and in order to avoid any conflicts of interests arising from such dual capacity, the Manager or its delegate will be required to perform tolerance checks in respect of such valuation with a frequency at least equal to that of the calculation of the Net Asset Value; and

(g) notwithstanding the foregoing, the Manager (in consultation with the Trustee) may permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant Investment.

2.3 - Foreign currency translation

The Series Trust is denominated in US dollar (USD).

Assets and liabilities expressed in other currencies than the US dollar are translated into USD at exchange rates prevailing at the end of the reporting period. Transactions expressed in foreign currencies are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the Statement of operations and changes in net assets in determining the result of the reporting period.

Unrealised foreign exchange gains or losses arising on the valuation of the portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation or depreciation on investments. Other net foreign exchange gains or losses are directly taken into the Statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Interest income on Swaps

Interest income is accrued on a daily basis.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a trustee fee of USD 15,000 per annum, calculated and accrued daily and payable quarterly in arrears.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust an administration fee of 0.09% per annum of the Target Redemption Amount calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a custody fee of 0.01% per annum of the Target Redemption Amount calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 6 - Management fees

The Manager is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a management fee of 0.16% per annum of the Target Redemption Amount, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a fee of up to 0.01% per annum of the Target Redemption Amount, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 8 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a fee of up to 0.50% per annum of the Target Redemption Amount per Unit save that for these purposes the Target Redemption Amount shall be calculated by reference to the number of Units in respect of which the Distributor is the registered holder of, rather than the number of Units in issue, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 9 - Swap Contracts

Swap transactions are entered into between two parties, Citigroup First Investment Management Limited ("CFIM") and Citigroup Global Markets Limited ("CGML") that provides the Active Portion.

The swaps maturity date is March 18, 2022. It is the **Manager's intention to keep** on rolling these swaps until termination of the Series Trust.

In the Statement of net assets, this coupon accrued interest receivable is reflected under the item **"Interest receivable on swaps"** of **USD 49,271.75**.

As at December 31, 2019, the Series Trust has the following open swap contracts:

Quantity	Index Swap	Ccy	Index Ticker	Cost	Market value
114.15	S32 USD Index Swap	USD	CB CIXBPF85<Index>	9,417,734.66	18,019,650.54

Note 10 – Collateral arrangement

In order to mitigate the counterparty risk exposure arising from the swap transactions, the Trustee, for the account of the Series Trust, has entered into a collateral arrangement with the swap counterparty (a related party). This arrangement is based on an industry-standard ISDA (International Swaps and Derivatives Association) Master Agreement and a CSA (Credit Support Annex). In terms of this arrangement, the swap counterparty delivers cash (USD) collateral to the Custodian for the account of the Series Trust. The collateral pool is marked to market and adjusted on each Valuation Day.

As at December 31, 2019, the amount of collateral required is USD 13,062,862.25 and the amount of collateral received and deposited into the collateral account is USD 13,384,000.00.

Note 11 - Taxation**11.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from October 21, 2008, the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 12 - Subsequent events

In preparing these financial statements, the Series Trust has evaluated and disclosed all material **subsequent events up to the date of the auditor's report, which is the date that the financial statements** were available to be issued.

In response to the impact of the coronavirus (COVID-19) outbreak, the Manager has successfully tested **and implemented business continuity procedures that have included the majority of the Manager's staff** working from home, pausing all international travel, asking staff to avoid public transport and introducing other social distancing measures in accordance with relevant government guidance. The Manager is also monitoring the BCP effectiveness of key service providers. The pandemic is causing significant financial market and social dislocation and the ultimate extent of the effect of this on the Series Trust is uncertain.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Schedule of investments as at December 31, 2019**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Note			USD	USD	%
83,986,878	SERENADE INVESTMENT CORP SA ZERO COUPON 03/25/2022 USD	USD	74,718,649.60	80,392,239.62	81.48
Total Note			74,718,649.60	80,392,239.62	81.48
Total investments			74,718,649.60	80,392,239.62	81.48

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Classification of investments by country and by economical sector**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	81.48
Total investments		81.48

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[次へ](#)

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

純資産計算書

2018年12月31日現在

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券－取得原価		95,966,629.15	10,255,954
投資有価証券－時価		97,967,981.74	10,469,838
スワップ契約－時価	9	21,176,329.52	2,263,114
銀行預金		479,868.30	51,284
スワップに係る未収利息	9	56,712.00	6,061
現金に係る未収利息		5,185.70	554
資産合計		119,686,077.26	12,790,851
負債			
未払販売会社報酬	8	41,577.30	4,443
未払専門家報酬		17,968.28	1,920
未払管理会社報酬	6	13,304.10	1,422
未払弁護士報酬		13,206.21	1,411
未払印刷・発行費用		10,978.11	1,173
未払管理事務代行会社報酬	4	7,483.40	800
未払受託報酬	3	3,750.00	401
未払代行協会員報酬	7	834.20	89
未払保管会社報酬	5	834.20	89
負債合計		109,935.80	11,749
純資産合計		119,576,141.46	12,779,102
発行済受益証券口数		10,796,023.051 口	
受益証券 1 口当たり純資産価格		11.076	1,184 円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

損益および純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

	注	米ドル	千円
収益			
スワップに係る受取利息	2.5	923,627.42	98,708
その他の収益		92,158.00	9,849
収益合計		1,015,785.42	108,557
費用			
販売会社報酬	8	603,946.30	64,544
管理会社報酬	6	193,264.44	20,654
管理事務代行会社報酬	4	108,712.74	11,618
弁護士報酬		36,373.41	3,887
印刷・発行費用		21,775.12	2,327
専門家報酬		21,017.00	2,246
受託会社報酬	3	15,375.99	1,643
代行協会員報酬	7	12,079.20	1,291
保管会社報酬	5	12,079.20	1,291
銀行利息		6,029.85	644
保護預り手数料		5,952.88	636
その他費用		1,596.34	171
費用合計		1,038,202.47	110,953
投資純損失		(22,417.05)	(2,396)
スワップに係る実現純利益	2.2	3,515,762.14	375,729
投資有価証券に係る実現純損失	2.2	(2,204.36)	(236)
為替に係る実現純損失	2.3	(4,896.84)	(523)
当期投資純損失および当期実現純利益合計		3,486,243.89	372,575
投資有価証券に係る未実現純評価益	2.2	1,143,804.98	122,238
スワップに係る未実現純評価損	2.2	(2,607,769.82)	(278,692)
運用による純資産の純増加額		2,022,279.05	216,121
資本の変動：			
受益証券の買戻し		(33,290,020.02)	(3,557,704)
資本の純変動額		(33,290,020.02)	(3,557,704)
純資産、期首		150,843,882.43	16,120,686
純資産、期末		119,576,141.46	12,779,102

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703
統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2017年12月31日	13,862,815.393 口
買戻受益証券口数	(3,066,792.342)口
2018年12月31日	10,796,023.051 口

純資産、期末：

	米ドル	千円
2017年12月31日	150,843,882.43	16,120,686
2018年12月31日	119,576,141.46	12,779,102

受益証券 1 口当たり純資産価格：

	米ドル	円
2017年12月31日	10.881	1,163
2018年12月31日	11.076	1,184

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

財務書類に対する注記

2018年12月31日現在

注1．活動

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で信託証書および2017年1月26日に締結された追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

- （a）満期日（＊）において目標償還水準（すなわち発行価格の100パーセント）を達成することを目指すポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）
 - （b）本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）
- （＊）：「満期日」とは、2022年3月30日または管理会社が決定するその他の日をいう。

目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定された。2018年12月28日現在、積極運用部分および安定運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の17.71パーセントおよび81.93パーセントであった。

サブ・ファンドは、満期日において10.00米ドルの100パーセントである目標リターンを達成するためにセレナーデ・インベストメント・コーポレーション・エスエイが発行した債券に投資しており、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数に対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドと店頭スワップ取引またはこれに相当する取引を締結している。

サブ・ファンドは、積極運用部分スワップ取引の条項に基づき、目標償還水準に発行済受益証券口数を乗じた金額（以下「目標償還金額」という。）の年率0.77パーセントの利息を月次で受領し、これは、サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられる。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資ファンドに対して適用あるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、機能通貨建てで受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券1口当たり純資産価格は、（0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで端数処理される。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 下記 (b) および (c) の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付された当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記 (a) の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記 (a) または (b) に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記 (a) または (b) の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は管理事務代行会社が、関連するプレミアムまたはディスカウントおよび外国為替取引費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。）で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引／商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。
- (g) 上記にかかわらず、管理会社は（受託会社と協議の上）、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、他の評価方法の利用を許可することができる。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドは米ドル建てである。

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、報告対象期間末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は取引の日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外貨換算に係る未実現損益および実現損益は、報告対象期間の実績を算定する際に損益および純資産変動計算書において認識されている。

時価で評価したポートフォリオの評価から生じる未実現為替損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上されている。

2.4 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間において、純資産計算書日に適用される先渡レートで評価される。

2.5 スワップに係る受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注3．受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産より、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

注4．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.09パーセントの管理事務代行会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注5．保管会社報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.01パーセントの保管会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注6．管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.16パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注8．販売会社報酬

販売会社は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券1口当たり目標償還金額の年率0.50パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。ただし、この目的において目標償還金額は発行済受益証券口数ではなく販売会社がその登録保有者となっている受益証券口数を参照して計算される。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注9．スワップ契約

スワップ取引は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「CFIM」という。）とシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「CGML」という。）との間で締結され、積極運用部分を提供する。

枚数	インデックス・スワップ	通貨	インデックス・ティッカー	取得価額	時価
147.5264	S32 USD Index Swap	米ドル	CB CIXBPF5<Index>	12,171,382.17	21,176,329.52

サブ・ファンドは、積極運用部分スワップ取引の条項に基づき、目標償還水準に発行済受益証券口数を乗じた金額（すなわち目標償還金額）の年率0.77パーセントの利息を受領し、これは、サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられる。

純資産計算書において、かかる未収利息は、56,712.00米ドルの「スワップに係る未収利息」に反映されている。

注10. 税金

10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督からファンドの設立日である2008年10月21日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

10.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。

注11. 後発事象

本財務書類の作成にあたり、サブ・ファンドは、財務書類の公表日である監査報告書の日付までのすべての重要な後発事象を評価および開示している。

[次へ](#)

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statement of net assets as at December 31, 2018**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

	Notes	USD
Assets		
Investments		
At cost		95,966,629.15
At market value		97,967,981.74
Swap contracts at market value	9	21,176,329.52
Cash at bank		479,868.30
Interest receivable on swaps	9	56,712.00
Interest receivable on cash		5,185.70
Total assets		119,686,077.26
Liabilities		
Distributor fees payable	8	41,577.30
Professional fees payable		17,968.28
Manager fees payable	6	13,304.10
Legal fees payable		13,206.21
Printing and publishing fees payable		10,978.11
Administrator fees payable	4	7,483.40
Trustee fees payable	3	3,750.00
Agent Company fees payable	7	834.20
Custodian fees payable	5	834.20
Total liabilities		109,935.80
Total net assets		119,576,141.46
Number of units outstanding		10,796,023.051
Net asset value per unit		11.076

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2018**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

	Notes	USD
Income		
Interest income on swaps	2.5	923,627.42
Other income		92,158.00
Total income		1,015,785.42
Expenses		
Distributor fees	8	603,946.30
Management fees	6	193,264.44
Administrator fees	4	108,712.74
Legal expenses		36,373.41
Printing and publishing expenses		21,775.12
Professional expenses		21,017.00
Trustee fees	3	15,375.99
Agent Company fees	7	12,079.20
Custodian fees	5	12,079.20
Bank interests		6,029.85
Safekeeping fees		5,952.88
Other fees		1,596.34
Total expenses		1,038,202.47
Net investment loss		(22,417.05)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2018
(continued)**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

	Notes	USD
Net investment loss		(22,417.05)
Net realised:		
Gain on swap contracts	2.2	3,515,762.14
Loss on investments	2.2	(2,204.36)
Loss on foreign exchange	2.3	(4,896.84)
Total net investment loss and realised gain for the year		3,486,243.89
Net unrealised:		
Appreciation on investments	2.2	1,143,804.98
Depreciation on swap contracts	2.2	(2,607,769.82)
Net increase in net assets resulting from operations		2,022,279.05
Movement in capital:		
Redemptions of units		(33,290,020.02)
Net movement in capital		(33,290,020.02)
Net assets at the beginning of the year		150,843,882.43
Net assets at the end of the year		119,576,141.46

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Statistical information**

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Number of units outstanding at the end of the year	
December 31, 2017	13,862,815.393
number of units redeemed	(3,066,792.342)
December 31, 2018	10,796,023.051
Net assets at the end of the year	
	USD
December 31, 2017	150,843,882.43
December 31, 2018	119,576,141.46
Net asset value per unit	
	USD
December 31, 2017	10.881
December 31, 2018	11.076

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2018)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 1 - Activity

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 (the "Series Trust"), a series trust of the Trust created and established pursuant to the Trust Deed and a supplemental trust deed made on 26 January 2017 between the Trustee and the Manager.

Investment objective and policies

The Series Trust's Investment objectives are to provide Investors with a return which is linked to:

(a) a portfolio which aims to achieve the Target Redemption Level i.e. 100% of the Issue Price at the Maturity Date (*) (the "Fixed Portion"); and

(b) a portfolio which provides a leveraged exposure to the Index (the "Active Portion").

(*): The "**Maturity Date**" means 30th March 2022 or such other date as the Manager may determine.

The allocation between the Active Portion and Fixed Portion was fixed shortly after the launch date of the Series Trust with the objective that the minimum amount that is necessary in order to achieve the Target Redemption Level would be allocated to the Fixed Portion, with the remaining balance being allocated to the Active Portion. As of December 28, 2018, the allocation to the Active Portion and Fixed Portion were 17.71% and 81.93% of the Net Asset Value respectively.

The Series Trust invests in the notes issued by Serenade Investment Corporation SA to achieve a target return of 100% of USD 10.00 at the Maturity Date and enters into over-the-counter swap transactions or equivalent instruments with Citigroup Global Markets Limited that provides a leveraged exposure to Global Multi Asset USD Index.

Under the Active Portion Swap Transactions, the Series Trust will receive a coupon of 0.77% of the Target Redemption Level multiplied by the number of Units in Issue (the "**Target Redemption Amount**") per annum and payable on a monthly basis which will be used to settle certain operating costs and expenses in respect of the Series Trust.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investment funds in Luxembourg applicable to investment funds

2.2 - Valuation of the investments in securities

The Administrator will calculate and publish the Net Asset Value per Unit in the Functional Currency on the Closing Date and on each Valuation Day.

The Net Asset Value per Unit will be calculated by dividing the Net Asset Value by the number of Units in issue. The Net Asset Value per Unit will be rounded to 3 decimal places (according to natural rounding convention with 0.0005 being rounded up) or to such other number of decimal places as determined by the Manager, after consultation with the Trustee.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.2 - Valuation of the Investments in securities (continued)**

In determining the Net Asset Value and the Net Asset Value per Unit, the Administrator will follow the following valuation policies and procedures:

(a) subject as provided in paragraphs (b) and (c) below, all calculations based on the value of Investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market will be made by the Administrator by reference to the last traded price or official closing price according to its local rules and customs on the principal exchange for such Investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made, if the Valuation Day is not a business day for such place, on the last business day for such place preceding the Valuation Day; and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular Investment, the value of such Investment will be calculated by reference to the latest available price of such Investment quoted by any person, firm or institution making a market in that Investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager, in consultation with the Trustee, may designate); provided always that if the Manager, in consultation with the Trustee, in its discretion considers that the prices on another exchange or prices provided by any independent data provider, including Bloomberg or Interactive Data Corporation provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such Investment, it may instruct the adoption of such prices;

(b) If no last traded price, official closing price and other price quotations are available as provided in paragraph (a) above, the value of the relevant Investment will be determined from time to time in such manner as the Manager (in consultation with the Trustee) shall determine;

(c) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any Investment pursuant to paragraph (a) or (b) above, the Administrator is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system will be deemed to be the last traded prices, official closing price, or the latest available price for the purpose of paragraph (a) or (b) above;

(d) short-term money market Investments and bank deposits will be valued at cost plus accrued interest;

(e) the value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than the Functional Currency shall be converted into the Functional Currency at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange;

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.2 - Valuation of the investments in securities (continued)**

(f) swap transactions and other over-the-counter derivative transactions/instruments will be valued based on the net present value of their expected cash flows. Where the calculation agent for such swap transactions or other over-the-counter derivative transactions/instruments is also the counterparty, and in order to avoid any conflicts of interests arising from such dual capacity, the Manager or its delegate will be required to perform tolerance checks in respect of such valuation with a frequency at least equal to that of the calculation of the Net Asset Value; and

(g) notwithstanding the foregoing, the Manager (in consultation with the Trustee) may permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant Investment.

2.3 - Foreign currency translation

The Series Trust is denominated in US dollar (USD).

Assets and liabilities expressed in other currencies than the US dollar are translated into USD at exchange rates prevailing at the end of the reporting period. Transactions expressed in foreign currencies are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the Statement of operations and changes in net assets in determining the result of the reporting period.

Unrealised foreign exchange gains/losses arising on the valuation of the portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other foreign exchange gains/losses are directly taken into the Statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the Statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.5 - Interest income on swaps

Interest income is accrued on a daily basis.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a trustee fee of USD 15,000 per annum, calculated and accrued daily and payable quarterly in arrears.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust an administration fee of 0.09% per annum of the Target Redemption Amount calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a custody fee of 0.01% per annum of the Target Redemption Amount calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 6 - Management fees

The Manager is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a management fee of 0.16% per annum of the Target Redemption Amount, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a fee of up to 0.01% per annum of the Target Redemption Amount, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Note 8 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the Trust Fund of the Series Trust a fee of up to 0.50% per annum of the Target Redemption Amount per Unit save that for these purposes the Target Redemption Amount shall be calculated by reference to the number of Units in respect of which the Distributor is the registered holder of, rather than the number of Units in issue, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703

Note 9 - Swap contracts

Swap transactions are entered into between two parties, Citigroup First Investment Management Limited ("CFIM") and Citigroup Global Markets Limited ("CGML") that provides the Active Portion.

Quantity	Index Swap	Ccy	Index Ticker	Cost	Market value
147,5264	S32 USD Index Swap	USD	CB CTXBPFB5<Index>	12,171,382.17	21,176,329.52

Under the Active Portion Swap Transactions, the Series Trust receives a coupon of 0.77% of the Target Redemption Level multiplied by the number of units in issue (the "Target Redemption Amount") per annum and payable on a monthly basis which is used to settle certain operating costs and expenses in respect of the Series Trust.

In the Statement of net assets, this coupon accrued interest receivable is reflected under the item "Interest receivable on swaps" of USD 56,712.00.

Note 10 - Taxation**10.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from October 21, 2008, the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

10.2 - Other countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Note 11 - Subsequent events

In preparing these financial statements, the Series Trust has evaluated and disclosed all material subsequent events up to the date of the auditor's report, which is the date that the financial statements were available to be issued.

（２）【損益計算書】

サブ・ファンドの損益計算書については、「１ 財務諸表、（１）貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの＜損益および純資産変動計算書＞をご参照ください。

（３）【投資有価証券明細表等】

サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「１ 財務諸表、（１）貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの＜投資有価証券明細表＞をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年4月末日現在)

	米ドル (IV.を除く。)	円 (IV.を除く。)
I. 資産総額	85,149,058.22	9,099,879,852
II. 負債総額	134,224.30	14,344,551
III. 純資産総額（I－II）	85,014,833.92	9,085,535,301
IV. 発行済口数	7,993,124口	
V. 1口当たり純資産価格（III／IV）	10.636	1,137

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （a）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （i）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ii）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （iii）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （b）受益証券が、受益者に対して、この「（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル（約2,758万円）で、2020年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,379円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2020年4月末日現在2億5,842万4,800香港ドル（約36億円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は香港会社（解散および雑則）法（第32章）および香港会社法（第622章）ならびにこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の実行取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役には（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- （i）取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- （ii）支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- （iii）（i）号および（ii）号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件（管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。）に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含

む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて25年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2020年4月末日現在、43本のファンドを運用している。

管理会社が運用している43本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建	1,165,148,751米ドル
		ユーロ建	18,284,070ユーロ
		英ポンド建	40,112英ポンド
		円建	221,834,234,614円
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍／契約型／オープン・エンド型	21本
		ケイマン籍／会社型／オープン・エンド型	1本
		アイルランド籍／会社型／オープン・エンド型	2本
		日本籍／証券投資信託／オープン・エンド型 (委託会社に対する副運用会社として)	19本

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.79円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. 管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

(1) 【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
売上高	2	39,835,244	549,328,015	57,356,942	790,952,230
その他の利益純額	3	3,127,590	43,129,466	1,322,752	18,240,750
その他の営業費用		(20,048,154)	(276,464,044)	(38,636,726)	(532,800,452)
税引前利益	4	22,914,680	315,993,437	20,042,968	276,392,529
法人税	5 (a)	(3,244,882)	(44,746,923)	(2,814,830)	(38,816,506)
当期利益		19,669,798	271,246,514	17,228,138	237,576,023
当期その他の包括利益		—	—	—	—
当期包括利益合計		19,669,798	271,246,514	17,228,138	237,576,023

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2019年12月31日現在

(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	19,753	272,394	22,749	313,709
流動資産					
現金および現金同等物	7	257,483,338	3,550,695,231	253,284,299	3,492,790,483
兄弟会社に対する債権	8	773,374	10,664,827	132,034	1,820,749
売掛金およびその他の資産	9	9,175,826	126,534,641	7,366,339	101,581,815
		267,432,538	3,687,894,699	260,782,672	3,596,193,047
流動負債					
買掛金および未払費用	10	5,881,203	81,101,789	4,060,446	55,993,550
兄弟会社に対する債務	8	2,039,978	28,131,297	19,665,036	271,180,846
未払税金	5 (c)	3,662,448	50,505,158	881,075	12,150,024
		11,583,629	159,738,244	24,606,557	339,324,421
純流動資産		255,848,909	3,528,156,455	236,176,115	3,256,868,626
純資産		255,868,662	3,528,428,849	236,198,864	3,257,182,335
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	27,582,758	2,000,200	27,582,758
剰余金		253,868,462	3,500,846,091	234,198,664	3,229,599,577
資本合計		255,868,662	3,528,428,849	236,198,864	3,257,182,335

2020年4月28日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2018年1月1日現在残高	2,000,200	216,970,526	218,970,726
当期包括利益合計	—	17,228,138	17,228,138
2018年12月31日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
2019年1月1日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
当期包括利益合計	—	19,669,798	19,669,798
2019年12月31日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662

	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2018年1月1日現在残高	27,582,758	2,992,023,554	3,019,606,312
当期包括利益合計	—	237,576,023	237,576,023
2018年12月31日現在残高	27,582,758	3,229,599,577	3,257,182,335
2019年1月1日現在残高	27,582,758	3,229,599,577	3,257,182,335
当期包括利益合計	—	271,246,514	271,246,514
2019年12月31日現在残高	27,582,758	3,500,846,091	3,528,428,849

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
営業活動					
税引前利益		22,914,680	315,993,437	20,042,968	276,392,529
調整：					
受取利息	3	(2,992,020)	(41,259,956)	(1,477,579)	(20,375,814)
運転資本変動前営業活動によるキャッシュ・フロー		19,922,660	274,733,481	18,565,389	256,016,714
兄弟会社に対する債権の（増加）／減少		(641,340)	(8,844,079)	111,708	1,540,453
売掛金およびその他の資産の（増加）／減少		(1,809,488)	(24,952,840)	4,789,899	66,052,707
買掛金および未払費用の増加／（減少）		1,820,757	25,108,239	(376,224)	(5,188,129)
兄弟会社に対する債務の（減少）／増加		(17,625,058)	(243,049,550)	9,816,813	135,373,851
営業から生じた正味現金		1,667,531	22,995,252	32,907,585	453,795,597
香港利得税支払額		(460,512)	(6,350,460)	(2,756,914)	(38,017,844)
営業活動から生じた正味現金		1,207,019	16,644,792	30,150,671	415,777,753
投資活動					
利息受取額		2,992,020	41,259,956	1,477,579	20,375,814
投資活動から生じた正味現金		2,992,020	41,259,956	1,477,579	20,375,814
現金および現金同等物の純増加		4,199,039	57,904,748	31,628,250	436,153,568
1月1日現在の現金および現金同等物		253,284,299	3,492,790,483	221,656,049	3,056,636,916
12月31日現在の現金および現金同等物	7	257,483,338	3,550,695,231	253,284,299	3,492,790,483

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準（以下「HKAS」という。）および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1（c）には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

（c）会計方針の変更

多くの新しい基準が2019年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

（d）現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

（e）収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

（f）引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによってのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

（g）売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金（注記1（k）（v）参照）控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

（h）外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

（i）法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- (i) 当社に対する支配または共同支配を有している。
- (ii) 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- (iii) 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- (i) 当該企業および当社が同一のグループの一員である（これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している）。
- (ii) 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業（あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業）である。
- (iii) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- (iv) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- (v) 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- (vii) (a)(i)に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業（または当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(k) 金融商品

(i) 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

(ii) 分類と事後測定

(A) 金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはFVTPLで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、FVTPLとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- － 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- － その契約条件により、元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- － 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- － ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- － 事業モデル（および当該事業モデルの中で保有されている金融資産）の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- － 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）
- － 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、FVTPLで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理コスト）への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー（例えば、ノンリコース要素）に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮（例えば、金利の定期的な再設定）を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

（B）金融資産の分類

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

（iii）認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

（iv）相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

（v）減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- － 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- － 信用リスク（すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク）が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内（または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

EC Lの測定

EC Lは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額（すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

EC Lは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- － 発行者または債務者の重大な財政的困難
- － 契約違反（債務不履行または90日超の期限経過事象など）
- － 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるEC L引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取投資運用報酬	39,835,244	57,356,942
	39,835,244	57,356,942

3 その他の利益純額

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	2,992,020	1,477,579
為替差益（差損）	135,570	(154,827)
	<u>3,127,590</u>	<u>1,322,752</u>

4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
支払管理報酬	4,666,331	19,628,027
支払サブ・マネージャー報酬	4,078,536	6,636,458
弁護士および専門家報酬	10,742,855	10,790,292
監査報酬	468,286	468,148
その他	92,146	1,113,801

5 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期税金費用－香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	3,261,875	3,085,307
繰延税金		
一時差異の発生および解消	2,996	3,529
	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

当期の香港利得税に対する引当金は、見積課税所得の16.5%（2018年：16.5%）で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
税引前利益	22,914,680	20,042,968
税率16.5%（2018年：16.5%）での 税引前利益に係る想定税額	3,780,923	3,307,090
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(516,052)	(218,254)
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
実際の税金費用	3,244,882	2,814,830

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る当期の課税は以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期の繰越税金		881,075	826,688
仮払利得税		(460,513)	(2,756,914)
過年度に係る利得税に対する 引当金残高		(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	5 (a)	3,261,875	3,085,307
		3,662,448	881,075

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
2019年1月1日現在		22,749	26,278
純損益およびその他の 包括利益計算書への借方計上額	5 (a)	(2,996)	(3,529)
2019年12月31日現在		19,753	22,749

2019年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった（2018年：ゼロ）。

6 取締役の報酬

香港会社法の第383条（1）および社内規定のパート2（取締役の給付に関する情報の開示）に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
取締役の報酬	—	—
給与、手当および現物給付	7,478,000	8,664,708
変動賞与	8,494,866	14,381,096
株式報酬	2,131,543	1,830,923
退職制度への拠出額	740,100	758,100
	<u>18,844,509</u>	<u>25,634,827</u>

7 現金および現金同等物

2019年12月31日および2018年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

9 売掛金およびその他の資産

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未収投資運用報酬	5,444,468	7,283,614
未収弁護士および専門家報酬	3,731,358	82,725
	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>

未収税金を除いた上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

10 買掛金および未払費用

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	580,425	2,615,365
未払弁護士および専門家報酬	4,840,130	984,433
その他	460,648	460,648
	<u>5,881,203</u>	<u>4,060,446</u>

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務が580,425香港ドル（2018年：2,350,065香港ドル）含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

11 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2019年		2018年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2019年12月31日現在の資本金額は255,868,662香港ドル（2018年：236,198,864香港ドル）であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物（金融資源）規則（以下「FRR」という。）の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

（a）信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

（b）流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

（c）金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2019年		2018年	
	税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル	
金利の変動				
－増加	－	－	0.28%	689,064
－減少	(0.33)%	(831,600)	－	－

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

(i) 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2019年			2018年		
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
兄弟会社に対する債権	－	580,425	192,949	－	－	132,034
売掛金およびその他の資産	－	12,298,268	3,419,155	－	7,047,878	293,661
買掛金および未払費用	－	(4,605,392)	(807,961)	－	(4,028,308)	428,510
兄弟会社に対する債務	－	(394)	(1,212,795)	(11,820)	(3,434,604)	(13,077,290)
正味エクスポージャー	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

(ii) 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬間的な変動を表している。

	2019年		2018年	
	為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル	為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル
豪ドル	— (4.35)%	— (130)	2.04% (1.05)%	14,280 (7,327)
日本円	5.77% —	513,516 —	0.26% —	6,415 —

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2019年12月31日および2018年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	(ii)	39,835,244	57,356,942
支払報酬			
支払サブ・マネージャー報酬	(iv)	1,900,215	3,290,514

(i) 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- － 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド(2008-12) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ1」という。)(2019年2月6日に償還)
- － 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ4」という。)(2019年3月13日に償還)
- － 円建/日経225連動ファンド2009-02(最安値参照/ノックイン型) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ6」という。)(2019年4月18日に償還)
- － カントリー・セクター 外貨建てシリーズ(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ12」という。)(2019年1月31日に償還)
- － ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)
- － ワールド・CB・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ15」という。)(2019年7月8日に償還)
- － アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- － メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- － テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- － グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- － ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)
- － 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- － トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- － フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- － トレジャリー・プレミアム・プラスIIファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- － 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- － 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- － 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)
- － JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- － 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- － 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- － チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)(2019年7月11日に設定)
- － 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- － 償還時目標設定型ファンド1903(以下「ファンド・シリーズ42」という。)(2019年3月29日に設定)
- － フレキシベータ・ファンド(VT5ディフェンシブおよびVT10アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)(2019年12月20日に設定)
- － CGMYLインデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(SP)(以下「CGMYL」という。)
- － トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「KAM」という。)

当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- － 日本厳選プレミアム株式オープン(以下「KAM日本厳選」という。)(2019年4月10日に償還)

(ii) 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ12、14、15、18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、42、43、CGMYL、KAMおよび日本厳選の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

シリーズ1、4および6の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.3%で計算される。

(iii) 当社とシリーズ19および39のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ50%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2019年12月31日現在においてシリーズ19のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、689,282香港ドル（2018年:933,218香港ドル）であったのに対し、シリーズ39については630,508香港ドル（2018年:ゼロ香港ドル）であった。

当社と当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「CGML」という。）との間で締結された書面による契約に従い、KAM日本厳選については、CGMLへの支払データ・サービス報酬は、ファンドの日次の純資産価額に年率0.18%を適用して計算される。2019年12月31日現在においてCGMLに支払われた支払データ・サービス報酬総額は、580,425香港ドル（2018年:2,357,296香港ドル）であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2019年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、4,666,331香港ドル（2018年:19,628,027香港ドル）であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記6に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

特定の経営幹部に対して合計18,844,509香港ドル（2018年:25,634,827香港ドル）の報酬を含む開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

14 直接の親会社および最終的な支配会社

2019年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2019年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

15 公表されているが2019年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは2019年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正、新基準および解釈指針を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

*以下の日付以降に開始する
会計期間より適用*

I A S第1号およびI A S第8号における
「重要性がある」の定義の修正2020年1月1日

2020年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

16 後発事象

新型コロナウイルス（C O V I D－19）は、2020年3月11日に世界保健機関によりパンデミックとして分類され、世界の国々に影響を与えている。C O V I D－19による潜在的な影響は、特に、経済状況、事業および消費者への影響を含め、依然として不透明である。当社への影響の範囲は不明であるが、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

これは修正を要しない事象であり、状況は急速に変化し続けているため、現時点では、財務上の影響を見積もることはできない。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2019

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Turnover	2	39,835,244	57,356,942
Other net gain	3	3,127,590	1,322,752
Other operating expenses		<u>(20,048,154)</u>	<u>(38,636,726)</u>
Profit before taxation	4	22,914,680	20,042,968
Income tax	5(a)	<u>(3,244,882)</u>	<u>(2,814,830)</u>
Profit for the year		19,669,798	17,228,138
Other comprehensive income for the year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total comprehensive income for the year		<u>19,669,798</u>	<u>17,228,138</u>

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

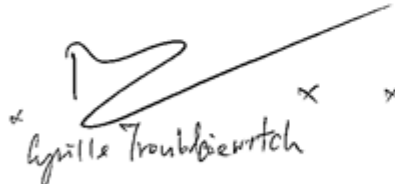
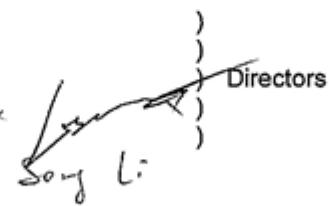
Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position as at 31 December 2019

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Non-current asset			
Deferred tax assets	5(c)	<u>19,753</u>	<u>22,749</u>
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	257,483,338	253,284,299
Amounts due from fellow subsidiaries	8	773,374	132,034
Accounts receivable and other assets	9	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>
		<u>267,432,538</u>	<u>260,782,672</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	10	5,881,203	4,060,446
Amounts due to fellow subsidiaries	8	2,039,978	19,665,036
Tax payables	5(c)	<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>
		<u>11,583,629</u>	<u>24,606,557</u>
Net current assets		<u>255,848,909</u>	<u>236,176,115</u>
NET ASSETS		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>253,868,462</u>	<u>234,198,664</u>
TOTAL EQUITY		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **28 APR 2020**



 Directors

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained earnings \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2018	2,000,200	216,970,526	218,970,726
Total comprehensive income for the year	-	17,228,138	17,228,138
Balance at 31 December 2018	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Balance at 1 January 2019	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Total comprehensive income for the year	-	19,669,798	19,669,798
Balance at 31 December 2019	2,000,200	253,868,462	255,868,662

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	2019	2018
		\$	\$
Operating activities			
Profit before taxation		22,914,680	20,042,968
Adjustment for:			
Interest income	3	<u>(2,992,020)</u>	<u>(1,477,579)</u>
Operating cashflow before changes in working capital		19,922,660	18,565,389
(Increase)/decrease in amounts due from fellow subsidiaries		(641,340)	111,708
(Increase)/decrease in accounts receivable and other assets		(1,809,488)	4,789,899
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses		1,820,757	(376,224)
(Decrease)/increase in amounts due to fellow subsidiaries		<u>(17,625,058)</u>	<u>9,816,813</u>
Net cash generated from operations		<u>1,667,531</u>	<u>32,907,585</u>
Hong Kong profits tax paid		<u>(460,512)</u>	<u>(2,756,914)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>1,207,019</u>	<u>30,150,671</u>
Investing activity			
Interest received		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net cash generated from investing activity		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net increase in cash and cash equivalents		4,199,039	31,628,250
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>253,284,299</u>	<u>221,656,049</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	7	<u>257,483,338</u>	<u>253,284,299</u>

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

1 Significant accounting policies (continued)**(c) Changes in accounting policies**

A number of new standards are effective from 1 January 2019 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

1 Significant accounting policies (continued)**(f) Provisions and contingent liabilities**

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(k)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

1 Significant accounting policies (continued)

(i) *Income tax*

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) *Related parties*

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

1 Significant accounting policies (continued)

- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Financial instruments**(i) Initial recognition**

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

1 Significant accounting policies (continued)**(ii) Classification and subsequent measurement****(A) Classification of financial assets**

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)*Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

(B) Classification of financial assets*Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

1 Significant accounting policies (continued)

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee income	39,835,244	57,356,942
	<u>39,835,244</u>	<u>57,356,942</u>

3 Other net gain

	2019 \$	2018 \$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	2,992,020	1,477,579
Foreign exchange gain/(loss)	135,570	(154,827)
	<u>3,127,590</u>	<u>1,322,752</u>

4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2019 \$	2018 \$
Management fee expenses	4,666,331	19,628,027
Sub-manager fee expenses	4,078,536	6,636,458
Legal and professional fee	10,742,855	10,790,292
Auditors' remuneration	468,286	468,148
Others	92,146	1,113,801
	<u>19,048,154</u>	<u>38,636,726</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

5 Income tax

(a) Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

	2019 \$	2018 \$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior year	(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	3,261,875	3,085,307
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	2,996	3,529
	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2018: 16.5%) of the estimated assessable profits.

(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:

	2019	2018
Profit before taxation	<u>22,914,680</u>	<u>20,042,968</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2018: 16.5%)	3,780,923	3,307,090
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(516,052)	(218,254)
Over-provision in respect of prior year	<u>(19,989)</u>	<u>(274,006)</u>
Actual tax expense	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

5 Income tax (continued)

(c) Income tax in the statement of financial position represents:

Current taxation in the statement of financial position represents:

	Note	2019 \$	2018 \$
Current taxation bought forward		881,075	826,688
Provisional Profits Tax Paid		(460,513)	(2,756,914)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years		(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	5(a)	3,261,875	3,085,307
		<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	Note	2019 \$	2018 \$
At 1 January 2019		22,749	26,278
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	5(a)	(2,996)	(3,529)
At 31 December 2019		<u>19,753</u>	<u>22,749</u>

As at 31 December 2019, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2018: \$Nil).

6 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2019 \$	2018 \$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	7,478,000	8,664,708
Discretionary bonuses	8,494,866	14,381,096
Share based payments	2,131,543	1,830,923
Retirement scheme contributions	740,100	758,100
	<u>18,844,509</u>	<u>25,634,827</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

8 Amounts due from/to fellow subsidiaries

The amounts due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

9 Accounts receivable and other assets

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee receivable	5,444,468	7,283,614
Legal and professional fee receivable	3,731,358	82,725
	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>

All of the above fee receivables except tax receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

10 Accounts payable and accrued expenses

	2019 \$	2018 \$
Sub-manager fee payable	580,425	2,615,365
Legal and professional fee payable	4,840,130	984,433
Others	460,648	460,648
	<u>5,881,203</u>	<u>4,060,446</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$580,425 (2018: \$2,350,065). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

11 Share capital**(a) Issued share capital**

	2019		2018	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2019 was \$255,868,662 (2018: \$236,198,864).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2019 and 31 December 2018, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2019		2018	
		<i>Profit before tax increase/ (decrease)</i>		<i>Profit before tax increase/ (decrease)</i>
	%	\$	%	\$
Changes in interest rate				
- Increase	-	-	0.28	689,064
- Decrease	(0.33)	<u>(831,600)</u>	-	<u>-</u>

12 Financial instruments (continued)

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2019			2018		
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
Amounts due from fellow subsidiaries	-	580,425	192,949	-	-	132,034
Accounts receivable and other assets	-	12,298,268	3,419,155	-	7,047,878	293,661
Accounts payable and accrued expenses	-	(4,605,392)	(807,961)	-	(4,028,308)	428,510
Amounts due to fellow subsidiaries	-	(394)	(1,212,795)	(11,820)	(3,434,604)	(13,077,290)
Overall net exposure	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

12 Financial instruments (continued)**(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2019		2018	
	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>
Australian dollars	- (4.35)	- (130)	2.04 (1.05)	14,280 (7,327)
Japanese Yen	5.77 -	513,516 -	0.26 -	6,415 -

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

13 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Fee income and expenses

	Note	2019 \$	2018 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	39,835,244	57,356,942
Fee expenses			
Sub-manager fee expenses	(iii)	<u>1,900,215</u>	<u>3,290,514</u>

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 1") (Terminated on 6 February 2019)
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) ("Fund Series 4") (Terminated on 13 March 2019)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (2009-02) ("Fund Series 6") (Terminated on 18 April 2019)
- Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12") (Terminated on 31 January 2019)
- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14")
- World CB Fund (JPY) ("Fund Series 15") (Terminated on 8 July 2019)
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")

13 Material related party transactions (continued)

- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39") (Launched on 11 July 2019)
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42") (Launched on 29 March 2019)
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43") (Launched on 20 December 2019)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund ("KAM Japan Prime Selection") (Terminated on 10 April 2019)

13 Material related party transactions (continued)

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 12, 14, 15, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, CGMYL, KAM and Japan Prime Selection, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 4 and 6, fees are calculated at 0.3% per annum of the notional amount of units in issue.

- (iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19 and 39, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19 as at 31 December 2019 amounted to \$689,282 (2018: \$933,218), while amounted to \$630,508 for Series 39 (2018: \$Nil).

Pursuant to the letter agreement signed between the Company and Citigroup Global Markets Limited ("CGML"), a fellow subsidiary of the Company, for KAM Japan Prime Selection, the data service fee expense payable to CGML are calculated at 0.18% per annum applied to the daily net asset value of the fund. The total data service fee expenses paid to CGML as at 31 December 2019 amounted to \$580,425 (2018: \$2,357,296).

(b) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2019 amounted to \$4,666,331 (2018: \$19,628,027).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 6, there were no other key management personnel emoluments.

Amounts disclosed include emoluments totalling \$18,844,509 (2018: \$25,634,827) to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

14 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2019, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2019 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments, new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

*Effective for
accounting periods
beginning on or after*

Amendments to IAS 1 and IAS 8, *Definition of material*
1 January 2020

1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

16 Subsequent events

A novel strain of coronavirus (COVID-19) was classified as a pandemic by the World Health Organization on 11 March 2020, impacting countries globally. The potential impacts from COVID-19 remain uncertain, including, among other things, on economic conditions, business and consumers. The extent of these impacts on the Company are unclear, although they will likely adversely affect its business, results of operations and financial condition.

This is a non-adjusting event and an estimate of the financial effect cannot be made at the point in time as the situation remains a rapidly evolving one.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- （a）受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- （b）自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれえないものとする。
- （c）（前項（b）項に定めるところに従い）受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約もしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- （d）管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5【その他】

（１）定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当なし。

（３）出資の状況

該当なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、2,592万米ドル（約27億7,007万円）

（ロ）事業の内容

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の間接完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適式に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改正）の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

（2）SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、9,015万4,448ユーロ（約104億5,792万円）

（注）ユーロの円換算額は、便宜上、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝116.00円）による。

（ロ）事業の内容

SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社（Société Anonyme）として設立された銀行であり、SMB C日興証券株式会社の子会社である。

（3）シティグループ証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、963億7百万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

（4）株式会社SMB C信託銀行（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、875億5,000万円

（ロ）事業の内容

株式会社SMB C信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業務を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの個人、機関、団体または法人（管理会社を含むがこれに限られない。）に対して委託する機能を有する。

- (a) 受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。
- (b) 受託会社は、各当該委託先が（適用ある限り）信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。
- (c) かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。）のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

- (a) 受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。
- (b) ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

（２）ＳＭＢＣ日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社は、トラストの管理事務代行会社および名義書換代理人としてＳＭＢＣ日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、とりわけ、トラストの一切の日常管理事務を遂行し、トラストに対して名義代理人の業務を提供しもしくはその提供を確保し、受益証券の純資産価額ならびに申込価格および買戻価格を決定し、また各サブ・ファンドの計算書類を維持する職務を履行する。

管理事務代行会社は、関連するサブ・ファンドに関していずれかの第三者が被る損失または損害（管理事務代行会社の故意の不履行、現実の詐欺もしくは過失または管理事務代行契約に基づくその義務の無思慮に起因するものを除く。）につき管理事務代行会社に対して行われ得る一切の請求および要求（かかる請求および要求より発生しもしくはこれに付帯する経費および費用を含む。）に対して、各サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。管理事務代行契約は、管理事務代行会社により、受託会社に対する90日以上前の事前の書面による通知を行うことにより（その逆の場合も含む。）または当該契約に記載されるその他の状況において終了することができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの資産の保管会社としてＳＭＢＣ日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。

受託会社は、関連するサブ・ファンドに関していずれかの第三者が被る損失または損害（保管会社の故意の不履行または過失に起因するものを除く。）につき保管会社に対して行われ得る一切の請求および要求（かかる請求および要求より発生しもしくはこれに付帯する経費および費用を含む。）に対して、各サブ・ファンドの資産から保管会社を補償する。保管契約は、受託会社または保管会社のいずれかにより、相手方に対する90日以上前の事前の書面による通知を行うことによりまたは当該契約に記載されるその他の状況において終了されることができる。

（３）シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

（４）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

管理会社は、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の販売会社として行為するために、株式会社ＳＭＢＣ信託銀行を選任した。受益証券販売・買戻契約の条件に基づき、販売会社は、日本法に従い、管理会社から受益証券を購入し、日本国内（のみ）の投資者から注文された購入申込みを完了する責任を負う。

受益証券販売・買戻契約に従い、管理会社は、管理会社の故意の不法行為または過失により生じ、販売会社が負担または被った一切の損失、責任、訴訟、手続き、請求、費用および経費（合理的な弁護士費用を含む（ただし、これらに限られない。）。）（以下「損失等」という。）につき、当該損失等が販売会社の故意の不履行または詐欺から生じた場合を除き、販売会社をサブ・ファンドの資産によって補償することに同意している。

販売会社の選任は、管理会社により、または販売会社が相手方当事者に3か月前までに書面による通知を行い、または受益証券販売・買戻契約に記載されるその他一定の状況において終了されない限り（かつ、その終了のときまで）、継続する。

3【資本関係】

提出者および代行協会員は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改正）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- （a）1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - （b）2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.5 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）およびオフショア・バンキング監督者グループ（以下「OGBS」という。）のメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケ

イマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、その主たる業務が投資者の選択による買戻しができない投資持分の募集および発行であり、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

（a）投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

（b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されており、かかる運営者またはその代理人の報酬が、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの資産、収益または売買益に基づき算定される場合

ただし、以下を除く。

（a）銀行および信託会社法（2020年改正）または2010年保険法に基づく免許を受けた者

（b）住宅金融組合法（2020年改正）または共済会法（1998年改正）に基づき登録された者、または

（c）非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年（改正）ミューチュアル・ファンド法（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

- （a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- （b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィード・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- （a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改正）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資

信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および(ii)に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - (ii) 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法（2020年改正）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（2020年改正）の第12編
 - (C) 2017年有限責任事業組合法の第8編
 - （以下、併せて「受益所有権法」という。）

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社があったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有しなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (vii) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数の制限はない。

- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改正）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（2013年改正）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。2014年契約（第三者の権利）法により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - （d）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （e）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （f）規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- （a）ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - （c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に

よる義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

(a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

(b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

(a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

(c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合

(d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合

(f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合

(g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合

(h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

(i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

(ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

(iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

(iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

(v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること

(vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

(vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと

(viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15 (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

（a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

（b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改正）または薬物濫用法（2017年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものと同みなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適

用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- （ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- （iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- （iv）本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- （v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- （vi）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- （vii）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- （viii）一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の分配が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

（b）本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法律が存在する法域¹で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

¹ 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域²またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

² 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域³またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社または

ジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィードアー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

³ 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の（x x ii）、（x x iii）および（x x iv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (x x i) 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては、当計算期間において下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年6月17日 訂正有価証券報告書

2019年6月28日 有価証券報告書（第2期）

2019年9月30日 半期報告書（第3期中）

第5【その他】

該当事項なし。

《別紙A 定義》

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

積極運用部分	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
積極運用部分スワップ・ カウンターパーティー	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドをいう。
積極運用部分スワップ取引	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分スワップ取引」の項において定める意味を有する。
管理事務代行契約	受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結された2008年11月19日付管理事務代行契約（随時修正または追補される。）をいう。
管理事務代行会社	トラストの管理事務代行会社としてのSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社またはトラストもしくはサブ・ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。
代行協会員	受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社または随時選任されるその他の団体をいう。
代行協会員契約	管理会社および代行協会員の間で締結された2017年2月6日付契約（随時修正または追補される。）をいう。
申込書	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な受益証券の申込みの様式をいう。
営業日	ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業を行っているそれぞれの日（土曜日、日曜日または祝日を除く。）（ただし、台風警報8号、黒色暴雨警報の発令またはその他の類似の事象により、いずれかの日において、香港の銀行の営業時間が短縮された場合、当該日は営業日とはならない（ただし、管理会社が別途決定する場合はこの限りではない。））ならびに／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

シティGMRIインデックス	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
払込日	2017年3月22日または管理会社が決定するその他の日をいう。
コアアセット	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
保管会社	各サブ・ファンドの資産の保管会社としてのSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任されるその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社の間で締結された2008年11月19日付保管契約（随時修正または追補される。）をいう。
販売会社	株式会社SMBC信託銀行または受益証券の販売会社として随時選任されるその他の団体をいう。
適格投資家	（i）米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の団体、（ii）ケイマン諸島に所在または居住する者または団体（慈善信託もしくは慈善権限授与の対象者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。）、（iii）適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または（iv）上記（i）から（iii）に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
本エクスポージャー	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
安定運用部分	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
安定運用部分スワップ・カウンターパーティー	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドをいう。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）をいう。

機能通貨	米ドルをいう。
本インデックス	グローバル・マルチアセット米ドル建て指数をいう。
インデックス営業日	ロンドンにおいて商業銀行が営業を行っている日をいう。
インデックス計算代理人	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはいかなる時点においてもインデックス・スポンサーがインデックス計算代理人として選任するその他の者をいう。
インデックス要項	インデックス・スポンサーによって作成および公表される本インデックスの計算の基準となるインデックスの要項の方式の最新版をいう。
インデックス水準	本インデックスの水準をいう。
インデックス・スポンサー	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドをいう（ただし、インデックス要項において、「インデックス管理事務代行会社（Index Administrator）」という用語がシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドを指すために用いられていることを、投資者は、留意すべきである。）。
当初申込期間	2017年2月24日に開始し、2017年3月17日に終了する期間または販売会社との協議の上管理会社が決定するその他の期間をいう。
投資対象	人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
投資運用契約	受託会社および管理会社の間で締結された投資運用契約（随時修正または追補される。）をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。

投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに／または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。
発行価格	10.00米ドルをいう。
レバレッジ後エクスポージャー	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分スワップ取引」の項において定める意味を有する。
レバレッジ水準	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分スワップ取引」の項において定める意味を有する。
マクロ指標	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
満期日	2022年3月30日または管理会社が決定するその他の日をいう。
純資産価額	サブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり 純資産価格	純資産価額を計算時における発行済受益証券口数で除したものをいう。受益証券1口当たり純資産価格は、（0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位未満を四捨五入して当該位まで算出する。
本債券	債券発行会社により発行され、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項および本書別紙B「本債券」に記載されるセレーナデ米ドルゼロクーポン債券をいう。

債券発行会社	セレナーデ・インベストメント・コーポレイション・エスエイをいう。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書（随時修正または補足される。）をいう。
買戻日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
買戻申込期限	関連する買戻日の2営業日前の日における17時（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合について決定するその他の時刻をいう。
買戻通知	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な様式による、受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
リザーブアセット	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
リスク・オンオフ水準	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
サブ・ファンド	信託証書ならびに受託会社および管理会社の間で締結された2017年1月26日付追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703をいう。
シグナル	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
目標償還金額	サービス・プロバイダーの報酬を計算する目的において、目標償還水準に当該サービス・プロバイダーの報酬の計算時における発行済受益証券の口数を乗じた額をいう。
目標償還水準	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
償還日	2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

トレンド指標	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストをいう。
信託証書	受託会社および管理会社の間で締結された2008年10月21日付トラストの設立に関する信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（随時修正および追補される。）をいう。
受託会社	CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託財産	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。 （a）当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金 （b）信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産 また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
受益者	受益証券に関してある期間において登録された保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。
受益者決議	（a）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議（当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。）、または（b）受益者集会において、当該集会に関する基準日 に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
米国	アメリカ合衆国、その属領および領土をいう。
米ドル、ドル	米国の法定通貨である米ドルをいう。

評価日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
ボルカー・ルール	一定の適用除外に従い、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事することまたは特定のプライベート・ファンドの所有持分の取得もしくは保持を行うこと、もしくは特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。
日本円、円	日本の法定通貨である日本円をいう。

《別紙B 本債券》

この別紙Bは、本債券の勧誘条件の抜粋である。本別紙Bは、本債券に対する投資を行うサブ・ファンド（本書において定義される。）に宛てられたものであり、サブ・ファンドおよび管理会社は、この別紙Bにおける条件に関して責任を負わない。この別紙Bにおいて用いられる用語は、別途記載されない限り、本債券の勧誘条件において定めるものと同一の意味を有する。

セレナーデ米ドルゼロクーポン債券

A. 一般情報

発行会社 セレナーデ・インベストメント・コーポレイション・エスエイ

シリーズ 2017-6

参照 ISIN：XS1273375359 CUSIP：5C00059W9 MAG reference：17TIR000125 Mnemonic reference：LDDN2619

業務 発行会社は、ルクセンブルグで設立された特別目的公開有限責任会社であり、その業務は、2004年ルクセンブルグ証券化法（以下「証券化法」という。）に基づき認められる証券化取引を締結、履行および証券化取引のピークルを務めることである。発行会社は、証券化法の範囲内において、かつ、証券化取引に関連する限りにおいて、（i）有価証券および／もしくは他の金融商品ならびに／もしくは会社の持分を取得、保有もしくは処分し、（ii）資産のポートフォリオを所有、管理、展開および運用し、ならびに／または（iii）発行会社の目的の履行を容易ならしめるため、デリバティブ取引を締結、締結および交付ならびに履行することができる。発行会社の本債券に関する債務は、受託会社の利益のために、担保資産および担保契約に対する担保権により担保される。本債券に基づき発行会社によりなされるべきすべての支払いは、担保資産および担保契約に基づき受領される支払いのみから行われる。

円建担保資産：

発行者	日本国
通貨	日本円
元本金額	146億4,490万円
満期日	2022年3月20日
ISIN	JP1051311H38
担保資産の スプレッド 幅	ブルームバーグの単純利回りの仲値から0.5ベース ポイントないし1.5ベースポイント

担保契約

本債券は、発行会社およびシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「カウンターパーティー」という。）との間の2015年11月17日付ISDAマスター契約（そのスケジュールおよびクレジット・サポート・アネックスを含む。）を補足し、その一部を構成し、かつこれに服するコンファメーションによって証されたとおり、スワップ取引（以下「スワップ契約」という。）により担保される。詳細は後述する。クレジット・サポート・アネックスに基づき提供される担保は、本債券の目的において、「ISDAカウンターパーティー担保」である担保資産を構成する。

また、発行会社、「本サービス・プロバイダー」としてのシティバンク・エヌエイ・ロンドン支店および受託会社の間の担保管理業務契約（以下「担保管理業務契約」という。）に基づく発行会社の債務に対しても担保権の対象となる。

B. 発行条件

約定日	2017年3月22日
発行日	2017年4月5日
想定元本金額	1億4,950万4,673米ドル
通貨	米ドル
額面金額	本債券1口当たり1米ドル
発行価格	額面金額の88.85パーセント
再募集価格	発行価格
満期日	2022年3月25日
最終償還金額	早期に償還または買入消却されている場合を除き、各本債券は、額面金額に相当する金額で償還される。
利率	0パーセント
日数計算	該当なし
利息金額	該当なし
利息期間	該当なし
利息開始日	該当なし

利息期間終了日	該当なし
利息支払日	該当なし
発行会社のコール	該当なし
投資者のプット	該当なし
早期償還	本債券は、以下を含む（ただし、これらに限られない。）債券英文目論見書に記載される状況において、早期に償還されることがある。 （a）（i）担保資産の早期償還、（ii）担保資産に関する支払いの不履行もしくは担保資産に関する債務不履行事由の発生または（iii）担保資産の要項を定める書類の変更もしくは担保資産の内容もしくは構成の重大な変更。 （b）担保資産の全体の終了。 （c）本債券に基づく発行会社の債務もしくは担保契約に基づくカウンターパーティーの債務の履行が不可抗力もしくは国家行為により妨げられ、または、当該債務が違法もしくは履行不能となった場合。 （d）発行日の後に効力を生じたドッド・フランク法に基づく規則、規制、指針、解釈または指令の重要な適用または既存もしくは将来の当該規則、規制、解釈もしくは指示の変更により、本債券に関するシティバンク・エヌエイの関連会社の債務が違法もしくは強制執行不能となり、またはその他禁止された場合。 担保資産の不足により、発行会社がクレジット・サポート・アネックスの条項に基づく担保提供義務を履行できない場合、本債券に基づく早期償還事由または担保契約の終了を構成しない。

調整事由

以下の調整事由が本債券に適用される。

- (a) 法律の変更：適用ある法律の導入または変更により、本債券に基づく発行会社の債務または担保契約に基づくカウンターパーティーの債務をヘッジするために発行会社、カウンターパーティーまたは関連会社が締結したヘッジ取引に係る取決めが不適法もしくは違法となり、もしくはその他禁止される場合または発行会社もしくはカウンターパーティーが当該債務の履行において重大な増加費用を負担する場合。
- (b) ヘッジ取引混乱事由：発行会社が本債券を発行し、および本債券に基づく義務を履行することならびに／もしくはカウンターパーティーが担保契約に基づく債務をヘッジすることによる価格リスクを回避するために、発行会社、カウンターパーティーもしくは関連会社がヘッジ取引に係る取決めを実行できない場合またはヘッジ取引に係る取決めの収益金を現金化できない場合。
- (c) ヘッジ取引の増加費用：発行会社が本債券を発行し、および本債券に基づく義務を履行することならびに／またはカウンターパーティーによる担保契約に基づく債務をヘッジすることによる価格リスクを回避するため、ヘッジ取引に係る取決めを行い、またはヘッジ取引に係る取決めの収益金を現金化するため、発行会社、カウンターパーティーまたは関連会社が大幅に増加した費用を負担する場合。

早期償還事由

以下の早期償還事由が本債券に適用される。

- (a) 調整事由の発生後、本債券の条項に、関連する調整事由の効果を対応させる調整を行うことができない場合。
- (b) 以下の追加早期償還事由は、本債券に基づく早期償還事由を構成する。
第871条 (m) 事由の発生および／またはヘッジ取引混乱早期終了事由の発生

早期償還金額

早期償還金額は、債券英文目論見書に従い決定され、かつ、以下の算式を参照することにより算定される実現金額の按分割割に相当する本債券1口当たりの金額に相当する。

$$\text{担保資産金額} + / - \text{スワップMTM}$$

上記の用語の意味は、それぞれ次のとおりである。

「担保資産金額」とは、担保資産の現金化または（場合により）担保資産の償還による純資産をいう。

「スワップMTM」とは、発行会社の観点から、担保契約の終了価値をいい、計算代理人により決定される。（1）全体として見たときに、担保契約が発行会社にとってイン・ザ・マネーであるときは、スワップMTMはプラスの数値となり、実現金額を増加させ、または（2）全体として見たときに、担保契約がカウンターパーティーにとってイン・ザ・マネーであるときは、スワップMTMはマイナスの数値となり、実現金額を減少させる。

各場合において、疑義を避けるために付言すると、当該金額は、発行会社、償還代理人もしくは受託会社によりまたはこれらの者のために負担される担保資産の交付または売却に関する税金および他の手数料（これらに関する純手取金を受領される範囲に限る）ならびに本債券の発行および担保資産の取得に関して発行会社に支払義務が生じる税金、賦課金、経費および費用を含む税金、賦課金、経費および費用を斟酌した上で算定される。

早期償還金額は、ゼロと等しくなることがある（ただし、これを下回らない。）。

執行後の債権者の優先順位

第二順位基準：担保資産の現金化／償還の手取金および担保契約の終了価値の充当において、カウンターパーティーの債権は本債券保有者の債権に優先する。

C. 担保契約

スワップ契約

発行会社は、カウンターパーティーに以下を支払う。

- （a）発行日に、米ドルで、発行価格に想定元本金額を乗じた金額
- （b）発行会社が利息金額を受領すべき各日の後から5暦日目の日までに、日本円で、円建担保資産の元本金額に対し年率0.1パーセント（30／360未調整基準）（ただし、初回の発生期間は、半期のうちの全期間とする。）。
- （c）発行会社が円建担保資産の元本金額を受領すべき各日の後から5暦日目の日までに、日本円で、円建担保資産の元本金額。

カウンターパーティーは、発行会社に以下を支払う。

- （a）発行日に、円建担保資産の（正当な価格の101.298パーセントに経過利息を加えたものである）購入価格148億3,563万2,761円。
- （b）満期日に、米ドルで、最終償還金額。

スワップ契約想定
元本金額

本債券の想定元本金額の残高がいかなる時点においても減額された場合、担保資産の按分された部分が現金化され、スワップ契約の想定元本金額もこれに従い減額される。

担保資産の金額の支払いの不履行（履行拒絶または再構成を含む。）の場合、関連する担保資産の価額は現金化され、スワップ契約の想定元本金額もこれに従い減額される。

カウンターパーティー

シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド

スワップ担保

スワップ契約は、ISDAマスター契約および最低引渡金額を50,000米ドル、かつ極度額をゼロとする関連する両当事者が担保提供する方式のクレジット・サポート・アネックスにより書面化されており、日次で担保が付される。

クレジット・サポート・アネックスに基づく適格担保は、以下のとおりである。

		カウンター パーティー	発行会社	担保掛目
(A)	米ドル、日本円、ユーロ、英ポンドおよびスイスフランの現金	適用あり	適用なし	100パーセント
(B)	フランス、ドイツ、日本、英国および米国の政府が発行した譲渡性のある債券で、発行時の当初満期が10年を超えないもの	適用あり	適用なし	99パーセント
(C)	フランス、ドイツ、日本、英国および米国の政府が発行した譲渡性のある債券で、発行時の当初満期が10年を超え20年を超えないもの	適用あり	適用なし	97パーセント
(D)	フランス、ドイツ、日本、英国および米国の政府が発行した譲渡性のある債券で、発行時の当初満期が20年を超えるもの	適用あり	適用なし	95パーセント
(E)	担保資産	適用なし	適用あり	97パーセント

担保管理業務契約に基づき、本サービス・プロバイダーは、本債券およびクレジット・サポート・アネックスに基づき提供される担保に関し、一定の独立した監視および評価サービスを行う。

D. 追加情報

ディーラー／私募取扱者

シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド

計算代理人／償還代理人

シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド

保管会社

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー（ルクセンブルグ支店）

当初受託会社および
受託会社

シティコープ・トラスティ・カンパニー・リミテッド

格付	本債券に格付は付与されない。
上場	本債券は、上場の予定はない。
ISIN	XS1273375359
コモン・コード	127337535
クリアリングおよび決済	ユーロクリア／クリアストリーム・ルクセンブルグ
本債券の様式	記名式
現金決済	該当あり
支払営業日	ロンドン、ニューヨーク市、東京、TARGET 関連する日が生じる暦月において同じ日付の日がない場合または関連する日が支払営業日ではない日に該当する場合、当該日は、翌支払営業日に繰り延べ、繰り延べられる日が翌月となる場合は当日の直前の支払営業日とする。
流通市場	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「CGML」という。）は、債券および株式ならびに関連する商品のブローカーおよびディーラーとしての業務の一部として、随時、本債券に関する買い気配値を提示することができる。CGMLにより提示される気配値は、CGMLの単独の裁量により実勢市場条件を斟酌して決定されるものであり、本債券が当該価格において購入もしくは売却できること（またはかかる購入もしくは売却自体）についてのCGMLの表明ではない。 上記にかかわらず、CGMLは、いつでも、理由を問わず、通知なく買い気配値の提示を中止することができる。 よって、これらの有価証券について流通市場が存在しない可能性があり、投資者は、当該市場が存在することを前提とすべきではない。したがって、投資者は、本債券を満期日まで保有する用意がなければならない。 市場が存在する場合、投資者が本債券の売却を希望する限りにおいて、価格は、元本金額の残高から割引されることもあれば、割引されないこともある。
準拠法	イングランド法

書類	本債券の最終取引条件は、2017年3月10日付債券英文目論見書（同書において参照すべきものとして含まれるすべての書類を含む。）およびそれらの追補書類と共に、読了されなければならない債券英文発行条件書に記載されている。債券英文目論見書に対する追補書類のリスト（もしあれば）は、債券英文発行条件書に記載される。債券英文目論見書およびこれに対する追補書類、債券英文発行条件書ならびに担保契約の写しは、請求により入手することができる。
法律および規制	本債券は、私募のみで販売および勧誘がなされる。欧州経済領域（EEA）の国における勧誘（もしあれば）は、目論見書を公開するために当該国で施行される目論見書指令に基づく義務の免除規定に従ってのみ行われる。
販売制限	本債券は、1933年米国証券法（その後の改正を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づき、または米国の州もしくはその他の法域の証券規制当局に対し登録されておらず、また今後登録されることもなく、何人も、米国商品取引法（その後の改正を含む。）（以下「CEA」という。）および米国商品先物取引委員会の規則（以下「CFTC規則」という。）に基づき、発行会社のコモディティ・プール・オペレーターとして登録されておらず、また今後登録されることもない。さらに、発行会社は、1940年米国投資会社法（その後の改正を含む。）に基づき「投資会社」として登録されておらず、また今後登録されることもない。よって、本債券は、許容買主に対し「オフショア取引」（レギュレーションSにおいて定義される。）としてなされる場合を除き、勧誘、売付け、質権設定、転売、交付またはその他の移転をすることができない。許容買主が、他者の計算において、または他者の利益のために本債券を取得する場合、当該他者も許容買主でなければならない。 投資者の表明：本「別紙B 本債券」に記載される本債券を購入する各投資者は、発行会社およびディーラーに対し、当該投資者が（1）「米国人」（当該用語は、米国証券取引委員会のレギュレーションSのルール902（k）（1）において定義される。）ではないこと、（2）「非米国人」（当該用語は、米国商品先物取引委員会の規則4.7（a）（1）（iv）において定義される。ただし、その（D）項の目的において、「非米国人」でない適格者に関する例外を除く。）、（3）米国人（1934年証券取引所法第15G条の下で制定された信用リスク維持規則に定義される。）ではない者であることを表明したものとみなされる（上記（1）、（2）および（3）に規定される条件を充足する者を、「許容買主」という。）。 本債券は、（a）「オフショア取引」（レギュレーションSにおいて定義される。）において、かつ（b）許容買主に対してなされる場合を除き、勧誘、売付け、質権設定、転売、交付またはその他の移転をすることができない。許容買主が、他者の計算において、または他者の利益のために本債券を取得する場合、当該他者も許容買主でなければならない。

販売条件	投資者がCGMLの関連会社ではなく、かつこれらの本債券に関する販売活動を行う場合、販売契約を締結した場合を除き（この場合、当該販売契約の条項が適用される。）、投資者は、シティの「仕組商品に関する販売条件」（ www.citifirst.com/distributionterms ）を遵守した当該販売活動を行う。これらの条項は、投資者との間で取引を行う基準を定めており、特に、表明、保証および補償を含む。
適合性	投資者は、本債券に対する投資が自らの特定の状況において適切であるかを決定すべきであり、本債券に対する投資の結果を決定し、投資に関する自らの評価を行うために、自己の独立の財務、法律、規制資本、会計、業務および税務の顧問と協議すべきである。
源泉徴収／グロスアップ	本債券保有者は本債券に関するすべての税金の支払義務を負い、発行会社は、源泉徴収または控除に係る本債券について支払われる金額についてグロスアップを行わない。
手取金の使途	本債券に関して、（i）本債券の経済的条件（いずれかの利札に適用ある利率、参加率（もしあれば）、行使価格（もしあれば）およびバリア、キャップまたはフロアの水準（もしあれば）を含むが、これらに限られない。）および（ii）取引業者が本債券を投資者に対して売り付ける価格の双方は、発行会社のプログラムへの参加および本債券の関連する銘柄の発行に関連する発行会社の一定の報酬、経費、補償および費用に関する取引業者の補償義務を含む多数の要因によって性質決定される。
<u>E. リスク要因</u>	
一般	本債券の購入には相当なリスクを伴い、本債券に対する投資のリスクおよびメリットを評価するために必要な、財務および業務の知識および経験を有する投資者のみに適合する。投資者は、その投資の全部または一部を喪失する可能性がある。
イベント／信用リスク	発行会社は、本債券に基づく債務を填補するための固有の実質的資産を有していない特別目的証券化会社であり、本債券保有者に対して支払われるべき金額は、担保契約および担保資産に基づき発行会社に支払われる資金によってのみ支払われる。それゆえ、本債券保有者は、発行会社、カウンターパーティーおよび担保資産の債務者の信用リスクのすべてを引き受ける。

早期払戻リスク

支払不履行もしくは債務不履行事由、担保資産（ただし、本債券の目的において、ISDAカウンターパーティー担保ではない。）の条件変更、担保契約の終了、不可抗力、国家行為、違法行為もしくは規制上の理由により、または早期償還事由の結果、本債券の早期償還が行われることがある。かかる状況において、本債券保有者により受領される金額は、当初投資した金額を下回る可能性があり、ゼロとなる可能性もある。

担保資産

本債券保有者は、担保資産の債務者の信用リスクのすべてを引き受ける。担保資産は、信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクの影響を受ける。本債券を担保する担保資産は、すべてまたは実質的にすべて、投資適格を下回る格付を有することがあり、より大きな信用リスクおよび流動性リスクを有し、集中リスクの影響を受けることがある。担保資産に関し債務不履行が発生し、償還代理人が担保資産を売却しまたはその他処分する限りにおいて、当該売却または処分の収益金が未払いの元本および利息と同額となる見込みは大きくない。担保資産に関する債務不履行がない場合であっても、潜在的市場のボラティリティにより、当該担保資産の市場価値は、担保資産が当初に購入された価格および担保資産の元本金額から常に変動し、また、大幅に変動することがある。したがって、当該担保資産の売却もしくは処分に係る手取金の金額もしくは当該担保資産の満期において受領もしくは回収する金額に関して、または、当該売却もしくは処分の手取金が本債券の元本および利息を弁済しそれより前に支払われるべき金額を弁済するために十分であることについて、何らの保証もない。担保資産の発行者が倒産した場合、当該発行者に適用される様々な倒産法および関連する法律により、償還代理人が回収できる金額が制限されることがある。

市場リスク

関連する利回り曲線の水準および形状、原市場のボラティリティの水準および類推されるこれらの将来の方向性を含む（ただし、これらに限られない。）様々な要因が本債券の市場価値に影響することがある。これらの要素に対する変更および満期までの残存期間は、本債券の流通市場における価格に影響する。

金利リスク

本債券には、本債券保有者に対して支払われるべき利息が不安定であるという特徴が含まれることがある。投資者は、各自の特定の状況において当該本債券に対する投資が適切であるかを決定すべきである。

責任財産制限

本債券は、責任財産制限の性質を有する。不足分は本債券保有者により負担される。すなわち、不足分に関する本債券保有者の請求権は、自動的に消滅し、不足分について発行会社に対し追加の措置を行うことはできない。

資産および負債の分別

発行会社は、特別目的証券化会社である。本債券の各シリーズを参照して、発行会社の資産、負債および債務は、各別の構成要素に分別される。債権者の請求権（本債券保有者の請求権を含む。）は、関連するシリーズの構成要素の資産に限定され、これらは、担保資産および担保契約に基づく発行会社の権利のみで構成される。

課税リスク

投資者は、本債券に対する投資に伴う米国連邦源泉徴収税、所得税および相続税上の効果ならびに州、地方または米国以外の租税法域の法律に基づき生じる税務上の効果のすべての側面に関して、各自の税務の顧問に相談すべきである。発行会社、ディーラーおよび販売代理人ならびに／またはこれらの各関連会社は、税務の顧問ではなく、かつ、税務上の助言を提供しない。本債券に対する投資の税務上の影響に関する責任は、完全に投資者に属する。投資者は、本債券の税務上の取扱いが法域ごとに異なることがあることに留意すべきである。

本項は、本債券に関して、債券英文目論見書（以下「債券英文募集書面」という。）において定義される非米国人保有者に一般的に適用される米国連邦源泉徴収税および所得税上の効果の一部を要約したものである。債券英文募集書面の「税務—一定の米国連邦税上の留意点—非米国人保有者への税務上の効果」および同「FATCA」において考察される場合を除き、かつ、第871条（m）に関する下記の考察に従い、本債券に関して非米国人保有者に支払われる金額および本債券の課税対象となる処分に関して非米国人保有者により実現される利益は、一般的に、米国連邦源泉徴収税または所得税の課税対象とならない。一定の非米国人保有者（米国において取引もしくは事業に従事する非米国人保有者または処分の課税対象年において183日以上米国に滞在する個人である非米国人保有者を含む。）に対しては、特別な規則が適用される。

1986年内国歳入法第871条（m）（その後の改正を含む。）は、一定の金融商品（以下「特定債券」という。）に関する一定の「配当等価物」の支払いに関して、30パーセントの税率による源泉徴収税を要求している。第871条（m）に関する詳細については、債券英文募集書面の「税務—米国連邦税上の留意点—非米国人保有者への税務上の帰結—非米国人保有者に関するその他の米国連邦税上の留意点—法第871条（m）に基づく源泉徴収の可能性」を参照のこと。発行会社は、第871条（m）の目的において、本債券が特定債券に該当するものではないと判断している。

FATCAまたは第871条（m）の適用の結果として（または債券英文募集書面に記載される一定のその他の場合において）、本債券に関する支払いに米国連邦源泉徴収税が適用される場合、発行会社は、源泉徴収の対象となる金額に関して、追加の金額を支払う必要はない。

本債券に対する投資に係る米国連邦源泉徴収税および所得税上の帰結に関するさらなる情報については、債券英文募集書面および債券英文発行条件書を確認のこと。

レバレッジ・リスク

本債券の購入資金を拠出するための借入（レバレッジ）は、投資の価値およびリターンに重大な悪影響を与える可能性がある。本書で記載される本債券の潜在的パフォーマンスに係る仮定的例示は、レバレッジの効果を斟酌してはいない。本債券のレバレッジを検討する投資者は、レバレッジの提供者から適用あるリスクに関する更に詳細な情報を取得すべきである。投資者が投資についてレバレッジを得る場合、投資者は、投資者のポジションに不利な市場変動の場合における証拠金要件を充足するために、十分な流動資産を有することを確保すべきである。当該場合において、投資者が証拠金の支払いを行わない場合、投資者の本債券に対する投資は、ほぼまたは全く通知なしに清算されることがある。

為替リスク

為替相場の変動は、本債券の条件に基づく支払いに影響することがある。為替相場の過去の水準は、将来の水準を示唆するものではない。

重複リスク

金融市場の相互に関連する性質により、本債券に対する投資はリスクを含み、将来の潜在的な市場の変化（例として、裏付けとなる参照有価証券、参照指数、参照商品、参照金利等の価額の変化）の方向性、時期および重大性ならびに本債券の条件を評価した後にのみなされるべきである。複数のリスク要因が本債券に同時に影響を与え、特定のリスク要因の効果が予測不能となることがある。また、複数のリスク要因は、予測不能の重複する効果を有することがある。リスク要因の組み合わせが本債券の価額に対して有する効果について、何ら保証することができない。

手数料およびその他の対価

投資者は、CGMLおよびその関連会社ならびに本取引に関与するその他の第三者が、本債券の購入および売却、本債券に関するヘッジ活動ならびに取引に関するその他の役割に関し、手数料、報酬またはその他の対価（現金または現物）を請求し、または受領することがあることならびに関連事業体の販売員および従業員が投資者による本債券の購入に関し、手数料の支払いを受けまたは他の報酬もしくは対価（現金または現物）を受領することがあることを認識すべきである。投資者は、本債券の市場価値が、当該手数料およびその他の対価の控除後のものであることに留意しなければならない。

利益相反

CGMLおよびその関連会社（以下、それぞれ、「シティ関連事業体」という。）は、本債券に関し、多様な役割を履行することがあり、各当該シティ関連事業体は、本債券に関連して、自らが履行する役割の結果として、または自己のより一般的な活動の結果として、利益相反を生じることがある。シティ関連事業体は、本債券保有者以外の者に対して職務上の義務および信認義務を負うことがある。これらのその他の者の利益は本債券保有者の利益と異なることがあり、当該状況において、シティ関連事業体は本債券保有者に悪影響を及ぼす決定を行うことがある。

依拠の不存在

各本債券保有者は、本債券の取得の適法性に関する決定について、発行会社、ディーラー、シティ関連事業体およびそれぞれの関連会社に依拠することはできない。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

我々は、レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドである米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下「サブ・ファンド」という。）の2019年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針その他の説明情報で構成される注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2019年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理上の要件とともに国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、我々はこれらの要件およびI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

サブ・ファンドは、その財務書類および我々の監査報告書を英語から日本語に翻訳することがある。我々は翻訳に関する手続きに関与していない。財務書類および我々の監査報告書の英語版と日本語版との間に相違がある場合、英語版が優先する。

その他の情報

経営陣は、3 ページから8 ページ（訳注：原文のページ）に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、その他の情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正な表示ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ることおよび監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により生じることがあり、虚偽表示は、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、ならびに我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な不作為、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価し、ならびに財務書類が適正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー

2020年5月13日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, which comprise the statement of net assets and schedule of investments as at December 31, 2019, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at December 31, 2019, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included on pages 3 to 8, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

May 13, 2020

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（香港で設立された有限責任会社）

の株主各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

私どもは、7ページから31ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2019年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が発行した香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準（以下「HKSA」という。）に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HK I C P Aが発行したHK F R Sおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HK S Aに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HK S Aに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状

況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。

- 一 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャーターロード10

プリンスビル8階

2020年4月28日

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (“the Company”) set out on pages 7 to 31, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”) and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSAs”) and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (“the Code”) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited (continued)**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements (continued)

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited (continued)**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements (continued)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited (continued)**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements continued)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
28 April 2020

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

我々は、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドである米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下「サブ・ファンド」という。）の2018年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針その他の説明情報で構成される注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2018年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理上の要件とともに国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、我々はこれらの要件およびI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

サブ・ファンドは、その財務書類および我々の監査報告書を英語から日本語に翻訳することがある。我々は翻訳に関する手続きに関与していない。財務書類および我々の監査報告書の英語版と日本語版との間に相違がある場合、英語版が優先する。

その他の情報

経営陣は、3 ページから8 ページ（訳注：原文のページ）に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、その他の情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正な表示ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ることおよび監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により生じることがあり、虚偽表示は、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、ならびに我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な不作為、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価し、ならびに財務書類が適正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー

2019年6月12日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, which comprise the statement of net assets and schedule of investments as at December 31, 2018, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at December 31, 2018, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included on pages 3 to 8, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

June 12, 2019

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。